

二一カ条要求と山東問題の研究

目次

序章 二一カ条要求の提示（旧外交）から山東問題の解決（新外交）への転換…

2

第一節 日本外交の転機

第二節 二一カ条要求をめぐる本論文の視点

第三節 旧外交と新外交の定義

第一章 二一カ条要求前史

第一節 加藤高明からみた日露戦争後の日本

第二節 日中対立の萌芽

第三節 大正政変

第二章 二一カ条要求の作成過程…9

第一節 第三号（漢冶萍公司）の作成過程と「原案」の作成時期 10

第二節 第一号（山東条項）の作成過程 14

第三節 第二号（満蒙条項）の作成過程 15

第四節 第四号（領土保全）の作成過程 21

第五節 第五号第一・四項の作成過程 22

第六節 第五号第二・三項、五～七項の作成過程 26

第七節 第六号の作成過程 29

小括 31

第三章 二一カ条要求の交渉過程…33

第一節 交渉初期における膠州湾処分をめぐる商議 34

第二節 交渉初期における第五号の交渉過程 36

第三節 第五号の逐条商議 39

第四節 ニーカ条要求交渉の決裂、そして最後通牒の受諾後 41

小括 43

第四章 山東問題…44

第一節 パリ講和会議における中国全権 45

第二節 五四運動の勃発から日本外交の転換へ 51

第三節 日中直接交渉の模索から決裂へ 53

第四節 山東問題の解決とその後の中国世論 56

小括 59

終章 ワシントン体制の動揺…60

第一節 日本が第五号第一・四項を提起し撤回するまで 60

第二節 山東問題 61

第三節 日本側は中国ナショナリズムをどう認識したか 62

第四節 新外交下の日中関係 62

序章 ニーカ条要求の提示（旧外交）から山東問題の解決（新外交）への転換

第一節 日本外交の転機

ニーカ条要求とは、一九一五年一月に日本側が中国側に突き付けた条約案である。ニーカ条要求は第一号（山東権益、全四条）、第二号（満蒙権益、全七条）、第三号（漢冶萍公司の日中合弁化、全二条）、第四号（中国の領土保全、一条）、第五号（日本人顧問の傭聘など、勸告・希望条項、全七項）の五項目に分かれ、日本側の在華権益の大幅拡大や、中国を保護国にするかのような条項が盛り込まれたものであった¹。ニーカ条要求は、中国側の激しい反発を引き起こし、日中の本格的な対立への画期となった²。

本論文は、ニーカ条要求が日中の本格的な対立への画期となる過程、そしてニーカ条要求の事後処理を通し、日本が第一次世界大戦後の国際秩序にどのように対応しようとしたのかを論じるものである。まず、ニーカ条要求が提示されることとなる経緯と、ニーカ条要求

後に本格化した日中対立について整理する。

一八九五年、日本は日清戦争に勝利し、清から遼東半島を割譲した。ところが、ロシア・フランス・ドイツは日本に遼東半島を清に返還するよう迫った（三国干渉）。そのため、日本は遼東半島を中国に返還せざるを得なくなった。その後一九〇五年、日本は日露戦争に勝利し、遼東半島の旅順・大連の租借地や、南満州鉄道（以下、満鉄）をロシアから引き継いだ。また一九一〇年、日本は韓国を併合し、大陸型国家への道を歩んでいった³。

しかし日本は、旅順・大連をロシアから引き継ぐ際、租借期限を延長できなかった。そのため、一九二三年には旅順・大連を中国へ返還しなければならなかった。また、一九三二年には、中国側に満鉄を買収する権利が発生する⁴。このように、満洲経営の拠点となる旅順・大連・満鉄は、盤石な権益ではなかった。

当時、加藤高明は租借期限等の延長を目指していた外交官の一人であった。一九一三年一月三日、当時駐英大使だった加藤はグレー英外相と会談し、租借地等の期限延長についての了解を取り付けていた⁵。そして一九一四年四月一六日、第二次大隈重信内閣が発足し、加藤は外相として入閣した。同年七月二八日、オーストリアがセルビアに宣戦布告したことで、第一次世界大戦が勃発し、東アジアに力の空白が生じた。

第一次世界大戦の勃発を、中国問題を一気に解決する好機と見た加藤は、一九一五年一月一八日、二一カ条要求を中国側に突き付けた。二一カ条要求交渉は、中国側が強く抵抗したことによって暗礁に乗り上げた。最終的に二一カ条要求交渉は、五月七日に日本側が中国側に最後通牒を発出、九日に中国側が最後通牒を受諾したことで終結した。最後通牒を受諾した五月九日は、中国政府によって国恥記念日と定められ、中国民衆に記憶されることとなった。

第一次世界大戦が終わり一九一九年一月に開かれたパリ講和会議で、中国側は山東権益を中国へ返還するよう提起（山東問題）した。さらに中国民衆も山東権益の返還を求めて大規模な反日運動（五四運動）を展開した。五四運動が日中関係に与えた影響といえば、親日派とされた曹汝霖交通総長、陸宗輿幣制局総裁、章宗祥駐日公使が罷免されたことである。さらに、一九二〇年に安徽派と直隸派の内戦（安直戦争）で直隸派が勝利すると、親日派は北京政府の要職から追放されてしまった⁶。こうして山東問題をきっかけに、日中の対立は深刻な局面に入ってしまった。

一方で日本側は、日中関係の悪化に対し手をこまねいてみていたわけではない。一九二二年のワシントン会議において日本側は、二一カ条要求第二号の第五条（借款導入・鉄道敷設

の日本優先権)・第六条(満蒙における日本人顧問の優先的傭聘)及び、保留していた第五号を放棄し、山東権益も中国側の求めに応じて大部分を中国に返還した。

しかし、こうした日本側の日中関係改善の努力は実らなかった。山東問題が解決した翌一九二三年には、旅順大連租借地回収運動という大規模な反日運動が行われた⁷。旅順大連租借地回収運動が起きたのは、二一カ条要求がなければ、旅順・大連は一九二三年に中国へ返還される手はずになっていたからである。さらに一九二九年には、幣原喜重郎外相が小幡西吉を駐華公使に任命した際、中国国民党政府が小幡のアグレマンを拒否する事件が起きた。小幡のアグレマンが拒否されたのは、小幡は二一カ条要求時に北京公使館書記官を務めていたから、というのが理由であった。幣原は、一九一八～一九二三年まで小幡が駐華公使を務めていたことを挙げて反論したものの、国民党政府には聞き入れられなかった。結局小幡はドイツ大使に転任、重光葵が代理公使を務めることとなった⁸。

以上のように、一九二〇年代を通じて二一カ条要求をめぐる日中間の対立が続き、一九三一年ついに満洲事変の勃発に至った。二一カ条要求を通史的に研究した堀川武夫は、「日本外交史上、これ程大きな影響をもつ事件は、他に類がない」と、二一カ条要求の衝撃を強調している⁹。また、二一カ条要求は日中関係だけでなく、日英・日米関係にも大きな影響を与えた。イギリスは二一カ条要求を機に、日本が日英同盟を利用して在華利益を拡張しているのではないかとみるようになった¹⁰。こうして二一カ条要求は、一九二二年に日英同盟が廃棄される遠因となった。また、二一カ条要求交渉中にアメリカは日本に対し、中国の領土保全や門戸開放に反する取り決めに承認しないことを声明した(第二次ブライアンノート)¹¹。後の一九三一年、関東軍が満洲事変を起こすと、アメリカは不承認宣言を発したが、ブライアンノートを引き合いに出していた¹²。近年二一カ条要求研究で大きな成果をあげた奈良岡聰智は、「二十一カ条要求は、対欧米外交という面でも、日本の転機になったと言える」と指摘している¹³。

第二節 二一カ条要求をめぐる本論文の視点

いうまでもなく、二一カ条要求は条約交渉であり、決して戦争ではない¹⁴。にもかかわらず、直接人命を失った日清戦争よりもはるかに大きな爪痕を日中間に刻んでしまった¹⁵。本論文では、二一カ条要求が日中対立への画期となる過程を、二一カ条要求の作成過程、第五号、山東問題への発展と解決、日本側の中国民族運動に対する認識、の四点を鍵に読み解い

ていきたい。

まず第一点目の二一カ条要求の作成過程について。二一カ条要求には雑多な要求が羅列されており、交渉が始まる前から北京公使館員たちは交渉が紛糾するであろうと予感していた。二一カ条要求をみた小幡西吉（北京公使館一等書記官）は、「政府原案はその内容が余りに多岐に亘り、必ずしも当面緊急の問題許りでなく、寧ろ不急不用の事項まで包含してゐるから、交渉範囲が非常に拡大され、却つて支那政府に疑惑と恐怖の念を与え、その受諾を困難ならしむる虞がある」と述べ、要求事項を絞り込むべきであると主張していた¹⁶。

ところで、二一カ条要求を論じるにあたっては、日本側が中国側との交渉やワシントン会議において、要求の多くを修正や撤回をした点にも留意しなくてはならない。また、満蒙における日本人の雑居権や鉱山採掘権は、最恵国待遇の規定によって列国も享受することのできる権益であった。そのため石橋湛山（東洋経済新報社長）は、日本の特殊権益とは（一）旅順・大連の租借と満鉄・安奉鉄道の経営権、（二）将来、漢冶萍会社が日中合弁化された際の承認、（三）山東省を含む中国沿岸の不割譲、（四）福建省における軍事施設設置の制限、の四点にとどまっている（一九二三年時）、とまで論じている¹⁷。

つまり、二一カ条要求が日中対立への画期になったのは、多くの要求を中国側に受諾させたことではなく、「二一」カ条という数字が中国側に大きなインパクトを与えてしまったことが要因の一つとして挙げられる。そこで本論文は、外務省がいかにして広範な要求を取りまとめたのか、外務省が作成した草案と日本国内の各勢力が外務省に提出した意見書を分析することで明らかにしていきたい。

次いで第二点目の第五号について整理する。第五号は、雑多な要求が盛り込まれた寄せ集めのような条項であるが、第一項（日本人顧問の備聘）や第四項（日本製武器の購入、または日中合同兵廠の新設）といった、中国政府の主権を侵す条項も含まれていた。そのため、第五号は中国側から審議を拒否され、二一カ条要求交渉を紛糾させる要因となった。

さて、第五号に関する先行研究をざっと見渡してみると、イギリスまたはアメリカとの関係に着目した研究は重厚であるものの¹⁸、日中関係と第五号をめぐる分析は、十分進んでいないように思われる¹⁹。日中関係と第五号をめぐる研究が手薄な理由としては、第五号の作成過程がよく分かっていないことや²⁰、二一カ条要求の会議録の後半部分が公開されていないという事情がある²¹。そこで本論文では、第五号の作成過程と交渉過程を併せて検討するとともに、交渉終了後に陸徴祥外交総長や中国政府が中国内外に向けて行った声明も参照することで、第五号の交渉過程の復元を試みた。第五号の検討を行うことで、日本の旧外交

の新たな一面を示すこととしたい（旧外交の定義については次節で述べる）。

引き続き第三点目の山東問題についてみていこう。日本側が山東省の権益をめぐって中国側との対立を引き起こすようになったのは、日本が第一次世界大戦に参戦したことがきっかけであった。一九一四年八月一五日、日本はドイツに対して最後通牒を発出し、「獨逸帝國政府ハ膠州灣租借地全部ヲ支那國ニ還附スルノ目的ヲ以テ一千九百十四年九月十五日ヲ限り無償無条件ニテ日本帝國官憲ニ交附スルコト」と、膠州湾を将来中国に還付することをほのめかした²²。多くの先行研究が指摘するように、日本はドイツの租借地である膠州湾を奪取し、膠州湾を中国に還付することで二一カ条要求交渉を進めようとしていた²³。しかし、なぜ膠州湾を中国へ還付したにもかかわらず山東問題へ発展したのか、という疑問には、管見の限り誰も答えていない。

本論文が注目するのは、膠州湾の中心都市である青島市に設置予定だった日本の専管居留地である。加藤の秘書だった松本忠雄は、専管居留地を設置すれば膠州湾を中国に還付しても、「實際に於ては租借と同一の利益を有し得る次第なり」と述べている²⁴。つまり、山東問題の原因は、日本側の膠州湾還付条件が骨抜きになっていたからではないだろうか。そこで本論文は、専管居留地に着目することで二一カ条要求と山東問題の関連を架橋する。

四点目は、日本側が中国民族運動をどのように認識したのかについて検討する。中国民族運動の高揚は、第一次世界大戦後の日中対立の深刻化を示すものであり、民族運動高揚のきっかけとなったのが二一カ条要求であった。二一カ条要求を推進した加藤は、中国民族運動の影響力をほとんど理解していなかった。そして五四運動も、日本の為政者に直接の影響を与えることはなかったとされる。

しかし、二ヵ月間にも及んだ反日運動が、日本の為政者にほとんど影響を与えなかったとは考えにくい。本文で詳しく検討するが、日本が山東権益を返還した理由は、五四運動の長期化だったのではないだろうか。そこで、日本の為政者の中国民族運動に対する認識が、どのように変化したのかを検討することとしたい。以上の四点を本論文の視点とする。

第三節 旧外交から新外交への転換

第一次世界大戦後の外交史も扱う関係上、旧外交から新外交への転換過程、という視点を避けて通ることはできないであろう。まず、旧外交と新外交について説明する。

旧外交とは、一九世紀末に列強が展開した武断的外交である²⁵。旧外交においては①君主

(政府)による外交の独占、②条約の部分的または全面的非公開といった秘密外交、③植民地主義、④二国間同盟や協商の積み重ねによる安全保障の確立、⑤権力主義的な外交、の五つが主な外交政策として表面に現れるとされている。二一カ条要求において、日本は在華権益の大幅な拡大を試みたことや、交渉中に日本軍を中国へ増派し中国側に圧力をかけたことから、③⑤の特徴に当てはまる。また本論文では取り扱わないが、軍事同盟である日英同盟を締結していたことも、日本が旧外交を展開したことを示す事実である。

対して新外交とは、人類最初の世界大戦である第一次世界大戦を経験した列強が、民意と経済に基づき、世界平和を達成しようとした外交の潮流である。新外交においては、①議会在が条約を批准することによる外交の民主的統制、②全ての条約を国際連盟事務局へ登録する公開外交、③民族自決権の承認、④集団的安全保障、⑤国際協調主義、の五つが主な外交政策として表面に現れるとされる。さて、第一次世界大戦後の日本は、ワシントン会議において山東権益の大部分を中国に返還し、かつ保留となっていた第五号を撤回した。こうしてみると、日本が中国の民族自決権を承認し、国際協調に乗り出したという見方は成り立ちうる。また、日本側は日英同盟の廃棄を前向きに受け入れていたことも、日本が旧外交から新外交へ転換したことの証左といえる²⁶。

しかし、第一次世界大戦後の日本外交は、旧外交と新外交の二項対立というわけではない。例えば、日本において条約の批准権は戦後まで枢密院が保持したままであり、議会在に批准権が与えられることはなかった²⁷。また、原敬首相はシベリア出兵に見合う対価を獲得しようとして、シベリア出兵を継続したことも指摘されている²⁸。それから、日本は国際連盟に加盟してはいたものの、国際連盟を好意的にみていたわけではなかった。協調外交で知られる幣原喜重郎は、国際連盟によって日本の外交政策が決められてしまうのは「迷惑至極だ」と感じていた²⁹。そして陸軍も、一九三二年に開かれたジュネーブ一般軍縮会議には大勢順応上仕方なく軍縮に応じていた³⁰。このように、第一次世界大戦後の日本外交には、旧外交的な面を残していたり、新外交を消極的に受け入れたりしていた面もあった。

そもそも旧外交や新外交は、多義的な概念であり、これらの概念を定義するには慎重でなければならない。そこで本論文では、旧外交から新外交へと転換する過程を、日本の対中外交が植民地主義から民族自決権の承認へと転換する過程に限定して論じていくこととする

³¹。

第四節 旧外交と新外交をめぐる先行研究の整理

ワシントン会議以後から満洲事変前までの極東の国際秩序はワシントン体制と呼ばれる³²。日本が旧外交から新外交へと転換する過程については、三谷太一郎や中谷直司による研究がある³³。両者の説明を統合すると、次のようなものとなろう。

第一次世界大戦の日本外交にとって、日英同盟と日露協商が引照基準であった。ところが一九一七年のロシア革命によって帝政ロシアは崩壊し、日露協商も消滅した。また、日英同盟もアメリカとの摩擦を増幅させ、負の面が目立つようになっていった。やがて第一次世界大戦を経て、アメリカの資本は急成長を遂げ、中国に莫大な資本を投下する態勢を整えた。日本にとっては、アメリカと対抗することは得策ではなかったため、外務省第一課は、アメリカと協調する新外交呼応論を唱えるようになった。また、アメリカ世論が中国ナショナリズムに強く同調するようになり、日本にとって対米外交と対中外交は一体のものとなっていった。こうした情勢の中、親米政治家・原敬が首相に就任し、旧外交から新外交への転換を主導することとなった。日本は、対華借款団に参加するにあたり、勢力圏外交を事実上放棄するに至った³⁴。そしてワシントン会議において日本は、米中にとって脅威だった日英同盟を解消し、旧外交から新外交への転換を果たした。

しかし一方で、日本が旧外交から新外交へ転換したとする見方には異論もある。服部龍二は、第一次世界大戦後も日本外交は大戦前と変わらぬ勢力圏外交を基本にしていた、と論じている。例えば、江西・福建を縦断する南潯鉄道敷設借款は、対華借款団には秘密裡に進められたし、満洲の鄭通線の敷設も対華借款団との合意事項に反するものであった³⁵。また、山東問題の解決についても服部は、おおむね日本側の要望通りに解決されたと説明しており、新外交的な要素を見出していない³⁶。

さて、上記の研究はいずれも英米の史料を中心にした視点、すなわち英米のレンズを中心に第一次世界大戦後の国際秩序を論じたものである。対して本論文は、日中関係を扱うという関係上、中国のレンズを通して第一次世界大戦後の日本外交を論じていくこととする。

これまで、中国のレンズを中心にした検討が行われなかったのは、旧外交にせよ新外交にせよ、大国が国際秩序をつくるのであり、小国である中国は、国際秩序の形成にほとんど関与できないからである。実際、ワシントン会議において施肇基北京政府全権が、中国が列強

と結んだ不平等条約改正への道筋をつけるために「施肇基十原則」を主張したものの、ワシントン会議で採択されることはなかった³⁷。

しかし、第一次世界大戦後の被植民地では、反帝国主義運動や独立運動が相次いでいた。また、日本の対中貿易が五四運動によって大きな打撃を受けると、大阪の北支那輸出同業会は、山東権益の返還を主張するようになった³⁸。こうした日本側の反応にみられるように、第一次世界大戦後において、国際社会が中国の立場を完全に無視できる状況にはなかったと思われる。中国のレンズを通して日本外交を検討することで、日本外交の新たな一面を示すこともできるであろう。

なお、本論文の引用文中の丸括弧内は、すべて筆者による注である。また、引用文中の傍点はすべて原文のものである。

第一章 二一カ条要求前史

本章では、二一カ条要求へ至る歴史的背景を、先行研究の力を借りて叙述する。特に、沸騰しやすい日本の世論と、日露戦争以降徐々に芽生える日中対立に注目した。

第一節 加藤高明からみた日露戦争後の日本

まず、二一カ条要求を提示した加藤高明が、日本の世論をどのようにみていたのか、日比谷焼き討ち事件を通してみていきたい。加藤は、一八六〇年一月三日、尾張佐屋（現愛知県愛西市）で生まれ³⁹、一八八七年一月二日に外務省入りした⁴⁰。そして一九〇〇年一〇月一九日、第四次伊藤博文内閣の外相となるも⁴¹、翌年五月二日、伊藤内閣は財政問題をめぐって閣内不一致に陥り、総辞職してしまった⁴²。外相辞職後の加藤は、政界復帰への足掛かりをつかむため、一九〇四年一〇月一日、『東京日日新聞（以下、東日）』を買収した。加藤は政治的子分を持っていなかったため、政界に復帰するにあたっては大衆の支持を獲得する必要があったからである⁴³。

また、加藤は『タイムズ』をはじめとするイギリスのジャーナリズムについて、強盗・殺人等の記事を書かない、党の機関紙であっても外交問題については公平に扱う等の点を高く評価していた⁴⁴。対して日本のジャーナリズムについて加藤は、「紳士の名誉を棄損し、処女の貞操を汚すが如き不徳極まる記事を掲げて、恬として恥とせざるのみか、寧ろ得意を催

せる」と酷評していた⁴⁵。加藤は、外交の論陣を展開して大衆の支持を集めるとともに、『東日』を自身の理想とするメディアに育て上げようとしたのである⁴⁶。

加藤が『東日』を買収した時には、日露戦争が勃発してからすでに八ヶ月が経過していた。加藤は前外相という経験を生かして自ら社説を口述し、日本政府を叱咤激励した。ここではポーツマス講和会議の前後における『東日』の論調を見ていきたい。

八月一三日、日本全権は樺太の割譲、軍費の賠償、旅順・大連租借地の日本への引き渡し等の講和条件を提示した。翌一四日『東日』社説で加藤は、日本全権の講和条件は「寛粹穩謙を極むる」ものであり、「當事者たる露國と雖も内心寧ろ以外の感なくば非ざらん」と軽口をたたいてみせた⁴⁷。ポーツマス講和会議が樺太の割譲と軍費の賠償をめぐって難航すると、加藤は二五日の社説で、樺太の割譲、軍費の賠償は「當然の結果にして我帝國の戦勝者たる権利に依り露國より要求し得べき平和の保障に於て毫釐も寛暇すべからざる重要条件なり」と論じた⁴⁸。このように加藤は、日本全権に講和条件を貫徹するよう求めた⁴⁹。

しかし、加藤の叱咤激励もむなしく、八月二九日、日露は樺太南部を日本へ割譲、軍費の賠償なしで合意した。ポーツマス講和会議が始まった当初から日本全権の講和条件を厳しく批判していた講和問題同志会⁵⁰は、九月五日、日比谷公園で国民大会を開いた。興奮した群衆はその後、交番、内務省、国民新聞社を焼討にする日比谷焼き討ち事件が起きた⁵¹。

七日、『東日』の社説は、国民が政府の政策に不満があれば穩健な手段で訴えるべきであり、このような焼き討ちを起こすことは、「最も遺憾とする」と訴えた⁵²。さらに一二日の『東日』社説は、『タイムズ』が日比谷焼き討ち事件について論じていることを紹介し、「タイムズの趣旨は帝國が戦勝及文明的行動に依て得たる光榮ある地位を保持し其名聲を失墜するなからんことを希望し、而して言般の騷擾の如きは即ち帝國の名聲を毀損するの虞あるを謂ひ以て忠告を試みんとするに在るもの、如し」と、冷静さを取り戻すよう訴えた。そして国民の不安を取り除くためにも、講和条約の詳細を公表するなど、日本政府にも熟慮を求めた⁵³。

七・一二日の社説は、加藤が口述したものかどうかは分からない。ただ、加藤は国政への復帰に向け、世論との向き合い方について大いに考えさせられたはずである。日本国内の世論が、二一カ条要求にどのような影響を与えたのかについては、第二章第七節で改めて検討する。

一一月一六日から一二月二二日にかけて、日露戦争後の満洲処分をめぐり、北京で「満洲ニ

関スル日清条約」をめぐる日清交渉が行われた。日本側が特に重視したのが、旅順・大連の租借権と東清鉄道南部（後の満鉄）の譲渡であった⁵⁴。日本は、これらの目的を達成したものの、前述のように一九二三年には旅順・大連を清国に返還しなければならず、一九三二年以降には、清国に満鉄を買収する権利が発生する。これら租借期限等があまりに短いことから、加藤は延長の再交渉が必要になるとして、『東日』紙上で強く批判した⁵⁵。また日本政府内でも、旅順・大連の租借期限の短さには不満があった。例えば、元老である山県有朋は、清が旅順・大連の回収へと動き始めた一九〇九年四月二九日、旅順・大連の租借期限を延長し、日本領化する必要があると主張した⁵⁶。このように、旅順・大連の租借期限延長は、日本外交の重要課題であった。

こうして一九〇六年以降、日本は満洲経営を始めることとなった。だが、日本の満洲・満蒙経営は、たびたび列強の干渉を受けなければならなかった。一九〇七～〇九年にかけてイギリスのポウリング商会による法庫門鉄道、錦斉鉄道、錦愛鉄道の敷設計画が持ち上がり、満鉄と競合する恐れが生じた。また、一九一〇年には国際対華借款団が結成され、満蒙權益が脅かされる可能性が出てきた。これら列強の干渉は、二一カ条要求の作成過程にも関わることなので後述する。

ところで、日露戦争中の『東日』の発行部数は、前外相の加藤が社長を務めたこともあって、四万五千部から六万部へと伸びた⁵⁷。しかし、日露戦争が終わり日本の安全保障環境が安定すると、日本国民は外交問題に関心を示さなくなっていく⁵⁸。そのため『東日』は、発行部数が一時二万三千部まで減少し、一九〇七年には毎月のように二千元超の赤字を計上するほどの経営難に陥った⁵⁹。一九〇九年五月、加藤は『東日』の経営を岩崎久弥（三菱財閥社長・加藤の義弟）に移譲し、九月には駐英大使へ転任した⁶⁰。

第二節 日中対立の萌芽

清・中国側が、日本との対立を強く意識するようになった出来事の一つとして、一九一〇年八月二九日に行われた韓国併合が挙げられる。清の知識人は、「韓国併合ニ関スル条約」の前文に、「相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保セムコトヲ欲シ此ノ目的ヲ達セムカ爲」という文言⁶¹が盛り込まれたことに衝撃を受けた。

長興（肩書不明）は、『国風報』第一年二一号に論説を投稿し、「今日他人の国を滅ぼす新方法は計略が何と狡猾で、やり口が何と巧妙になっていることだろう。彼らの心根は禽獣そ

のものなのに、その手段はこれまた平和そのものなのだ」と、韓国併合に際して日本が使ったレトリックに注目した。そして「日本が今日朝鮮を併合したのはもともと人道の正義であり、強者の尽くす義務だ、ということになる。外国人はさらに、幸福が増進するということで、韓国人のために慶賀している」と締めくくった⁶²。

また戴李陶（『中外日報』記者）も、日韓併合が友誼の併合という建前で行われたことに触れ、「その言葉の狡猾さと謀の深さ、手段の高さは実に恐るべきものがある」と論じた⁶³。このように、清の知識人は、他国への侵略が善行として称えられる時代が到来しているのではないかという恐怖感を抱いた。そして二一カ条要求が突き付けられる前後には、多くの中国人が韓国の命運を中国の将来と重ね合わせるようになっていった。その一方で日本知識人の多くは、清・中国知識人の意識の変化を読み取ることができなかった⁶⁴。

次に辛亥革命をみていこう。辛亥革命が勃発した直接のきっかけは、一九一一年五月九日に盛宣懷郵伝部侍郎が、川漢鉄道、湖広鉄道の国有化を発表し、経費を四国借款団（米英独仏により結成）から調達したことであった。外国借款が導入されることに四川省の住民が反発すると、反対運動は中国各地に広がっていった。そして一〇月一〇日、武昌で武装蜂起が始まり、一九一二年一月一日には南京に中華民国臨時政府が成立した⁶⁵。

武装蜂起のきっかけを作った盛宣懷は、真っ先に命を狙われることとなった。そこで山本条太郎（三井物産理事）は、盛宣懷を半ば拉致する形で日本へ亡命させたのである⁶⁶。山本が盛宣懷を保護したのは、盛宣懷が漢冶萍会社の経営者でもあり、三井物産が漢冶萍会社に多額の投資をしていたからであった。

一方、日本政府は漢冶萍公司、三井物産、革命軍の關係に注目していた。一九一一年一月三十一日、中村雄次郎（八幡製鉄所長官）は山本に、革命軍を率いる孫文と黄興に接触するよう依頼した。そして翌一九一二年一月六日、三井物産と中華民国臨時政府の間で、漢冶萍公司の日中合弁化や臨時政府への貸付金に関する大枠の合意が成立した⁶⁷。さらに一二日の閣議で漢冶萍公司の日中合弁化案が決定され、二九日には、三井物産と盛宣懷の間で漢冶萍公司の日中合弁化の仮契約が結ばれた。しかし、漢冶萍公司の日中合弁化案には、当初から中国国内で強い反発があった。さらに孫文が失脚すると、三月二二日に行われた漢冶萍公司の株主総会で漢冶萍公司の日中合弁化は否決されてしまった⁶⁸。

こうして三井物産の目論見は失敗してしまったのだが、三井物産は漢冶萍公司との合弁化をあきらめたわけではなかった。やがて第一次世界大戦が勃発すると、「三井の番頭」の異名をとる元老・井上馨が、三井物産と漢冶萍公司の合弁化を画策することとなった。

日本側は、辛亥革命に乗じて漢冶萍公司問題の解決を試みたものの、実際には積極的に権益を拡張したとは言い難い。第二次西園寺公望内閣は、辛亥革命勃発直後の一〇月二四日、辛亥革命に対する方針を閣議決定した。閣議決定では、辛亥革命を機に租借期限の延長や鉄道をめぐる諸般の問題を解決するため、「我ニ最モ有利ナル時期ノ到来ヲ待ツコト」とし、かつ露英仏米の関係各国と協調することを基本方針とした⁶⁹。ところが辛亥革命の推移が流動的だったため、日本は満蒙権益拡張の機会をつかむことができなかった。西園寺内閣の農商相だった牧野伸顕も、西園寺内閣の方針は決して自慢できるものではなかったと語っている⁷⁰。

このような西園寺内閣の対応に、内大臣の桂太郎は強い不満を抱いた。桂は革命勃発当初こそ西園寺内閣の消極的方針を支持していたものの、このままでは満蒙問題を解決する機会が失われるのではないかと考えるようになっていった⁷¹。そして後に桂は立憲同志会（以下、同志会）を立ち上げることとなる。

第三節 大正政変から第一次世界大戦勃発に至るまで

一九一一年四月ごろから、日本の政界では二個師団増設問題が取りざたされるようになった。二個師団増設問題が提起された理由として、シベリア鉄道の複線化が完成間近になり、ロシアとの軍事的緊張が再び高まることが予想されたこと、辛亥革命による清朝の崩壊が東アジアの国際政治に大きな変動をもたらすと予想されたこと、海軍の軍拡に対抗する必要があることが主な理由であった⁷²。

ところが第二次西園寺内閣が、師団増設を認めなかったため、一二月三日上原勇作陸相は辞任を表明した。そして陸軍が後任の陸相を推薦しなかったため、西園寺内閣は総辞職に追い込まれた。世間は西園寺内閣が倒れたのは陸軍と藩閥の横暴とみなし、全国各地で憲政擁護運動を展開した。西園寺内閣の後継に選ばれたのは、これまで二度の組閣経験を持つ桂太郎であった。ところが、桂は長州出身で元陸軍軍人だったため、世間から藩閥政治の復活とみなされ、さらには桂が師団増設を進めようとしているという誤解も生まれた⁷³。そして一九一二年二月一〇日、憲政擁護運動の過激化を受け、第三次桂内閣は総辞職した⁷⁴。大正政変は、民衆の力を示す事件であった。

桂は総理在任中の二月七日、同志会を立ち上げた。桂が同志会を立ち上げたのは、藩閥と政友会のたらい回しで運営する桂園体制に限界を感じていたこと、そして満蒙問題の解決

を目指していたことが理由であった⁷⁵。この同志会に入党したのが、第三次桂内閣の外相・加藤高明で、後に加藤は同志会の党首に就くこととなる⁷⁶。このほかにも、大石正巳や秋山定輔等が同志会に入党したが、いずれも陸軍に批判的だが強硬な対中外交を唱えていた⁷⁷。

さて、同志会に入党した加藤は、四月二五日から六月七日にかけて、中国視察旅行へ出かけた⁷⁸。加藤は揚子江を遡って漢口へ入り、北京、天津、青島等の中国各地を視察し、帰国後築地の精養軒で講演を行った。では、加藤が中国視察で何を得たのか、二一カ条要求に関わりそうなものをみていこう。

加藤は、天津の日本専管居留地が、家屋が増えて大きく発展したことについて触れている。専管居留地が発展した要因というのが、中国の政変のため、生命・財産の保護を求めて中国人が避難してくるからだという。専管居留地に避難する中国人の中には「相當に有名な人もあり、又それ程世間に名は知られぬけれども、随分資産家も居るさうであります」と、加藤は語った⁷⁹。このように加藤は、専管居留地には中国人を保護するというメリットがあるとみていた。

次に、青島を視察した加藤の感想について。青島はドイツの租借地の一部ではあったが、一九一二年度の輸出入の総額の六割を日本が占めていた。さらに一九一三年度には、七割に及ぶ見込みだという⁸⁰。加藤が青島に専管居留地を設置しようとしたのは、青島での貿易を独占してしまおうという欲も働いてしまったのだろうか。

また加藤は、中国のゆく先々で留日経験を持つ中国人に出会ったことも感慨深く語った。そして議会において、日本留学閥とヨーロッパ留学閥が衝突すると、最も人数の多い日本留学閥が優勢であるという⁸¹。こうした留日経験者の影響力の大きさに加え、日本の文物が中国国内に浸透していることにも加藤は注目している。例えば、日本で作られた「議場」などの漢字がそのまま使われていること、中国人が政治に日本の制度を取り入れようとしていることなどである。そして加藤は、中国人の印象について「日本の制度文物に對して尊敬を拂ふことは無論の話、日本人に對して非常な尊敬を拂つて居る」と語っている⁸²。加藤は二一カ条要求において、中国政府内の親日派の取り込みを画策する。加藤はこの時の視察により、中国の親日派に付け入る隙があるとみたのではないだろうか。一方で、加藤は中国の知識人が韓国併合以来、日本に対して警戒感を抱いていることを感じ取っていない。当然だが、一時期視察しただけで、外国人の深層心理を見抜くことは困難であろう。

さて、ここからは、袁州事件（八月五～八日）、漢口事件（一二日）、南京事件（九月一日）をめぐる、日本側がどのような反応をみていきたい。袁州事件とは、川崎亨一陸軍大尉が張

勲軍により、逮捕監禁された事件であった⁸³。また、漢口事件も西村彦馬陸軍大尉が中国軍によって暴行を受け、数時間監禁されるというよく袁州事件と類似した事件であった⁸⁴。そして南京事件とは、九月一日、中国政府軍が南京を攻略した際に、日本国旗を掲げていた日本人三名を殺害したという事件である⁸⁵。また、これらの事件が公表される以前⁸⁶の八月一〇日には、カリフォルニア州で日本人土地所有禁止法が施行されるという出来事があった⁸⁷。そのため、日本世論はこれらの事件を山本権兵衛内閣の外交政策の不振ととらえ、大いに沸騰したのである。

日本世論が沸騰するなか、阿部守太郎（外務省政務局長）はある新聞記者に対し、「世間では国旗が侮辱されたといつて重大のことのやうにいふが、要するに国旗は一つの器具に過ぎぬ。こんな問題で憤慨するのは愚なことだと」語ってしまい、九月六日、対支連合会の会員に暗殺されてしまった⁸⁸。そして翌七日には、対支連合会主催の国民大会が日比谷公園で開かれ、参加した群衆のうち、約二万人が外務省庁舎を包囲する騒擾にまで発展した⁸⁹。奈良岡聰智が、「常軌を逸した日本世論の沸騰は、翌年の第一次世界大戦の勃発以降にも再現されることになる」と述べているように⁹⁰、二一カ条要求においても、日本政府・外務省は日本国内の世論を無視するわけにはいかなかったはずである。

一九一四年一月、ドイツのシーメンス社と日本海軍幹部の間に、軍艦発注をめぐる贈収賄事件があったことが発覚した（シーメンス事件）。すると、またも各地で騒擾が発生し、三月二四日山本内閣は退陣に追い込まれた⁹¹。元老と交流のあった茶人・高橋義雄は、国民大会が開催されたことや、国会議事堂が包囲されたことなどに触れ、「桂内閣攻撃の際と同様」と日記に書き残した⁹²。山本内閣の退陣も、大正政変の余波とみることができる。

山本内閣の後継選びは難航し、徳川家達（貴族院議長）や清浦圭吾（枢密顧問官）等が候補に挙がったが、いずれも辞退した。そこで元老・井上馨は、大衆に人気のある大隈重信（早稲田大学学長）を首相に推薦した⁹³。大隈は、かつて外相秘書官に起用していた加藤を頼り⁹⁴、四月一六日、立憲同志会を与党として第二次大隈内閣を発足させた⁹⁵。

七月三十一日、ヨーロッパで第一次世界大戦が勃発すると、井上は「今回欧州ノ大禍乱ハ、日本国運ノ発展ニ対スル大正新時代ノ天祐」と称し、外交政策の確立を内閣に要請した⁹⁶。加藤も第一次世界大戦の勃発を、中国問題を解決する好機とみて、第一次世界大戦への参戦を急いだ。そして日本は八月一五日、ドイツに最後通牒を發出し、「膠州灣租借地全部ヲ支那國ニ還附スルノ目的ヲ以テ千九百十五年九月十五日ヲ限り無償無条件ニテ日本帝國官憲ニ交附スルコト」と要求した⁹⁷。そして十一月七日、日本は青島を攻略し、中国と交渉する

際取引材料を手に入れた。

第二章 二一カ条要求の作成過程

本章では、二一カ条要求の作成過程について、検討を行うこととする。二一カ条要求は、日本の在華権益の大幅強化や拡大を求めただけにとどまらず、第四号（領土保全）や第五号（希望条項）のように、中国の主権をも侵す条項も含んだ条約案であった。これまで二一カ条要求の作成過程について、外務省へ寄せられた意見書や⁹⁸、外務省が作成した草案が分析対象となってきたが⁹⁹、意見書と草案の双方を同時に検討したものはない。そのため、二一カ条要求の作成過程についてはまだ分かっていないことが多い。

そこで筆者は、二一カ条要求の条項一つ一つに対し、どのような意見が寄せられたのかを示すことで、草案と意見書の一致点を示すこととした。この検討により、外務省と各勢力の対中構想の一致点と相違点を明らかにしていきたい。

ところで、二一カ条要求の作成過程を検討するにあたっては、加藤が外交の一元化を実施していたことも前置きしておかなくてはならない。加藤は、元老や陸軍が外交に容喙するのを防ぐため、外交文書の元老への回覧を廃止し¹⁰⁰、交渉方法などに関しても元老や陸軍は一切伝えなかった¹⁰¹。このような加藤の外交指導を踏まえ、元老や大隈重信首相が二一カ条要求の作成にどのように関わろうとしたのかも併せて論じる。

第一節 第三号（漢冶萍公司）の作成過程と「原案」の作成時期

二一カ条要求の作成は、日本が第一次世界大戦へ参戦することが決定的となった一九一四年八月二〇～二二日頃に始まり、同年十一月一日の閣議決定において「成案」となった。

二一カ条要求の草案は、「支那ニ関スル外交政策ノ綱領（以下、綱領）」¹⁰²、「奉天省借款条件（以下、借款条件）」¹⁰³、「膠州湾処分ニ就テ（以下、膠州湾処分）」、「時局関係対支諸施設綱目（以下、対支諸施設綱目）」（「膠州湾処分」と「対支諸施設綱目」はまとめて「原型」と呼ばれる）、「付記一（以下、原案）」、「付記二（以下、改定案）」の五つが知られている¹⁰⁴。当然ながら、草案が作られる以前に外務省へ提出された意見書は、二一カ条要求に反映される可能性がある。ところが、これらの草案のうち、作成時期が分かっているのは「綱領」（一九一二年または一九一三年¹⁰⁵）と「借款条件」（一九一四年四月一五日）のみで、残

る「原型」・「原案」・「改定案」には日付が記されていない。

二一カ条要求の作成過程を検討した斎藤聖二は、「原型」の作成時期を八月二〇～二二日にかけて、「原案」を九月中旬、「改定案」を一〇月上旬と推定している¹⁰⁶。筆者は、「原型」の作成時期に異論はないが、「原案」は九月中旬ではなく、九月末頃に作られたと考えている。「原案」の作成時期を特定する手掛かりとなるのは、「原型」と大きく変わった第三号（漢冶萍公司の日中合弁化）の作成過程であろう。そこで、第三号の作成過程を追うことで、「原案」の作成時期を見直すこととしたい。なお、第一号も「原型」から「原案」へ至る過程で大きく変わっているが、第一号の作成過程は傍証しか得られなかった。立証に不安が残るので、第一号は次節で扱うこととした。

ところで、「改定案」の作成時期も一〇月上旬ではなく、一〇月下旬もしくは一一月上旬に繰り下がると思われる。だが、「改定案」の作成時期を特定する十分な手掛かりは得られなかった。おそらく「改定案」で新たに追加された第二号（満蒙条項）の第七条（吉長鉄道の経営を九九年日本へ委任すること）と第四号（中国の領土保全、一条のみ）が、「改定案」の作成時期を特定する手掛かりになると思われる。後述するように、これらの条項は、岡市之助陸相が提出した意見書を参照した形跡がある。だが、岡が一〇月二二日以前に意見書を提出したにもかかわらず¹⁰⁷、なぜか、岡の意見書は一一月付で扱われた。今後新史料が発掘されることを期待したい。

では、第三号の作成過程をみていくことで、「原案」の作成時期を探ってみたい。第三号は、元老である井上馨の意向が反映された条項なので、特に元老と内閣の関係に留意しながら検討していきたい。

まず、八月二二日前後に作成された「対支諸施設綱目」をみると、兵器供給及び合弁兵廠設立問題（後の第五号第四項）に「付帯シテ漢冶萍合弁問題ヲ解決ス」とある¹⁰⁸。二一カ条要求の作成当初、漢冶萍公司問題は第五号第四項の付帯事項だった（第五号第四項については後述）。この時点ではまだ、井上や三井物産との関りについては明らかではない。

漢冶萍公司問題が重要な問題として扱われるようになるのは、九月二一日に行われた井上と大隈の会談である。この会談が行われる前、益田孝（三井物産前社長）が大隈と井上のもとを訪れていた。益田が井上と大隈の二人に何を話したのか詳しいことは分からないが、やはり漢冶萍公司の件であろう。二一日の会談で大隈は、漢冶萍公司の取り込みを大浦兼武農商務相に命じ、これから若槻礼次郎蔵相と加藤を交えて打ち合わせをする方針であると井上に報告した¹⁰⁹。

大隈が井上の意向をくみ取ったのは、加藤の独断専行が元老の強い反発を招いていたことにあった。第一次世界大戦が勃発すると加藤は、「何時まで戦争が続いても、結局は英國側の勝、最悪の場合でも『分のある無勝負』に終る」と断言し、第一次世界大戦への参戦を急いだ¹¹⁰。加藤のこのような姿勢をみた元老・山県有朋は、加藤を「丸で英人なりと罵倒」した¹¹¹。そして外交の一元化にも元老は強い不満を抱いていた。大隈は元老との関係悪化に苦慮しており、「実ハ加藤ニ傳ヲシテモラウツモリデアツタガ、却テ此老人ノ我輩ガ加藤ノ傳役ト云フ始末デ」と、井上に愚痴をこぼしていた¹¹²。前述のように、大隈を首相に推薦したのは井上であったため、大隈は特に井上との関係に配慮しなければならなかった。そこで大隈は「三井の番頭」と呼ばれた井上の意向をくみ、漢冶萍公司問題の解決に取り組んだのであった。

さて、二日に井上・大隈が会議をした後、詳細な内容は不明だが今度は大隈・若槻・加藤の間で会議が行われた。そして二七日、今度は加藤が井上と会談した。井上が漢冶萍公司について切り出すと、加藤は、漢冶萍公司問題を解決するには「大蔵・外（外務省）・農（農商務省）ノ何レカニキソ（基礎）……大隈伯ノ如ク簡單ニハイケマセン」と述べ、「正金（横浜正金銀行）ノ井上（準之助、肩書は頭取）ガヨククワシイ」と、井上準之助に相談する意思をにじませた¹¹³。加藤の発言からは、大隈との会議では漢冶萍公司問題について細部まで決まっていなかったことが伺える。この会議以降、大隈や井上が介入した形跡はみられない。加藤は、横浜正金銀行の意向もくみ取りつつ、第三号を作成していったと考えられる¹¹⁴。

ではここで「原案」の作成時期がいつごろなのかをみていこう。「原案」では、将来漢冶萍公司を日中合弁とし、同公司の権利財産を日本の同意なしに処分しないことを中国政府が声明すること、とされた¹¹⁵。ここで漢冶萍公司問題は、兵器条項から離れ、独立項目として扱われることになった。九月中旬の時点では漢冶萍公司問題の詳細が決まっていなかったため、「原案」の作成時期は二七日以降と考えられる。そして、小村俊三郎（北京公使館付通訳官）が九月二八日に提出した意見書は、後述するように「原案」の第一号（山東条項）と共通点がある。よって、「原案」は九月二八日以降に作成されたと推定する。

各草案に反映された可能性のある意見書について整理を行っていくと、表の通りとなる。小村より後に提出された意見書は、「原案」に反映されたと思われるものはないので、ここで区切ることとする。そして「改定案」は、十一月一日の閣議決定の直前に作成された可能性もあるので、小川の意見書も考慮する。また、岡は田中義一（参謀部付）と明石二次郎（参謀次長）の意見書を参照して意見書を書いたと思われるので、岡の後に田中または明石

氏名又は団体名（肩書）、提出年月日	反映された可能性のある草案
山本安夫（肩書不明）大正元年 10 月	「綱領」～「成案」
筑紫熊七（陸軍少将）2 月	「原型」～「成案」
多賀宗之（陸軍大佐）6 月	同上
北京在住某日本人、7 月 20 日	同上
青柳勝敏（予備役陸軍大尉）8 月 4 日	同上
福田雅太郎（陸軍第 2 参謀本部部長）8 月 7 日	同上
白井哲夫（衆議院議員）8 月 24 日	「原案」～「成案」
大島健一（陸軍次官）8 月 24 日	同上
日置益（駐華公使）8 月 26 日	同上
東亜同志会、9 月 1 日	同上
樺山資英（満鉄理事）9 月 7 日	同上
神田正雄①（大阪朝日新聞北京特派員）9 月 14 日	同上
町田経宇①（北京駐在陸軍武官）9 月 21 日	同上
小村俊三郎（通訳官）9 月 28 日、10 月	同上
白仁武（関東都督府民政長官）10 月	「改定案」・「成案」
対支連合会、10 月 6 日	同上
神田② 10 月 10 日	同上
町田② 10 月 16 日	同上
黒竜会、10 月 29 日	同上
岡市之助（陸相）11 月	同上
小川平吉（衆議院議員）11 月 7 日	同上
田中義一（参謀部付）8 月 1 日、18 日（1）（2）	岡陸相意見書
明石元二郎（参謀次長）8 月 16 日	同上

表:意見書と草案の相関関係

を括弧書きにする。

第二節 第一号（山東条項）の作成過程

日本は、対ドイツ最後通牒で「膠州湾租借地全部ヲ支那国ニ還付スルノ目的」のもと、膠州湾を日本に無償で引き渡すよう、ドイツに要求した¹¹⁶。日本側の狙いは、膠州湾を還付することで、満蒙権益を強化・拡大することにあった¹¹⁷。つまり第一号（全四条）は、膠州湾の還付条件の一環ということになる。

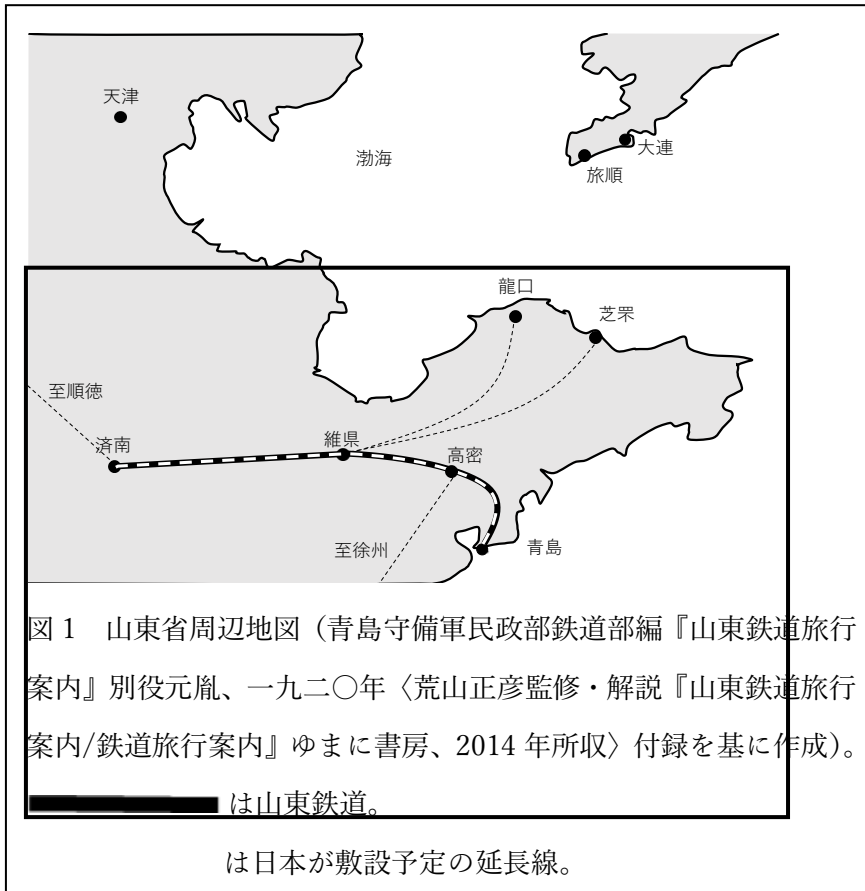
八月二日前後に作成された「膠州湾処分」では、膠州湾の還付条件について（一）専管居留地の設置、（二）ドイツ設備の中国政府への売却、（三）日本守備隊の駐屯、（四）青島港の日中共同使用、（五）青島港の大部分は商港として開放、（六）ドイツの山東省経営計画の継承、となっている。また、補足説明として、山東省の不割譲、山東鉄道をはじめとするドイツ権益の獲得も謳われている¹¹⁸。このように、専管居留地の設置、山東鉄道を含むドイツ権益の継承、山東省不割譲による権益の独占が、当初の還付方針だった。

さて、山東条項は「原案」になると大きく姿を変えた。「原案」では、第一条（ドイツ権益の継承）、第二条（山東省の不割譲）、第三条（龍口と山東鉄道を連絡する鉄道の敷設権）、第四条（膠州湾の開放及び専管居留地の設置）、となった。「膠州湾処分」にあった（一）・（五）・（六）・補足説明が、「原案」で第一・二・四条に整理され、新たに第三条が追加された。また、「原案」には山東省将軍に政治・財政・軍事に関する日本人顧問を傭聘させることや、投資優先権を確保すること、といった条項もあるが、「削ル」と記されており、廃案となっている¹¹⁹。

以上の修正は、小村の意見書との類似点がみられる。小村は、膠州湾の還付条件として、ドイツの経営する山東鉄道の幹線・支線や鉱山の継承（第一条と類似）、山東省の不割譲（第二条と一致）、投資優先権の確保、山東鉄道延長線の投資優先権の継承（第一条と類似）、「芝罘又ハ維県間鉄道ノ布設」（第三条と類似）、龍口の開放を主張した¹²⁰。第三条では、龍口～濰県となっているが、小村は龍口または芝罘を出発点とする鉄道の敷設をかねてから主張していたので¹²¹、第三条は、小村の意見と一致していたとみてよい（図1参照）。

その後、「改定案」で第三条は、芝罘または龍口と山東鉄道を連絡する鉄道の敷設権と改められ、さらに第四条（山東省の都市開放）が追加された¹²²。このように、第一号は小村の意見書とよく似た内容へと修正された。なお、「改定案」で第五条となっていた膠州湾の開

放及び専管居留地の設置は、「成案」で第六号の独立項目となった（第七節参照）。



第三節 第二号（満蒙条項）の作成過程

第二号（全七条）の満蒙権益は、日本側が最も重視した権益であり、日本国内の各勢力の関心も満蒙権益に集中した。各勢力の関心が満蒙権益に集中した背景としてはまず、日露戦争という大規模な戦争によって得た権益という日本人の心情があった。それから陸軍には、いずれ第二次日露戦争が勃発するのではないかと懸念があった¹²³。例えば第七条にある吉長鉄道は、満洲での軍事作戦上、極めて重要な鉄道であると陸軍からみなされていた。また、当時はアメリカ、オーストラリア、インドネシア、南米諸国等で排日熱が高まり、日

本人の移民先が狭まりつつあった。そのため、毎年のように五〇万人近く増加する日本人のはけ口として、満蒙は大いに注目されていたのである¹²⁴。

では、第二号の作成過程をみていきたい。外務省に寄せられた意見書には、第一条（租借地等の期限延長）、第二・三条（満蒙における雑居権の允許）に関連する意見が多くみられた。そこで、第一～三条に関連する意見は満蒙処分案とみなし、まとめて検討する。

第一条は、旅順・大連の租借期限、満鉄・安奉鉄道の経営期限を九九年延長することである。一九〇五年、日本は日露戦争に勝利したことで、旅順・大連の租借地及び満鉄をロシアから譲り受けた。そして安奉鉄道は、日露戦争中に日本軍が敷設した軍用鉄道である。ただ、旅順・大連は一九二四年に中国へ返還しなければならず、満鉄は一九三二年九月八日を過ぎると中国側に買収する権利が発生し、安奉鉄道は一九二三年には中国へ売却しなければならなかった¹²⁵。

これら租借地等の期限が短いことに、強い危機感を覚えていたのが加藤であった。前述のように加藤は、日露戦争終結直後から『東京日日新聞』紙上で、旅順・大連の租借期限を九九年に延長しなければならないと主張していた¹²⁶。また、加藤は駐英大使時代の一九一三年一月三日、グレー英外相と会談し、租借期限等の延長交渉を行うことに理解を求めた。加藤の主張は、日本が日清戦争後に一旦遼東半島を領有しており、日露戦争で遼東半島を取り返したに過ぎないということや、日本人が関東州で植樹を行い、一〇〇年後を見据えた経営を行っていることなどであった¹²⁷。対してグレーは、日清戦争後に一旦日本が遼東半島を領有した点について「頗る有力なる議論なり」と述べたうえで、樹木のみならず「日本人は該地方に血を植付けた（planted blood）」と返した¹²⁸。グレーは、租借期限等の延長を認めるような具体的言質を与えはしなかったが、好意的な態度をとった¹²⁹。

ただ、日本側は租借期限等を延長するという方針でまとまっていたわけではない。一九一三年に作られた「綱領」では、租借期限の延長は「代償ヲ払ツテ之ヲ試ムル迄ノ要ヲ見ス（中略）他日若シ支那ヨリ之カ還附ヲ逼ラハ我ハ只消極的ニ応セサルノ態度ヲ執レハ足レリ」とされた。その一方で、満鉄については「経営ヲ永遠ニ把握スル」必要があり、権利の更新に努めるべきであるとされている¹³⁰。租借期限延長問題は、日本にとって痛し痒しといったところであろう。

その後、一九一四年四月一六日に第二次大隈内閣が成立し、加藤は外相に就任した。第一次世界大戦勃発後の八月二日前後に作られた「膠州湾処分」では、旅順・大連の租借期限の延長及び、満鉄・安奉鉄道の経営期限の延長を中国に要求することが今後の対中方針とさ

れた¹³¹。こうして外務省は、租借期限の延長に消極的な方針から、積極的に取り組む方針へと転換した。

次に第二条は、満蒙において日本人の土地貸借権または土地所有権を認めること、第三条は、満蒙において日本人の自由な往来及び各種商工業に従事することを認めること、である。これらの条項は、満蒙における日本人の雑居権の認可を要求したものである¹³²。日本が日露戦争に勝利して以降、租借地や鉄道付属地以外の地域に居住し、農業を営む日本人は後を絶たなかった¹³³。一九一四年四月に始まった奉天省借款交渉では、日本が「借款条件」として、農業の日中合弁経営の認可を中国に提示したが、中国側が農業の日中合同経営を認可することに反発し、物別れに終わった¹³⁴。だが、八月二日前後に作られた「対支諸施設綱目」では、開墾地の増設や水田の日中合同経営の認可が掲げられ、依然として日本側の方針に変わりはなかった¹³⁵。その後「原案」・「改定案」でも開墾地の増設、日中合同による農工業経営権の認可とされていたが、一一月一一日の閣議決定で日本人単独の農工業経営権に変更された。そして、開墾地の増設、日中合同による農工業経営権の認可は乙案（譲歩案）とされた¹³⁶。農工業の日中合弁経営権から日本人単独経営権へ変更された理由は不明だが、奉天省借款交渉において、農業の日中合弁経営権が中国側に拒否されたことが理由ではないかと考えられる¹³⁷。

以上のように第一条は、加藤が外相就任以前から構想を練っていたものであり、第二・三条は、第一次世界大戦勃発以前の一九一四年四月以降、日中間で折衝が行われていた問題であった。つまり、陸軍をはじめとする他の勢力が、外務省の満蒙処分構想を大きく覆したわけではない。ここでは、各勢力の満蒙処分案を紹介し、外務省の構想はどのような勢力と一致したのかを示すこととしたい。

各勢力の満蒙処分案を大まかに分けると、(一)～(四)の通りとなる。

(一) 併合。または自治、共同統治のように中国政府の統治権を大きく制限するもの。

併合：多賀¹³⁸、大島¹³⁹、明石¹⁴⁰、黒龍会¹⁴¹。

自治：福田¹⁴²。

共同統治：小川¹⁴³。

(二) 租借地等の期限延長及び雑居権の獲得。

日置¹⁴⁴、町田¹⁴⁵、小村¹⁴⁶、神田¹⁴⁷、岡¹⁴⁸（田中¹⁴⁹）。

(三) 雑居権のみ獲得。

青柳¹⁵⁰、樺山¹⁵¹、白仁¹⁵²。

(四) 租借地等を還付し雑居権を獲得。

山本のみ¹⁵³。

各勢力の満蒙処分案の内、(一)と(四)については、外務省内で検討された形跡があるので紹介する。まず(一)満蒙の併合については、すでに「綱領」で実行不可能な案として斥けられている。「綱領」によれば、満蒙の併合を実行した場合、

(一) 中国政府が承諾しない。

(二) 中国の領土保全を定めた日英同盟、日露協約、日仏協約、日米協商と矛盾する。

(三) 満蒙を併合すれば、日本への影響が甚大である。

(イ) 激しい日貨ボイコット勃発。

(ロ) 日本の国際的信用の低下。

(ハ) 他国に中国分割の口実を与える。

(ニ) ロシアも北満等に進出し、満蒙における日露の利害衝突が激化。

(四) 財政を大きく圧迫する。ロシアと国境を接することになり、師団増設等、国防のために多くの軍事施設が必要になるから¹⁵⁴。

これらの理由により、満蒙の併合は見送られることになった。

次に、(四)租借地等の還付についてみていきたい。租借地等を還付するなど一見、現実味のない意見であるが、山本の意見書の欄外には何者かによる書き込みがある。まずは山本の意見からみていきたい。山本は満蒙問題を、日中融和を進めるうえでの「唯一ノ障壁」と称し、旅順・大連租借地及び満鉄を還付することを主張した。そして還付条件として、六億円の代償金、満洲への出兵権、満洲における日本人雑居権、旅順港の日中共同使用、旅順・大連の日中共同自治などを挙げた¹⁵⁵。そして欄外をみると、中国が将来自力で満洲を含む領土を維持できるようになれば、(一)満鉄を還付、(二)満鉄株の外国人所有を許可、(三)旅順軍港の共同使用、とある¹⁵⁶。ただ、満鉄を還付するのはあくまでも将来のことであり、現時点で実行できるものではなかった。

ここで第一～三条に関する意見書に戻ろう。(二)租借地等の期限延長及び雑居権の獲得、を主張した人物をみると、日置、小村といった北京公使館員に加え、町田、岡(田中)とい

った一部の陸軍軍人も主張した。前述のように、陸軍には満蒙の併合を主張する者もいたもので、陸軍は満蒙処分をめぐって意見が割れていたことになる。岡のもとにも、満蒙の併合を主張する明石と、租借期限の延長及び雑居権の獲得を主張する田中の意見書が寄せられていた。詳しい経緯は不明だが、岡は田中の意見を採用し、外務省に意見書を提出した。つまり、岡は陸軍の意見を外務省と同じ、租借期限の延長及び雑居権の獲得で統一したとみることが出来る。もっとも明石と大島は、租借期限の延長に反対していたわけではなく、自治や租借も満蒙処分の一策としてあげている¹⁵⁷。このように、第一～三条までは陸軍と外務省の意見は、おおよそ一致していたと考えられる。

では引き続き、第四～七条の作成過程についてみていくこととする。第四条は、日本が指定する満蒙の鉱山の採掘権を日本人に与えることである。「借款条件」では、日本人単独または日中両国人が鉱山採掘を申請したら、中国政府は採掘の許可を出すことと、とされた¹⁵⁸。そして、九月末の「原案」では、指定する鉱山の採掘権を日本人に与えること、と変更された¹⁵⁹。つまり、外務省は借款の引き換えに鉱山採掘権を要求するようになり、そして第一次世界大戦が勃発すると、鉱山の獲得へと、次第に要求を引き上げていった。

満蒙の鉱山採掘については、一九〇七年から満鉄が撫順炭鉱の採掘を行い¹⁶⁰、一九一〇年には大倉財閥が本溪湖炭鉱の採掘を開始していた¹⁶¹。ただし外務省は、ポーツマス講和条約や満洲善後条約に反するという理由から、鉱山採掘権を拡大することに消極的であった¹⁶²。外務省が鉱山の獲得へと動いたのは、諸勢力の意向をくんでいたためであると思われる。

さて、「原案」作成以前に外務省へ送られた意見書をみると、多賀¹⁶³、青柳¹⁶⁴、町田¹⁶⁵、樺山¹⁶⁶、小村¹⁶⁷が満蒙の鉱山の採掘権獲得を主張した。このように、陸軍、満鉄、北京公使館といった勢力が鉱山採掘権の獲得を主張していた。第一～三条に続き、第四条でも外務省と陸軍の意見は一致していたと考えられる。また、「原案」の作成後には白仁¹⁶⁸、神田¹⁶⁹、岡¹⁷⁰（田中¹⁷¹）が鉱山採掘権の獲得を主張した。なお、大倉財閥が二カ条要求に関与した形跡はみられない¹⁷²。

第五条は、

- (一) 満蒙において外国人に鉄道敷設権を与えるか、鉄道敷設のために外債を導入する
- (二) 満蒙の諸税を担保にして外債を導入する

これらの事項についてはあらかじめ日本の同意を得ること、である。

(一) はすなわち鉄道敷設の独占権の獲得である。(一) は「原案」で挿入され、鉄道敷設および、領水航行の独占権の獲得とされた¹⁷³。「改定案」になると、領水航行権は削除さ

れ、鉄道敷設の独占権の獲得に絞られた¹⁷⁴。

一九〇五年の満洲善後条約において、日本は満鉄平行線の敷設禁止を清に認めさせたが、決して満洲全域にわたるものではなかった。法庫門鉄道の敷設計画（一九〇七～〇九年）に対して日本は満鉄の平行線にあたと主張し、敷設計画に強く反対したものの¹⁷⁵、錦斉鉄道や錦愛鉄道（いずれも一九〇九年）は満鉄平行線とは言えず、消極的な対応をとるしかなかった¹⁷⁶。

一九一三年一〇月五日、日中は「満蒙鉄道借款修築ニ関スル交換公文」を締結し、①四平街～鄭家屯～洮南間、②開原～海龍間、③長春～洮南間の鉄道を日本の資本で敷設すること、④洮南～承德間、⑤海龍～吉林間の鉄道の敷設については日本と優先的に協議することを取り決めた¹⁷⁷。こうして日本は、満蒙における鉄道敷設優先権を拡大することに成功した。そして二一カ条要求によって、満蒙全域の鉄道敷設権の独占を目論んだのである。「原案」の作成以前に鉄道敷設の優先権や独占権を主張した者は見当たらないが¹⁷⁸、「原案」作成後に岡¹⁷⁹（田中¹⁸⁰）が鉄道敷設の優先権を獲得するよう主張した。外務省は、九月末の時点で陸軍の要望を先取りしていたと考えられる。

続いて（二）は、満蒙における借款独占権の獲得である。「借款条件」では、雑税を担保として日本の借款を導入すること、となっていた¹⁸¹。「原案」で借款独占権に改められ、「成案」で字句の修正が行われた¹⁸²。

一九一〇年五月、英米仏独が借款団を結成し、満蒙を含む中国各地で投資活動を始めた。一九一二年一月、日本は借款団に参加し、借款団の活動範囲から満蒙を除外することを声明した。日本の声明は借款団の会議録に書き留められ、日本の満蒙特殊権益が国際的に認められた¹⁸³。だが、借款の担保になると話は別で、中国やイギリスは満洲の諸税を借款の担保にしようとしていた。日本は、日本の満蒙権益が脅かされるという理由で強く反発し、一九一四年三月二七日、満洲の諸税を担保にしないという合意を借款団と取り付けた¹⁸⁴。四月に始まった奉天省借款交渉が七月一三日に決裂すると、日本は中国に対して、奉天省において外国借款を導入しないよう、警告した¹⁸⁵。日本は、満蒙における投資の独占権を確実なものにするため、第五条（二）を挿入したものと考えられる。

第五条（二）に関連する意見としては、小村が葫蘆島にある連山湾の築港に際してアメリカ資本が導入される可能性があり、中国に警告する必要があると主張した¹⁸⁶。ただ、満蒙全域にわたり投資の独占権を確保すべきという意見は管見の限り見当たらなかった。そのため、第五条（二）は、外務省幹部によって挿入されたものと思われる。

第六条は、日本人顧問の優先的備聘である。「借款条件」では、奉天省の財政を整理するため財政顧問を備聘すること、となっていた¹⁸⁷。「原案」では、財政整理という名目は削除され、財政・政治・軍事を備聘する場合は日本を優先して協議すること、とされた¹⁸⁸。第六条に関連する意見としては、日置が満蒙における軍政・内政の改善を援助することを主張し¹⁸⁹、小村が軍事・警察顧問の備聘を主張した。「成案」以前において第六条に関連する陸軍等の意見はみられず¹⁹⁰、北京公使館や外務省幹部が顧問の備聘を重視していたと考えられる。

第七条は、吉長鉄道の経営を九九年日本に委任することである。第七条は、「改定案」で挿入された¹⁹¹。一九〇六年、当時参謀本部員だった田中義一が、吉林長春間に敷設予定となっている鉄道を琿春まで延長し、軍事作戦を遂行するための鉄道とすべきであると主張した¹⁹²。吉長鉄道は、一九〇七年に日清間で敷設交渉が始まり、清政府が日本政府から借款を導入することで、一九一二年一月二〇日に開通した¹⁹³。第一次世界大戦勃発後の一九一四年八月一八日、田中は岡に書簡を送り、吉長鉄道を中国から日本へ譲与させるよう主張した¹⁹⁴。そして岡は、外務省に対して「吉長鉄道ヲ譲受クルコト」を主張した¹⁹⁵。「改定案」で挿入された条文は、「吉長鉄道ヲ日本ニ譲渡スコト」となっており、岡の意見書の文面と近似している。また、吉長鉄道に関する意見としては、樺山が経営の実権の掌握¹⁹⁶、小村が契約内容の修正¹⁹⁷、といった意見があった。

以上のように第二号は、第一～五条までは陸軍と外務省の意見はおおよそ一致し、第六条は外務省北京公使館、第七条は陸軍の意見であった。

第四節 第四号（領土保全）の作成過程

第四号（一条のみ）は、中国は他国に沿岸の港湾、領土、島嶼を他国に譲与または貸与しないことを約束すること、である。第四号は、「改定案」で初めて挿入された¹⁹⁸。領土保全といえば、一九〇四年に日韓が取り決めた「日韓議定書」や、「第一次日韓協約」が有名である。「日韓議定書」では、韓国の領土保全が取り決められ、ついで第一次日韓協約では、外国に利権を譲与する際には日本と事前に協議することが取り決められた。これらの条約を取り決めた日本は、韓国の保護を名目に政治・軍事等の特権を韓国から奪い、保護国化を進めた¹⁹⁹。そのため袁世凱大総統は、第四・五号について、中国を「韓国視（原文は「亡韓視」）」するものであると評した²⁰⁰。つまり第四号も、第五号と同じく交渉を難航させる可能性がある危険な要求であった。

中国の領土保全または利権譲与の禁止を主張したものとして、福田²⁰¹、大島²⁰²、神田²⁰³、黒龍会²⁰⁴、岡²⁰⁵（田中²⁰⁶、明石²⁰⁷）、小川²⁰⁸が挙げられる。なかでも福田・明石・黒龍会の意見書の文面は、日韓議定書や第一次日韓協約の内容と近似している²⁰⁹。なお大島は、中国が列強に利権を分け与えたことが日露戦争や日独開戦へと至った原因であるとみなし、中国が外国に利権を与える際には、日本の同意を必要とする、という趣旨の約束を取り付けるべきであると主張した。つまり大島は、日本の安全保障という観点から、中国の領土保全を確保すべきであると説いたのである²¹⁰。

さて、岡の意見書を受け取った加藤は、中国の領土保全を要求することは、保護国に対してのみ行えることであり、岡の意見を実行困難なものとして位置づけた²¹¹。しかし、結局第四号が挿入されたことをみると、加藤は陸軍をはじめとする各勢力の要望を断り切れなかったのではないだろうか。

なお、中国との交渉に際して加藤は、陸宗輿（駐日公使）と会談し、清が列強に領土を明け渡したことが、日本の安全を脅かしたと述べ、第四号が正当な要求であることを主張した²¹²。このように加藤は、日本の安全保障を確保するため第四号を提示したと説明することで、第四号が争点にならないよう努めた。最終的に第四号は、一九一五年五月一四日、中国政府が沿岸島嶼の不割譲を一方的に声明し²¹³、第四号を日中間の取り決めにしないうことで決着した²¹⁴。

第五節 第五号第一・四項の作成過程

第五号（全七項）は、希望条項とされるが、第一項（日本人顧問の傭聘）、第三項（中国警察の日中合同化）、第四項（日本製武器の中国軍への供給または日中合同兵廠の設立）のように、中国政府の主権を侵す条項が含まれていた。第五号は、日本国内の各勢力の要望を、加藤が断り切れずに挿入した条項、すなわち加藤の対国内譲歩といわれてきた²¹⁵。しかし、加藤が外交の一元化を実施していたこと²¹⁶、外務省が作成した「対支諸施設綱目」には、すでに第五号の原型とみられる要求案があることから²¹⁷、第五号は加藤の対国内譲歩、とする見方には疑問が呈されている。

さて、第五号の内容は以下の通りとなっている。

第一項:日本人顧問の傭聘

第二項:日本の病院、寺院、学校の土地所有権の允許

第三項:中国警察の日中合同化

第四項:一定数量の日本製兵器の購入、または日中合同兵廠の設立

第五項:武昌九江間、南昌九江間、南昌潮州間鉄道（以下、南潯鉄道延長線）の敷設権

第六項:福建省における投資優先権

第七項:日本人布教権の允許

このように第五号は、前後関係のない条項が漠然と並べられているうえに、第二項と第七項のように、関連性のある条項が引き離されている²¹⁸。そのため、第五号の作成過程の検討は順番通りには進めることはできないことをお断りしておく。本節で第一・四項を先に取り上げるのは、後述のように外務省幹部が第一・四項に関連性を持たせて検討を始めたからである。

では、第一・四項の作成過程をみていきたい。まず、一九一三年に作られた「綱領」には第一・四項の前身になるような政策方針は書かれていない。「綱領」では、中国に対しては日英協調の下、通商の発展に努めつつ、(イ)日中双方の言論界に注意し、官民相互の親和を推進、(ロ)日中商工業者双方が、視察、往来、合弁事業を行うなど実業界の緊密化、(ハ)中国における日本の金融機関の強化、(ニ)中国で活動できる人物の養成・利用、を一般政策として掲げていた²¹⁹。

ただ、外務省は中国政府に日本人顧問を傭聘させることに否定的ではなかったことには注意する必要がある。第一次世界大戦勃発前の一九一四年二月二三日、山座円次郎（駐華公使）は張謇農商総長が会談を行い、中国農商部がドイツ人顧問を招聘していることに触れ、日本人も招聘するよう張謇に求めた²²⁰。第一次世界大戦勃発前の外務省の対中方針を整理すると、日中双方の世論の動向を注視しながら日中経済提携を進めることによって中国国民との融和を第一義においていた。そのうえで、中国内政にも介入する両面的なものだったとみることができる。

さて、第一次世界大戦勃発後に作られた「対支諸施設綱目」では、中国政府に財政、軍事顧問を傭聘させること、中国軍に武器を供給することが今後の対中方針と定められた。顧問傭聘や兵器供給の目的について、「軍事顧問ハ別掲兵器問題ノ関係ヨリスルモ必要ナルヲ支那ニ悟ラシム殊ニ支那ノ陸海軍ノ強力トナルハ支那自身モ喜フ所ナルヘシ」というものであった²²¹。つまり外務省幹部は、軍事顧問の傭聘（第一項）や武器供給（第四項）を通して中国の軍事改善を手助けすれば、中国政府が日本に感謝し、親日化するであろうと期待していたのである。西洋列強は、非西洋地域を植民地化する際、まず現地の改革派エリートを西

洋側に取り込むことで知られる²²²。第五号の第一・四項も、西洋列強の手法と同じものと理解するべきであろう。

ただ、「原型」の時点では、中国国民との融和を目指す方針が完全になくなったわけではない。「原案」では、日中の新聞・雑誌の論調を日中両国民の信頼を得られるように誘導すること、日中の実業界の連絡を密接にし、信頼できる民間の有志者を日本領事の補助に当たらせること、という方針が掲げられていた²²³。ところが「改定案」になると、中国国民との融和を目指す方針が削除された²²⁴。中国国民との融和を目指す方針が削除された理由は不明だが、背景としては、加藤をはじめとする外務省幹部が、中国ナショナリズムの影響力を十分に認識できなかったという事情が考えられる²²⁵。

一九一四年八月二〇日、日置が駐華公使として北京に着任した翌日、『大阪毎日新聞』は日置が「日支新議定書」なる条約案を袁世凱に提出したという記事（誤報）を掲載した。この記事は中国国内でも反響を呼び、中華救亡団や福建同郷会といった団体が檄文を配布するという反日運動を展開した²²⁶。三〇日、天津で中華救亡団が集会を開催したが、中国政府の取締りによって、すぐに鎮静化した²²⁷。また一〇月上旬、広東で日貨ボイコットが行われるという噂が立った。だが、中国警察が見回りを開始し、何事もなく終わった²²⁸。このような中国政府の取締りにより、外務省幹部は中国ナショナリズムの影響力を見落としてしまったのではないか。

中国国民との融和から、中国政府の取り込みへという方針の切り替えは、結果からみると決して小さなものではなかった。二一カ条要求の交渉中、中国内外で二一カ条要求反対運動が盛り上がり、さらに第一次世界大戦後には、五四運動に代表される中国ナショナリズムが高揚し、中国国民と日本との対立が決定的となったからである²²⁹。

では、改めて第一・四項それぞれの作成過程を詳しくみていきたい。第一項については前述のように一九一四年二月二三日、山座と張謇が日本人顧問の傭聘をめぐる会談した。その後、日本が第一次世界大戦へ参戦するまでに、日本人顧問の傭聘に関する意見書が外務省へ三件送られてきたので列記する。

六月、多賀は中国の官衙や軍隊のみならず、会社や工場などの民間部門にも日本人顧問を傭聘させることを主張した²³⁰。七月、北京在住の某日本人は、日本の軍事顧問を中国軍に傭聘させること、日中の軍事訓練を合同にすることを主張した²³¹。そして第一次世界大戦勃発後の八月七日、福田は、中国の兵制・行政・幣制の改善を日本に委任させるよう主張した。福田のいう委任とは、強い権限を持たせた日本人顧問を中国政府に傭聘させることである

と思われる²³²。

第一次世界大戦への参戦直前（二日前後）に作られた「対支諸施設綱目」では、中国政府に財政、軍事顧問を傭聘させることを今後の対中方針とされた。顧問を傭聘させる部門が、農商部から財政・軍事へと変更されたのは、陸軍の意向もくんでいたかもしれない。ただ、「対支諸施設綱目」には、民間部門にも顧問を傭聘させることや、顧問に強い権限を持たせることといった、多賀や福田の意見は反映されなかった²³³。

その後「原案」が作成されるまでに、大島²³⁴、東亜同志会²³⁵、町田²³⁶、小村²³⁷が中国政府に顧問を傭聘させることを主張した。だが、「原案」では政治顧問が追加されたのみで²³⁸、これらの意見と「原案」第一項との関連は見いだせない。そして第一項は「改定案」で修正されることなく²³⁹、「原案」のまま「成案」となった²⁴⁰。以上のように、第一項の作成をめぐり外務省と日本国内の各勢力は、中国政府に顧問を傭聘させるという点で意見が一致し、顧問の権限や顧問を傭聘させる部門では相違があったと考えられる。なお、「原案」作成後には、岡²⁴¹、黒龍会²⁴²、小川²⁴³が中国政府に日本人顧問を傭聘させることを主張した。

次に、第四項（日本製兵器の購入または日中合同兵廠の設立）の作成過程をみていきたい。一九一四年二月、筑紫は、漢陽兵器製造所と漢冶萍公司を合併・再編し、そこで日本式兵器を製造させる「帝国中華民国兵器同盟」を主張した²⁴⁴。八月二日前後に作成された「対支諸施設綱目」では、兵器供給及び日中合同兵廠の設立に関連し、漢冶萍公司問題も併せて解決することとされた²⁴⁵。

また、第四項の作成については、当初加藤も関与していた。八月二四日、白井哲夫（衆議院議員）は、加藤宛の意見書の冒頭で「御下命に随い」意見書を提出したと述べている。前後の文脈から、加藤が白井に意見書を提出するよう、命令を下したと読み取れる。白井意見書の内容は、日本シンジケートによる日中合同兵廠の設立、設立の条件として日本産原料の使用、日本人技師の傭聘となっている²⁴⁶。これまで白井の意見書は示されてこなかったが、「成案」の後半部分は、「支那ニ日支合弁ノ兵器廠ヲ設立シ日本ヨリ技師及材料ノ供給ヲ仰グコト」となっており²⁴⁷、白井の意見書と近似している。

その後第四項は、前述のように大隈と井上の介入により、漢冶萍公司与兵器条項は別個の問題として扱われることとなった。また、白井は加藤の対中政策に反発し、加藤と距離を置くようになった²⁴⁸。これらの事情のためか、「原案」では兵器供給のみとなっており、合同兵廠の設立は削除されていた²⁴⁹。そして「成案」で、日中合同兵廠の設立が再び挿入されることになるが、これは岡の主張が採用されたものではないかといわれている²⁵⁰。以上のとお

り第四項の作成は、加藤が臼井に命令を下して意見書を提出させるという積極的な関与があった。このように外務省と陸軍は、日中合同兵廠を設立するという点で意見が一致していたと考えられる。なお、第四項に関連する意見としては、東亜同志会²⁵¹、町田²⁵²、黒龍会²⁵³が中国軍への武器供給や武器製造を主張した。

ところで、元老である井上馨・松方正義・山県有朋は、中国との親密化を主張し、中国の強い反感を買った第五号に反発したことはよく知られている²⁵⁴。しかし、前述のように加藤も、中国政府の取り込みを画策し、第五号を策定していた。実際大隈は、加藤も中国政府の取り込みについては同意していると井上に報告しており、元老と加藤の対中方針はおおよそ一致していたようである²⁵⁵。こうしてみると、元老と加藤は中国政府の取り込みという共通の目標を掲げながら、何かしらのズレが生じてしまったのではないか。そこで、元老と外務省の対中構想のズレについても論じることとする。

第一次世界大戦勃発後の八月、山県は大隈、加藤、若槻礼次郎蔵相に意見書を提出し、袁世凱に人種競争論を説き、日本側に引き込むこと²⁵⁶、そして借款を供与し、中国財政を援助することを主張した²⁵⁷。一方で井上は、袁世凱を「第一ポケットニ足ルヘキ人ヲ派遣」すべきとし、袁世凱の信用を得る方法について検討した²⁵⁸。九月二四日、井上邸にて元老と大隈を交えて会談が行われ、今後の対外方針がまとめられた。対中方針については、袁世凱をはじめとする中国人の対日不信を一掃すること、特使もしくは地位のある人物を漫遊の名目で派遣することとされた²⁵⁹。このように元老の対中方針は、袁世凱や中国政府要人との信頼関係を構築することに重点が置かれていた。対して外務省は、前述のように政治・軍事の近代化を支援することで、中国政府を取り込むことを計画していた。元老と外務省の対中方針は、中国政府を日本側に取り込むという点で一致しており、決定的な違いはなかったように思われる。

ところが、加藤は外交の一元化を達成するため、元老に第五号の狙いを説明しなかった。詳しい日時は不明だが、加藤と松方が会談した際、加藤は「大體に於ては自分等（元老）の意見に同意」と松方に語ったのみで、詳しく説明しようとはしなかった²⁶⁰。元老が第五号に強く反発したのは、対中方針の違いというよりも、手段の違いや加藤の説明不足にあったのではないかと考えられる。

第六節 第五号第二・三項、五～七項の作成過程

第五号第二・三項、五～七項の作成過程についてみていきたい。

第二項は、病院・学校・寺社の土地所有権を認めることである。そして前述のように第七項は、仏教の布教権を認めることであるため、第二項と密接な関連があるので同時に検討する。第二・七項は、ともに「改定案」で挿入された²⁶¹。

まず、病院・学校の設立からみていきたい。学校・病院の設立をめぐり、日本側は中国側から不当な差別や妨害を受けていたわけではなかった。一九一八年七～八月に行われた調査をみると、中国における外国人経営の病院は一九九軒あり、そのうち日本は五八軒と最も多かった²⁶²。一方で中国における外国人経営の学校は一二八二校あり、日本人経営のわずか五一校しかなかった。アメリカが三四五校、イギリスが一九八校の学校を設立していたの比べると、日本は大きく遅れていた²⁶³。日本人による学校の設立が遅れたのは、その多くの理由は資金難に陥ったことが大きかったようである²⁶⁴。

では、外務省はなぜ、日本人の経営する学校・病院の土地所有権を認めることを要求したのであろうか。二一カ条要求交渉において陸徴祥外交総長が、日本の同仁醫院や大和俱樂部小学校のように、北京で土地の永租権を持っている病院や学校があるのではないかと述べると、日置は、北京以外の地域では日本人の病院・学校が土地永租権を持ってない、と返した²⁶⁵。日本側の狙いは、土地永租権を獲得することで、病院や学校が進出するための足掛かりを得ることにあったのではないか。

さて、意見書をみると、管見の限り病院設立に関する意見はみられなかった。一方で学校設立については、「改定案」の作成以前に、東亜同志会²⁶⁶、神田²⁶⁷、黒龍会²⁶⁸、が主張した。

次に、仏教の布教権（第二・七項）についてみていきたい。一八七六年、東本願寺は中国での布教に乗り出した。ところが日清戦争以後になると、清国側の日本への反発が強まり、清国官民が東本願寺の布教活動を妨害するようになった²⁶⁹。外務省が仏教の布教権を認めることを要求したのは、このような背景があったからだと考えられる²⁷⁰。だが、二一カ条要求作成時に東本願寺が、日本政府に仏教の布教権を獲得するよう、働きかけた事実は確認できない²⁷¹。意見書をみると、東亜同志会²⁷²、神田²⁷³、小村²⁷⁴が仏教の布教権を獲得することを主張した。

第三項は、中国警察の日中合同化である。第三項は、「改定案」で挿入された。日本による外国警察権への介入といえば、やはり韓国が日本に併合される以前に、統監府が韓国警察を統制下に置いた例が想起される²⁷⁵。ところが、日韓協約との共通点がある福田や黒龍会の意見書には、中国の警察権に介入するような意見は書かれていない²⁷⁶。唯一満蒙の警察権に

介入するよう主張していたのが青柳であった²⁷⁷。陸軍における青柳の階級は大尉と低く、加藤が青柳の意見を断り切れなかったと考えるのは無理がある。この第三項は、ふっかけとして挿入されたと考えるのが妥当であろう²⁷⁸。

第五項は武昌九江間、南昌杭州間、南昌潮州間鉄道（以下、南潯鉄道延長線）の敷設権である。「対支諸施設綱目」では、南支鉄道の敷設とあるだけで、具体的な路線については何も書かれていない²⁷⁹。その後「原案」で南潯鉄道延長線の路線が定められ、そのまま「成案」となった²⁸⁰（図2参照）。筆者が中心史料とした意見書では、全く同じ路線を主張したものは見当たらなかった。そのため、外務省幹部が第五項の作成を主導していたと考えられる²⁸¹。ただ、近似する鉄道の敷設権を主張したものがいたので列記する。

多賀：南潯鉄道及び杭州常山間鉄道を福建省方面の鉄道と接続すること²⁸²。

日置：九江武昌間、南昌杭州間に鉄道を敷設すること²⁸³。

町田：九江武昌間、南昌杭州間に鉄道を敷設すること²⁸⁴。

小村：福州広東間、福建杭州間、杭州南昌間、南昌漢口間に鉄道を敷設すること²⁸⁵。

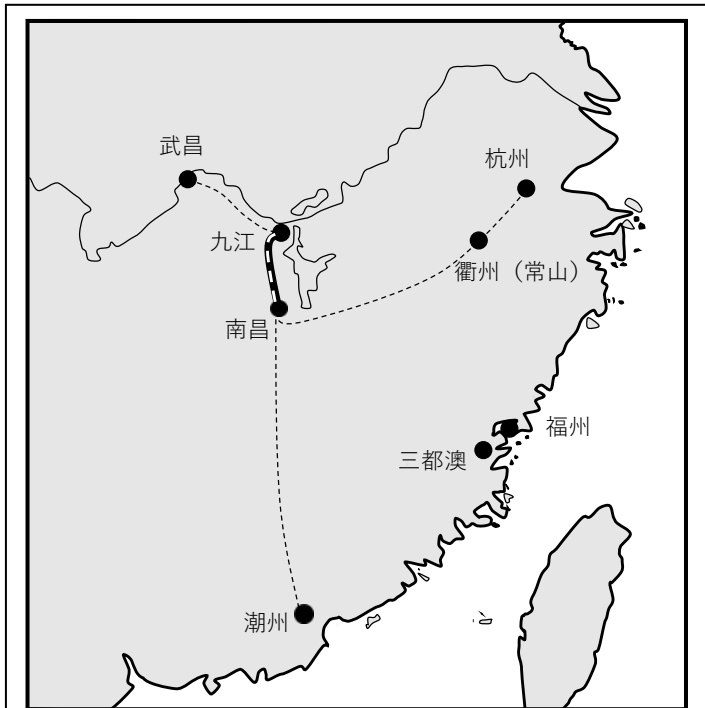




図2 南潯鉄道と延長線（久保田裕次『対中借款の政治経済史』名古屋大学出版会、二〇一六年、一四五頁所収の地図を基に作成）。

 は南潯鉄道
 は日本が敷設を予定した延長線

第六項は、福建省における投資の優先権である。「対支諸施設綱目」では、福建省三都澳の租借、福建省における投資の優先権となっていた²⁸⁶。「原案」では三都澳の租借とされたが²⁸⁷、「改定案」になると福建省に関する項目はいったん削除され²⁸⁸、「成案」で福建省の投資優先権となった²⁸⁹。

一九一四年五月二三日、八代六郎は外務省に対し、三都澳及び厦門を租借することを主張した²⁹⁰。また、多賀は福建省における軍事施設設置の優先権を獲得すること、かつ三都澳を租借することを主張した²⁹¹。「対支諸施設綱目」・「原案」の時点では、八代・多賀・外務省の意見が一部一致していたことになる。ただ、第六項が海軍や多賀の意見とどのような関係にあったのか、詳しくは分からない²⁹²。

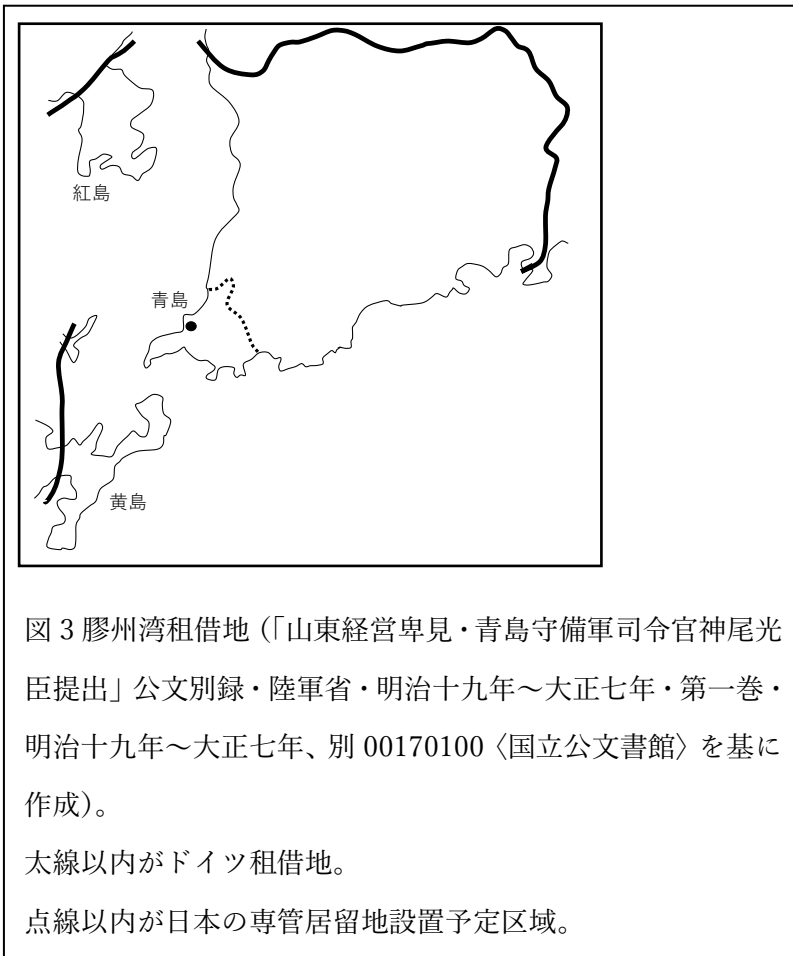
一〇月小村は、アメリカと中国が福州馬尾区や三都澳において借款契約を締結しようとしているという噂に触れ、日本の福建省に対する主張が明瞭さを欠いていたために、アメリ

カの介入を招いたのだと論じた。そこで小村は、福建省における軍事施設等の投資優先権を確保することを優先すべきだと主張した²⁹³。この後、外務省内でどのような議論がなされたのか分からないが、最終的に第六項は、鉄道、鉱山、港湾設備等、投資優先権の獲得で「成案」となった²⁹⁴。なお、第六項に関しては小村の他に、日置が福州三都澳間鉄道の敷設優先権²⁹⁵、町田が防御設備設置の優先権を主張した²⁹⁶。

以上のように第二・七項については、医療や宗教関係者による要望は確認できなかった。そして第三項については、日本国内の強硬派による強烈的な突き上げは確認できなかった。また、第五・六項といった中国南方の権益獲得については、北京公使館員と陸軍の意見はおおよそ一致していた。以上のとおり第五号をめぐって、日本国内の諸勢力による強烈的な突き上げというものは確認できない。

第七節 第六号の作成過程

本章第二節で述べたように、日本は膠州湾を中国に還付することで、第一～五号の権益を獲得しようとした、とされている。膠州湾の還付条件が第六号で、膠州湾を商港として開放したうえで日本の専管居留地を設置すること、というものであった²⁹⁷。はじめにで述べたように、日本側は専管居留地の設置を膠州湾の還付条件とすることで、膠州湾の還付を骨抜きにするつもりであった（図3参照）。なぜ、日本側は専管居留地の設置を膠州湾の還付条件としたのだろうか。



奈良岡は、二一カ条要求交渉当時の日本国内の世論が沸騰しており、膠州湾の還付が取引材料として機能しなくなったのではないかと述べている²⁹⁸。実際、加藤は日本国内世論の動向を懸念しており、九月二八日に行われた山県との会談で、膠州湾を無償で中国に還付すれば、民衆が激高する可能性があると言及し、山東鉄道の獲得に執着していた²⁹⁹。また、元老と親交のあった高橋義雄（茶人）も、膠州湾を無償で中国に還付すれば「焼打事件を惹起するや必せり」と日記に書き残した³⁰⁰。外務省が第六号を策定したのは、こうした世論の動向と大いに関係があったとみるべきであろう。

では、意見書をみていきたい。まず、膠州湾の獲得を主張したのが町田³⁰¹、対支連合会³⁰²で、膠州湾の即時還付に反対したのが東亜同志会³⁰³、黒龍会³⁰⁴、小川³⁰⁵であった。小川は日比谷焼き討ち事件にかかわっていたように、大衆を動員できる力があつた。また、対支連合会は前述のように、一九一三年九月の国民大会を主催した団体であつた。さらに黒龍会の代表である内田良平が対支連合会の一員であつたことも考えると、外務省は大きな圧力を感じたのではないだろうか。

ただし、日本国内の世論全体が膠州湾の還付に反対していたわけではないことも指摘しておきたい。陸軍では、大島³⁰⁶、中村覚（関東都督府長官）³⁰⁷が膠州湾の還付を主張していた。岡も、対ドイツ最後通牒に膠州湾の還付を明記することに賛成していた³⁰⁸。そして岡が山東権益について意見書に何も書いていないことをみると、膠州湾処分に就いては外務省に丸投げしていたと思われる。また、神田³⁰⁹、成田安輝（探検家）³¹⁰、根津一（東亜同文書院院長）³¹¹、鈴木誠作（実業家）³¹²といった知識人も膠州湾の還付を主張していた。つまり、外務省幹部が恐れたのは、強硬派が焼き討ちや騒擾を起こすことだったのではないかと考えられる³¹³。

では、第六号の作成過程をみていきたい。参戦直前に作られた「膠州湾処分」をみると、専管居留地の設置などの各条件を中国に呑ませれば「租借地ヲ保有スルト何等實際ニ於テ差異ナキオヤ」とされている³¹⁴。つまり、日本側は当初から膠州湾の還付を骨抜きにするつもりであった。その一方で、駆け引きを行うために「(膠州湾を) 返ス返サヌノ意志ハ言明セサルカ如シ」とされている³¹⁵。つまり日本側は、中国側が専管居留地の設置をすんなり認めるだろう、という甘い見込みを抱いていた³¹⁶。

さて、「原案」・「改定案」をみると、専管居留地の設置は第一号に書かれている³¹⁷。九～一〇月の時点では、専管居留地の設置に中国側がどのような反応を示すのか確かめようという狙いもあったのだろう。ところが、十一月一日の閣議決定で、専管居留地の設置は第一号から独立し、第六号として扱われることとなった³¹⁸。第一号から第六号へと独立した詳しい経緯は不明だが、強硬派の主張を無視できなかったからであろう。次章で述べるように、日本側は第六号を腹案とし、第六号について中国側と十分な審議をしなかった。

小括

二一カ条要求の各条項は、どの勢力の意見と一致していたのか。一覧にすると次のようになる。なお、草案の作成後に意見書を送った場合は、亀甲括弧を付した。

第一号【山東条項】

小村俊三郎（北京公使館付通訳官）。

第二号【満蒙条項】

第一条：租借期限等の延長

〔日置益（駐華公使）〕、〔町田経宇（北京公使館付武官）〕、〔小村〕、〔神田正雄（大阪朝日新聞北京特派員）〕、〔岡市之助陸相（田中義一〈参謀部付〉）〕。

第二・三条；満蒙における日本人雑居権

山本安夫（肩書不明）、田中、青柳勝敏（陸軍大尉）日置、樺山資英（満鉄理事）、町田、小村、白仁武（関東都督府民政長官）、神田、岡（田中）。

第四条；鉱山採掘権

多賀宗之（陸軍大佐）、青柳、樺山、町田、小村、〔白仁〕、〔岡（田中）〕。

第五条；鉄道敷設及び投資の優先権

第一項：〔岡（田中）〕。

第二項：小村。

第六条；日本人顧問の傭聘優先権

日置、小村。

第七条；吉長鉄道を九九年間日本へ経営委任

樺山、岡（田中）。

第三号【漢冶萍公司条項】

井上馨元老、大隈重信首相、井上準之助（横浜正金銀行頭取）。

第四号【領土保全条項】

福田雅太郎（参謀本部第二部長）、大島健一（陸軍次官）、岡（明石、田中）、小川平吉（衆議院議員）。

第五号【希望条項】

第一項；日本人顧問の傭聘

多賀、北京在住某日本人、福田、大島、東亜同志会、町田、小村、〔黒龍会〕、〔岡（田中）〕、〔小川〕。

第二項；病院・学校・寺社の土地所有権

東亜同志会、黒龍会（いずれも学校のみ）、神田（学校・寺社）。

第三項；中国警察の日中合同化

青柳。

第四項：日本製武器の中国軍への供給または製造

筑紫熊七（陸軍少将）、白井哲夫（衆議院議員）、東亜同志会、町田、黒龍会、岡（田中）。

第五項：南潯鉄道延長線の敷設権

多賀、日置、町田、小村（いずれも路線が近似していたのみ）。

第六項；福建省における投資の優先権

日置、町田、小村。

第七項：仏教の布教権

東亜同志会、小村、神田。

以下、先行研究で重視されてきた、第二号と第五号を中心にまとめる。

満蒙処分をめぐる陸軍の意見は、併合、自治、租借期限等の延長及び雑居権獲得の三案に分裂していた。陸相である岡は、租借期限等の延長及び雑居権の獲得、を主張した。明石と田中から意見を受け取っていた岡は、陸軍の満蒙処分構想を、外務省の構想と同じ租借期限等の延長及び雑居権の獲得で統一したものとみることができる。また、併合を主張していた陸軍軍人の中にも、租借期限の延長を主張していたものもあり、外務省の方針に強く反対していたわけではなかった。そのため第一～三条については、外務省と陸軍は意見をすり合わせる前からおよそその一致点があったと考えられる。一方で、第二号の第四項や第七項は、陸軍や満鉄が重視していた権益であり、これらの条項は陸軍や満鉄の意向をくみとったものであろうと考えられる³¹⁹。

続いて第五号についてみていきたい。これまで第一・三・四項は、国内の強硬派の要望を加藤が断り切れず、やむなく挿入したもの、といわれてきた。しかし本論文では、外務省が第一次世界大戦前から日本人顧問を傭用するよう中国政府に要請していたこと、中国警察権への介入を主張する意見書は青柳の一件しか見当たらなかったこと、加藤が白井に日中合同兵廠の設立に関する意見書を提出させていたことを明らかにした。そのため、強硬派の強烈な突き上げがなくとも、外務省はこれらの要求を中国に突き付けたであろうと考えられる³²⁰。また、第五・六項の中国南部の権益獲得についても、陸軍と外務省の意見は一致していた。第五号という雑多な要求が二一カ条要求に盛り込まれたのは、外務省が中国問題を一気に呵成に解決しようとしたためだったと考えられる。また、当時は第一次世界大戦が早く終結する見込みだったことも、第五号の策定経緯にかかわってしよう。すなわち外務省は、列強の干渉がないうちに、中国との懸案を解決しようとしたのだと思われる。

一方で外務省と陸軍の意見の決定的な違いは、第四号に現れた。陸軍をはじめとする日本国内の強硬派は、中国の領土保全を主張しており、中には第一次日韓協約と類似した意見書を提出したものもいた。加藤は、保護国ではない中国に対して領土保全を要求することではできないと考えていた。しかし、最終的に加藤は日本の安全保障を確保するという名目で、第四号（中国の領土保全）を挿入した。

本章の最後に、大隈と元老の指導についてまとめる。結論から言えば、大隈や元老が二一カ条要求の作成で指導力を発揮できたのは第三号だけであった。大隈が外交政策について加藤と話し合おうとしても、「加藤ハスグ干涉干涉と云ふ」ので、大隈は外交政策決定にほとんど関与できなかった³²¹。また、井上や松方も、外交政策に積極的に関与しようという姿勢はとらなかった³²²。当時は元老に対する風当たりも強かったので³²³、外交政策が混乱することを恐れたのであろう。

次に、山県有朋の二一カ条要求に対する見方について述べる。第一章で述べたように山県も、旅順・大連の租借期限を延長する必要があると考えていた。おそらく、第二号の内容にはそれほど異議はなかったであろう。ただ、山県は第五号まで要求することには反対であった。一月中旬に加藤と会談した山県は、「中には外交上重要な事件は先づ日本に相談せよと乎、財政上の事は第一に日本に依頼せよと乎云ふ如き個条もありし様子なるが、斯かる属国扱ひの個条は、支那に於て承知すべき筈なし」と述べた³²⁴。なお、山県は陸軍内部で第五号をめぐる議論が盛り上がっていることも承知しており、二一カ条要求交渉の終了後「若し果たして陸軍の意思にて加藤の意にあらざるものならば、自分（山県）が異議を云ひたるに對し夫れは陸軍の案なりとて自分に鎮撫を頼まざるべからざれども絶て其事なかりき」と述懐した³²⁵。実際、加藤は第四号の扱いに苦慮していたと思われるが、山県に陸軍の鎮撫を依頼することはなかった。

以上のように、元老は二一カ条要求の作成時点ではほとんど影響力を発揮できなかった。こうして加藤は、中国問題の解決に前のめりになり、広範な要求を中国に提示してしまったのである。

第二章 二一カ条要求の交渉過程

本章は、中国側に拒否された第五号のうち、第一項（日本人顧問の傭聘）・第四項（日本製武器の購入または日中合同兵廠の設立）と、日本側の取引材料である膠州湾をめぐる交渉

過程に着目し、二一カ条要求交渉が決裂する過程を論じることとする。

これまで第五号は、加藤高明外相が国内諸勢力の要望を断り切れず、やむなく挿入した国内譲歩であるとされてきた。そのため先行研究は、日本側は第五号を中国に受諾させるつもりだったのではなく、ふっかけとして第五号を提示した³²⁶、あるいは第五号の取り扱いについて明確な方針を持たないまま中国との交渉を始めた³²⁷、と論じてきた³²⁸。

しかし前章でみたように、外務省幹部は中国政府の軍事改善を手助けすれば、中国政府が親日化するであろうと期待して第五号第一・四項を作成していた³²⁹。こうしてみると、日本側は第一・四項を中国側に受諾させようとしていたのではないか。そこで本章では、日本側がどのようにして第五号第一・四項を中国側に受諾させようとしていたのか、という視点で論じる。なお、第三項（中国警察の日中合同化）も中国政府の主権を侵す条項であるが、第三項における日本側の目的は、前述のようにふっかけだったと思われる。第一・四項と第三項の取り扱いの違いについても、適宜論じることとしたい。

そして本章では、日本側の取引材料といわれている、膠州湾の還付も併せて論じることとしたい。二一カ条要求交渉の最終段階において日本側は、膠州湾を条件付きで中国へ還付することを表明したものの、中国側が膠州湾の還付条件を拒否したために、交渉は決裂してしまった。これまで、膠州湾の還付条件である第六号について詳しく論じた研究はないので、検討することとしたい³³⁰。

以上の観点から二一カ条要求交渉が決裂する過程を描写するとともに、二一カ条要求が日中対立の画期となる一側面を論じる。

第一節 交渉初期における膠州湾処分をめぐる商議

一九一五年一月一八日、日置益（駐華公使）は、第六号の存在を伏せうえて二一カ条要求を袁世凱大總統に手交した。二一カ条要求を受け取った袁世凱は、二七日、孫寶琦外交総長を更迭し、陸徵祥を新たに外交総長に任命した³³¹。

では、中国側は第一号についてどのように検討したのかみていきたい。曹汝霖外交部次長は、第一条（ドイツ権益の日本への引継ぎ）について、日本が山東省にまで勢力を伸ばせば、「（日本は）北京・天津にとっての水陸交通の要衝を握ることとなり、その情勢は極めて驚き恐れるべきものとなる」。しかしながら、現在日本が膠州湾を占領している以上、第一条については日本に譲歩するほかなく、日本がドイツ権益を継承するにあたってはドイツの

同意が必要であることを明確にすべきだ、と曹汝霖は主張した³³²。一方で袁世凱は、第一条には膠州湾還付の趣旨が入っていない、とメモ書きした³³³。

三日、二カ条要求に関する第一回目の日中会議が開かれた。出席者は、中国側が陸徵祥外交総長、曹汝霖、施履本秘書官の三名、日本側が日置、小幡西吉（書記官）、高尾亨（書記官）の三名であった。この第一回会議で、陸徵祥は第一号第一条の修正案を日本側に提示した。その内容は、膠州湾を除くドイツ権益の処分を日独間で取り決めた後、中国政府はその日独間の取り決めに認めるというものであった。日置は修正案に目を通したものの、第一条については後日商議すると述べ、明答を避けた³³⁴。結局第一回会議は、第一号について具体的な商議が行われることなく散会となった。

五日、第二回会議が開かれたものの、中国側の回答は「大体ニ止マリ其ノ主意頗ル明瞭ヲ欠クノミナラス十分駈引進退ノ余地ヲ存シ意見ヲ開陳シタルモノノ如ク」というもので、具体的な進展はなかった³³⁵。また、八日には中国側が二カ条要求についての対案を提示した。だが、日置は二カ条要求と中国側の対案には「著シキ懸隔アリ到底斯ル程度ニテハ商議ヲ進ムル見込ナク従テ此場合対案ヲ受理スルモ事ニ益ナシ」とみなし、中国側の対案を突き返した³³⁶。

中国側の態度について日置は、日本側が膠州湾の還付を明言していないことが中国側の不信を買っているとみなした。そこで九日、日置は、加藤に「間接ノ方法」で第六号の意向を伝えてはどうかと提案した³³⁷。この提案について加藤はしばらく返答を保留した。

その後、日中間で商議が重ねられ³³⁸、一二日、中国側が再度対案を提示すると、日置はこれを受理した。中国側が提出した対案の第一号第一条は、日独間で膠州湾を除くドイツ権益の処分を行った後、日本政府は膠州湾を中国に還付すること、となっていた。そして第二条は、日本の軍事作戦によって中国側が受けた損害は日本政府が補償すること、そして膠州湾租借地内外の日本軍を逐次撤退させること、というものであった³³⁹。

一六日、大隈内閣は、二カ条要求の修正案を閣議決定し、第一号第一条については修正を加えず原案通りとすること、中国側の対案第二条については受け入れないこと、とした。また、九日に日置が第六号を中国側に伝えてはどうか、と提案したことについて加藤は、中国側に第六号を提示すれば「要求貫徹上多大ノ効果アルヘキ御見込」だが、日本側にとって「殆ト唯一ノ代償条件」であるだけでなく、「内外朝野ノ極めて重要視スル所」なので、「絶対必要ノ場合迄ハ断ジテ支那側ニ漏ラサルルコトナキ様致度」と、このまま第六号を伏せる方針を日置に指示した。一方で、日置のいう「間接ノ方法」によって第六号のことを中国側

に伝えてもよい、と加藤は指示した³⁴⁰。加藤は、「膠州湾還付ノ場合ニハ同地ヲ開放シ日本専管居留地ヲ設置スル事ハ固ヨリ絶対ニ必要」であると考えていた³⁴¹。第六号を秘匿したのは、第六号を中国に受諾させるタイミングを見計らっていたものと考えられる。

二二日、日中は二一カ条要求交渉を再開し、第三回会議を開いた。第三回会議において、膠州湾還付問題はどのように商議されたのかみていきたい。日置は、中国側の対案第一条では、日本がドイツから引き継ぐ権益は膠州湾を除く、という一文があるため膠州湾を中国に還付できなくなる、と主張した。なぜなら、日本が膠州湾を引き継ぐことができなければ、膠州湾の帰属はドイツのままとなり、日本側に膠州湾を処分する権利が生じなくなるからである³⁴²。中国側は日置の主張に納得し、膠州湾を含む全てのドイツ権益の処分を日独間の協議にゆだね、日本が膠州湾をドイツから継承した後、膠州湾を中国へ還付すること、という趣旨に同意した³⁴³。

第一条に続き中国側は、膠州湾の還付手続きを取り決めるため、中国側対案第二条の商議を日本側に求めた。すると日置は、膠州湾の還付については全条項の商議が終わった後に、商議を行いたいと述べた。膠州湾の還付を示唆したにもかかわらず、商議を拒む日置の姿勢に、中国側は不審感を抱いたものと思われる。陸徴祥は、膠州湾の還付についての商議が今でも後でも変わりはない、第一号の商議が終われば山東省とは関係が無くなってしまおう、と述べ、日置に繰り返し膠州湾の還付について商議するよう求めた³⁴⁴。結局、日置の頑なな態度により、中国側は膠州湾の還付についての商議を棚上げすることに同意した³⁴⁵。日置から以上の報告を受けた加藤は「膠州湾還付問題ニ付テハ此際軽々シク commit スルカ如キコトナキ様更ニ一層注意アリタシ」と、念を押した³⁴⁶。

その後、交渉の終盤まで膠州湾の還付が議題となることはなくなった。日本側が最も重視した第二号（満蒙条項）の商議において日置は、辛亥革命時に中国各省が独立する中、満蒙が独立しなかったのは日本が秩序維持にあたったためであると主張した。また、第一条（租借地等の経営期限の延長）の商議をめぐって日置は、日本側の当初の主張は租借期限を一二四（西暦二〇二二）年まで延長、そして満鉄の経営期限を一七〇（西暦二〇七三）年、売却期限を一三五（西暦二〇三八）年まで延長することであった、と主張した³⁴⁷。このように日本側は、正当性を主張したり、ふっかけを行ったりすることによって第二号の商議をすすめた。

第二節 交渉初期における第五号の交渉過程

では次に、中国側に拒否された第五号の交渉過程についてみていきたい。なお、第五号の交渉過程を検討するにあたり、一旦交渉開始当初に話を戻すこととしたい。

当初、中国政府は第五号をどのようにみていたのであろうか。曹汝霖は、第五号のみ前文がないこと、また第五号の言葉遣いも他の条項と異なっていることを指摘し、第五号の異質さに注目した。曹汝霖は、日本側が第五号を中国に受諾させようとしているのか、それとも第五号を撤回することで譲歩をアピールするために挿入したのか、日本側の意図については図りかねたものの、いずれにせよ第五号は、決して承諾すべきものではない、と結論付けた³⁴⁸。また袁世凱は外交部と協議した結果、一・三・四項は中国の主権を侵すものであるため同意しがたい、とメモ書きした³⁴⁹。その後、詳しい審議の過程は不明であるが、二月一日中国政府は、第五号は譲歩をするために日本側が挿入したもので、日本側には第五号を受諾させる意志はない、と判断した³⁵⁰。

さて、五日に開かれた第二回会議が、第五号に関する最初の日中間の商議であった。日置は第五号について、「勧告ではあるものの、何らかの文書が必要である」と説明した。ただし、「貴国（中国）政府がすぐに実行できるならば文書は必要なく、もし将来実行するのであれば、形式上の証拠が必要である」と日置は付け加えた³⁵¹。日置のいう文書とは、会議録への記載・記名や、交換公文の締結を指しているものと思われる。日置の説明に対し陸徴祥は、「第五号は本国の主権に関わる事項が多く、商議できない。例えば顧問の傭聘や武器の購入については、中国政府が自らの判断で処理すべきもの」とであると回答した。そして、現在中国政府では鄭永昌（塩務顧問）や鄭永邦（諮議）といった日本人顧問を雇っており、「中国政府は必要になった時に（外国から）顧問の招聘を行わなかったということはこれまでなかった。ただ、外国から（顧問の傭聘を）強制される理由はない。幸いにも（第五号は）貴国（日本）政府の勧告とのことであるから、取消せるならば（第五号の取消しを）最も希望する」と述べた。日置がさらに第二項以下の各条項についての見解を求めると、陸徴祥は第三項については中国の内政に関わるものであると述べるにとどめ、第四項については日本製の武器が安価でかつ良品であれば、当然日本製を購入すると述べた³⁵²。このように中国側は、第一・四項については中国政府が自ら判断すべきものであり、第三項については内政干渉であるとみなしていた。

では、第五号の取り扱いについて、日本側はどのような方針を執っていたのか、二月上旬

の加藤と日置のやり取りから探ってみたい。六日、日置は第三号（漢冶萍公司の日中合弁化）・第五号が中国側に拒否されたことについて「誠ニ言語道断ト謂フノ外ナシ」と憤慨した。そして、二日後に中国側が二一カ条要求の対案を提出することになっているが、もし中国側が日本側にとって不満足な対案を提出するようなことがあれば、中国にとって「容易ナラサル事態ヲ惹起スルニ至ヘキ旨」を中国側に伝えたい、と加藤に請訓した³⁵³。翌日加藤は、警告を発する許可を日置に与えたものの³⁵⁴、八日、「俄ニ談判ヲ不調ニ帰セシムヘキ理由モ無ク従テ我方ヨリ交渉決裂ノ機ヲ促進スヘキ場合ニハ未タ立至リ居ラサルモノナリ」と、警告を発する場合には慎重に行うよう日置に指示した³⁵⁵。九日、日置と曹汝霖が会談を行い、曹汝霖が第五号を拒否する意向を再度日置に伝えると、日置は、中国側の対案を受理せず、本国からの指示を仰ぐことなどして交渉を中断することをほのめかした。日置の強硬姿勢に接した曹汝霖の態度は、「前回ニ比シ幾分譲歩シ来リタルモノ」と日置には感じられた。さらに、陸徴祥も日本に対して譲歩しつつあることから、もう一度日本側が強硬な姿勢を示せば、第五号の商議にも応じるのではないかと日置は予測した³⁵⁶。ところが一二日、日置は一転して「第五号要求ノ貫徹ヲ期スルニハ最早ヤ口頭ノ恫喝威嚇ノミニテハ其ノ効ヲ奏スルコト難カルヘシ」と加藤に報告し、結局第五号の交渉が「不成功ニ終ワルナキヤヲ懸念スル」と述べた³⁵⁷。このような中国側の姿勢に対して一三日、加藤は、第五号は「日支両国ノ国交ヲ一層親密ナラシムルコトニ於テ極メテ有効ナルモノ」であるため、第五号の交渉に応じることが「絶対ニ必要ナリ」と中国側に伝えること、そして中国側に第五号の対案を提出させることを、日置に訓令した³⁵⁸。さて、先行研究では、加藤は第五号をそれほど重視していなかった、³⁵⁹あるいは日本側の方針は、第五号を掛値として活用することだったのではないかとともにいわれている³⁶⁰。しかし二月上旬の加藤と日置のやり取りをみると、第五号の交渉に応じない中国側に対して適宜警告を発すること、中国側に第五号の対案を提出させることで加藤と日置の見解は一致していた。さらに加藤は、第五号が日中関係を「親密」にさせる条項であり、第五号の交渉を絶対視していた。こうした日本側の姿勢をみると、日本側は第五号を中国に受諾させる方針であったと考えられる。

前述のように中国側は一二日に二一カ条要求についての対案を提示した。中国側は依然として第五号を拒否していたものの、日置はひとまず対案を受理し、本国に転送した³⁶¹。一六日、大隈内閣は第一次修正案を閣議決定し、第五号の修正を行った。第一項については、日置が中国政府に対して日本人顧問の傭聘を勧告すること、と改めた。第四項については、中国国内に日中合弁兵廠を新設すること、と改めてもよいとし、もし中国側の同意が得られ

なければ、将来日本側の官憲と協議する旨を取り決めるよう、指示した。そして第三項は、第二号第六条（政治・財政・軍事顧問の優先的傭聘）に、警察の顧問・教官を加えたうえで撤回すること、とした。加藤は「第五号ハ大部分我方ニ於テ讓歩シ其他ニ於テモ支那政府対案ノ重要部分ハ殆ト全部支那側主張通り」であるとし、二一カ条要求交渉の早期解決を日置に指示した³⁶²。

二二日、第三回会議が開かれた。そして三月九日の第八回会議において日置は、第二号第六条に警察の顧問・教官を追加することと引き換えに、第五号第三項を撤回することを表明した。第三項の撤回に対して陸徴祥は、第五号を全て撤回するよう、改めて日置に要求した³⁶³。このように第三項を撤回しても、中国側が讓歩する姿勢をみせることはなく、第三項が取引としての機能を果たすことはなかった³⁶⁴。

第三節 第五号の逐条商議

二一カ条要求交渉に際し、中国側は二一カ条要求の内容を諸外国にリークする戦術をとった。交渉開始当初、日本の駐欧米大使たちが第五号の存在を本国の日本から知らされていなかったことはよく知られている³⁶⁵。中国側も日本の駐欧米大使たちが第五号を知らなかったことを認識しており、顧維鈞（外交部参事）は、中国側のリークによって日本の駐米大使は大いに恥をかいていた、と回想している³⁶⁶。さらに中国側は、有賀長雄（法律顧問）を日本へ派遣し、元老の説得にあたらせた³⁶⁷。

一方、日本側は交渉がなかなか進まないことに業を煮やし、三月六日、南満駐屯軍、山東守備軍を増強し中国側に圧力をかけることを決定した³⁶⁸。このように日本側が中国に圧力をかけたにもかかわらず、三月一三日アメリカ国務長官・ブライアンは、日本の満蒙特殊權益を容認する覚書（第一次ブライアンノート）を日本側に手交した³⁶⁹。さらに二七、二九日には、第五号について居中調停的な案をブライアンは提示した。アメリカが強い反対を示さなかったことで、加藤は強気になって二一カ条要求交渉を進めたといわれている³⁷⁰。

また、日本国内の新聞の論調も強硬なものだった。第二回会議後の二月五日の『東日』社説は、二一カ条要求中国の領土・主権を侵すものではないと断じ、もし中国政府が第三国の介入を引き起こすならば、「絶東の危機を招致するものと言ふべく、支那は其責任を負はざるべからず」と論じた³⁷¹。そして六日の『東朝』社説は、二一カ条要求交渉は旅順・大連租借地の租借期限延長をはじめとする日中間問題を解決するために始めたもので、「若し支

那政府にして之が承諾を躊躇し、若くは一部分を拒絶するが如きことあらんか、吾人は之を以て彼等が東洋永遠の平和に對して誠意を有せざるものと認めざる能はず」と主張した³⁷²。

三月一日の『東朝』社説は、もし「現内閣が總辭職を爲すことありとも、新内閣は到底斯かる国民的要求を讓歩する能はざるなり。否、或は人氣を博せんが爲、一層重大なる要求を追加することなしともせず」と論じた³⁷³。また、一二日の東日社説は、満洲・山東省へ出兵せざるを得なくなったのは中国側の態度に原因があるとし、「支那たるもの速に反省して、日支親善の大策を容れずんば、噬臍また及ばざるの悔あらむ」と論じた³⁷⁴。

ここで、中国民衆が行なった二一カ条要求反対運動についても触れておく。二一カ条要求の内容が中国国内で報道されるようになると、中国各省の商務總會や教育会等の各団体が二一カ条要求の受諾に反対する電報を中国政府に発したり、上海で国民大会が開かれたり、日貨ボイコットが行われたり、といった様々な反対運動が展開された³⁷⁵。こうした二一カ条要求反対運動に対して袁世凱は、三月二五日、これら反対運動の取締りを命じる大總統令を発した³⁷⁶。袁世凱が二一カ条要求反対運動の取締りを命じたのは、各地の駐華日本領事が度々二一カ条要求反対運動の取締りを中国政府に要請していたからである³⁷⁷。なお、袁世凱によれば二一カ条要求交渉のさなか、在華日本人が中国各地の乱党を焚き付け、騷擾を起こしていたという³⁷⁸。実際に日本人が騷擾を起こしていたことは確認できないが、二一カ条要求反対運動の中には、当地の治安を大きく乱したこともあったのではないと思われる³⁷⁹。

二一カ条要求反対運動については、日本側も注視していた。三月四日の『東日』は、サンフランシスコと上海の様子について取り上げた。まずサンフランシスコでは、中国人による大会が開かれ、日貨排斥を全米各地で行うことが決議された。一方上海では、日貨排斥を訴える者もいるが、商業界には何らかの反対運動を起こすような機運はみられない、と『東日』は報じた³⁸⁰。そして五日には、ついに上海で日貨排斥運動がおこるも、小規模なものにとどまっていた³⁸¹。日貨排斥運動が盛り上がらなかったのは、第一次世界大戦のため代用品をヨーロッパから輸入できなかったためとみられる³⁸²。

さて、四月になると救国儲金運動きゅうこくちよきんうんどうという新たな反対運動が主流となる。救国儲金運動とは、日本との戦争に備えて中国国民が中国の軍事費を拠出するというもので、某銀行の翻訳官・馬佐臣が、三月二九日の『ノース・チャイナ・デイリー・ニュース (North China Daily News)』に投書したのがきっかけだった。四月七日、上海の資本家たちによって救国儲金団が設立されると、救国儲金運動は二一カ条要求反対運動の主要形態となっていった³⁸³。中国政府は、救国儲金運動を愛国行為として歓迎し、奨励していたといわれている³⁸⁴。日本側も、

救国儲金運動に注目していた。四月九日の『東朝』は、「非買同盟熱一轉し貯金熱に化しつゝあり」と報じた³⁸⁵。

こうして三月から四月にかけて日中間の緊張が高まる中、第五号の商議が行われた。三月二七日に開かれた第一五回会議において、陸徴祥が将来必要な場合に日本人顧問を招聘すると述べると、日置は文書の取り決めを見合わせ、将来確実に実行されることを期待すると声明し、第一項の商議を終えた³⁸⁶。月をまたいだ四月七日、第一九回会議では、第四項の商議が行われた。陸徴祥は、中国兵器の統一と独立を日本が援助しようとしたことについて「深く其好意ヲ諒トスル」が、中国陸軍の反対もあり、日本と取り決めを結ぶことはできないと述べた³⁸⁷。

中国側の回答が曖昧だったため、一〇日の第二回会議で、再度第四項の商議が行われた。すると陸徴祥は、将来中国の陸軍武官を日本に派遣し、第四項について協議することを中国政府内で検討していると述べた。さらに陸徴祥は、「(中国) 政府ヲ代表シ責任ヲ以テ言明スル次第ナリ」とまで付け加えた。そこで日置が文書の取り決めを求めると、陸徴祥は日置の要求を拒否した。日置は、中国武官の派遣を検討中であるという陸徴祥の言明は「真実二十分ノ誠意ヲ以テセル言トモ認ムルヲ得ズ」と加藤に報告した³⁸⁸。

一二日、加藤は日置に対し、第五号の締結方法を次のように訓令した。第一項について、陸徴祥が言明した通り、将来必要な場合には日本人顧問を傭用することを会議録に記載し、日置・陸徴祥が記名すること。そして第四項も陸徴祥が言明した通り、将来中国陸軍武官を日本に派遣し協議することを会議録に記載・記名するか、または交換公文を締結すること、とした。加藤は、陸徴祥の発言を言質とみなし、第五号を受諾するよう中国側に迫ったのである。さらに加藤は、中国政府が中国国内の反対を理由に第五号を拒否していることについて「支那政府ガ不謹慎ニモ日支交渉ノ内容ヲ内外ニ漏洩セル結果ニシテ云ハバ自縄自縛トモ云フヘキ筋合」であると伝えるよう、日置に訓令した³⁸⁹。

前述のように第一項は、三月二七日の第一五回会議で文書化を見合わせ、日置が一方的に勧告声明を出したことで決着となっていたので、加藤は第一項の文書化を蒸し返したことになる。さて、先行研究では、第一項はほとんど意味のない条項であり、加藤は締結を意図していなかったといわれている³⁹⁰。締結するつもりがないにもかかわらず、加藤が第一項を蒸し返したのは、中国側が第五号第二項（病院・学校・寺院の土地所有権の認可）のうち、病院・学校については受け入れたので、欲を出したのだといわれている³⁹¹。

しかし、加藤は本当に第一項の締結を意図していなかったのであろうか。前章で述べたように外務省幹部は、日本人顧問が中国の軍事改善を手助けすれば、中国政府が親日化するだろうと期待していた。また、第二回会議で日置が第五号の文書化に言及したように、日本側は第五号を締結する意思をみせていた。日本側の動向を作成・交渉過程を通してみていくと、加藤が第一項の締結を意図していなかったという先行研究の見方には賛同できない。加藤が第一項の文書化を蒸し返したのは、第一項の商議が終了した後も、中国側が第五号の拒否を日本側に繰り返し伝えていたからではないだろうか³⁹²。

ところで、中国側は第五号の交渉過程をどのようにみていたのであろうか。交渉終了後の五月一三日、中国政府は「中国外交部向各国宣布中日交渉始末」と題する声明を発表し、二一カ条要求交渉について中国内外に向けて説明した。声明では第一項について、これまで中国政府が行ってきた顧問招聘政策と「同じもの」であるとし、これまでに有賀、平井晴二郎（交通顧問）、中山龍次（電政顧問）といった日本人を招聘してきたと説明した。そして中国政府が第一項を拒否した理由については次のように述べている。

日本の要求は最も重要な行政の三部門に有力な日本人顧問を配置する、というものであった。また、（中国）警察の（日中）合弁化や、一定数量の（日本製）兵器購入と（日中）合弁兵廠（設立）といったこれらの問題についても、中国政府は中国の主権を侵すものであると考え、（受け入れるかどうか）検討の余地もなかった（ので拒否した）³⁹³。

また、五月二六日には陸徴祥が参政院（立法院）で二一カ条要求交渉について報告した。日本側が陸徴祥の説明を基に第五号の修正案を提示した、と主張していることについて陸徴祥は、「本総長（陸徴祥）は（第五号）を商議できない理由を何度も（日本側に）説明したが、（日本側が私の発言を）都合よく解釈し、誤った言明に変化させたものだったので、当然受け入れ難かった」と説明した³⁹⁴。

第四節 二一カ条要求交渉の決裂、そして最後通牒の受諾後

二一カ条要求交渉が決裂するきっかけとなったのが、四月一五日の第二三回会議における東蒙古と第五号をめぐる商議であった。中国側が、東蒙古と満洲は全く異なる地域であるため同列に扱うことはできないと主張していたため、三月一日の第九回会議以降、東蒙古

の商議は棚上げとなっていた³⁹⁵。第二三回会議でも陸徴祥は、東蒙古と満洲は同列に扱えないと従来通りの主張を繰り返した。対して、日置が日本側にとって東蒙古は極めて重要な問題であると主張すると、陸徴祥は日本側が第五号を全て撤回すれば「東蒙問題ヲ成ルベク日本国ノ希望セラルル様考慮スベシ」と、提案した³⁹⁶。

加藤は陸徴祥の提案を断るよう訓令したが³⁹⁷、日置は「第五号以外ノ各号ハ早晚何等カ纏マリ相ツクベク」という見込みから、膠州湾の還付について加藤に請訓した³⁹⁸。おそらく日置は、交渉妥結に向けてある程度手ごたえを得ていたと思われる。ところが四月一七日の第二四回会議において、陸徴祥は突如強硬な態度をみせ、東蒙古と第五号の双方を拒否すると述べ、東蒙古と第五号を交換するという前回の私案を撤回した³⁹⁹。中国側の態度が急変した理由は、中立だったアメリカが、第二四回会議の直前に中国支持に回ったことがその理由といわれている⁴⁰⁰。

二〇日、大隈重信内閣は最後譲歩案及び膠州湾の還付条件である第六号を中国側へ提示することを閣議決定した⁴⁰¹。五月一日、中国側は対案を提示したが、第五号のうち六項（福建省の不割譲）を除き、他はすべて拒否すると回答した⁴⁰²。そして膠州湾の還付については専管居留地の設置を拒否し、日本軍によって中国国民が受けた損害を賠償せよ、というものであった。その一方で第一号を日本側の要求通りに受け入れると中国側は回答した⁴⁰³。つまり、膠州湾を除くドイツ権益の処分を、日独間に委ねることを改めて中国側は示した。

中国側が第六号を拒否した理由であるが、「中国外交部向各国宣布中日交渉始末」によれば、日本側が膠州湾を還付すると言いながら還付を「取消」にしたと説明した⁴⁰⁴。つまり中国側は、日本側が膠州湾の還付を実質撤回したとみなしたのである。こうして日中交渉は決裂し、六日の御前会議において日本は、最後通牒の発出を決定した⁴⁰⁵。

なお、日本側が最後通牒の発出を決断した背景には、満洲の気象も関係していたのではないかと推測される。中村覚（関東都督）は、満洲では六～八月にかけて雨期になり、雨のため軍事作戦が困難になること、そして七～九月にかけてコーリャンが繁茂することで「大森林ト化シ」展望不良のため、軍事作戦が困難になることをあげ、四月下旬までに武力行使の可否を決断する必要がある、と加藤に警告していた。また、中国との戦争は決して一筋縄ではいかない。中国人民は各自小銃を所持していること、保衛団（民間の自衛団）や警察は軍事訓練を行っていること、馬賊・匪賊は「剽悍ニシテ行動敏活」であることから、日本軍の兵站到大きな脅威となる可能性があった。そのため、もし六～九月にかけて武力行使をすることになれば、「多大ノ人命ト國費トヲ犠牲ニ供セサルヲ得サルニ至ル」であろうと中村は

予測した⁴⁰⁶。

当初加藤が元老会議で報告した最後通牒案では、第五号が存置されていた⁴⁰⁷。ところが、元老が第五号を最後通牒に盛り込むことに反対し、第五号は第三項と第六項を除き、全て後日商議と改められた⁴⁰⁸。元老が第五号に反対した理由は、第五号第一・四項を中国に受諾させれば「日英同盟の基礎に疑惑を生ずるの虞」がある、とイギリスから問い合わせがあったからである⁴⁰⁹。また山県は、「第五項は（日中関係が）親善なれば要求せずとも出来得べき個條のみなり、故に先以て特使を支那に送りて後にせよと云ふも加藤は之を聞入れざりしなり」と述べた⁴¹⁰。

さらに山県は第六号について、「専管居留地と称して、善き所は皆な日本が占断し、滓ばかりを列国に与へんとするは、却つて感情を害するに似たり」と加藤に注意した⁴¹¹。しかし山県の注意にもかかわらず、第六号が修正されることはなかった。前述のように、加藤は第六号を、膠州湾を中国に還付するにあたっての絶対条件と位置付けていたため、山県の注意を押し切ったものと思われる。

最後通牒の発出が決まると、国内の新聞は武力行使の正当性を訴えるようになった。五月四日の『東日』は、「最後の武力を用ゐるも決して不當にあらず」という、北京在住の某外国人の見方を紹介した⁴¹²。そして翌五日の社説では、日本政府が最後通牒の回答期限を長めに設定する方針であることに触れ、「今日に於て、尚考慮の餘地を與へんとするが如きは、全く無用の事たり。帝國は只須らく猛進すべきのみ。（中略）期限の短ければ短き程、問題を速に解決するの利あり」と論じた⁴¹³。また、五月四日『東朝』の社説も、最後通牒の発出に至った責任は中国側にあるとし、「我國は今回の要求の外、更に何等かの形式を以て、之を償ふに足る丈のことを他日追加要求するの外あらず」と、中国政府に警告した⁴¹⁴。こうして日本国内の世論が沸騰するなか、七日に中国へ最後通牒が発出された。そして九日、中国政府は、最後通牒を受諾することを日本政府に回答した⁴¹⁵。

中国側が最後通牒を受諾すると、二一カ条要求交渉は失敗だったという声が聞かれるようになった。一日の『東朝』は、某前大臣、松岡康毅、渋沢栄一、小川平吉の評論を紹介したが、いずれも交渉のやり方が強硬すぎたことを批判した⁴¹⁶。また、一五日の『東朝』社説は、満蒙等の權益を強固にし、かつ新たに山東權益を獲得するなど、政治面では成功だったと評価した。しかし一方で、漢冶萍公司の解決が不十分なことや、満蒙雜居權が日本經濟に利益を与えるかどうか疑問があることなどを論じた⁴¹⁷。当時の二一カ条要求の評価は、成

功・失敗の半々といったところだった。

さて、五月二五日、日中は「山東省ニ関スル条約」及び「南満洲及東部内蒙古ニ関スル条約」に調印、かつ交換公文を締結した⁴¹⁸。これで二カ条要求交渉は幕引きしたかにみえた。ところが、調印から二ヵ月後の七月五日、周自齋農商総長は日置と会談し、第五号が後日商議となっていることについて、「何日何時再び提起せらるるや分らず支那に取りては矢張り不安の念に堪へざる次第なり」と述べ、日本側に第五号を完全に撤回するよう求めた⁴¹⁹。また、ワシントン会議が開催される直前の一九二一年九月一三日にも、顔惠慶北京政府外交総長は、第五号の完全な撤回を日本側に求めた⁴²⁰。このように中国側は、第五号の後日商議を字義通りに受け止めており、第五号の撤回とは受け止めていなかった⁴²¹。

また、曹汝霖は國務會議において「居留地は租界と同じで、将来外国租界を回収するときには、居留地も当然同時に回収すべきものである」と説明した⁴²²。このように第六号は、第一次世界大戦後の山東問題の原因となったのである。

小括

膠州湾の還付をめぐり、日本側は第六号を秘匿し、中国側に提示する機会を狙っていた。そして、日本側には第六号が交渉の切り札となるだろう、という日本側の甘い見込みもあった。交渉開始当初、中国側が膠州湾を還付するよう日本側に求めていたことから、日置は第六号を中国側に提示することで中国側の譲歩を引き出すよう、加藤に提案していた。そして加藤も日置と同様、第六号を中国側に提示すれば中国側が大幅に譲歩するであろうと見込んでいた。

次に第五号の交渉過程についてまとめる。日本側は、第五号を文書として取り決める必要性に言及するなど、第五号を締結する意思をみせていた。その後いったん、日本側は三月二七日の会議で第一項（日本人顧問備聘）の文書化を取り下げるものの、四月一二日にふたたび第一項の文書化を蒸し返した。この経緯について先行研究は、第五号の撤回・蒸し返しととらえてきた。しかし本論文は、交渉開始当初の日本側が第五号の文書化を中国側に要求していたことから、第五号そのものを撤回・蒸し返しをしたわけではなく、第五号の文書化を撤回・蒸し返しをしたのだと考えている。つまり、日本側は第五号の締結方法をめぐっては一貫性がなかったものの、第五号の実行を中国側に求めていたという点では一貫性があった。

以上のように、日本側は第五号を中国側に受諾させることで、中国政府内の親日派の取り込みを図ろうしていた。日本側が第五号を突き付けたのは、中国を保護国にするための足掛かりをつかむことだったと考えられる。

さて、四月一七日以降に中国側が態度を硬化させても、加藤は第五号を撤回しようとしなかった。結局元老の介入により、大隈内閣は第五号を後日商議と修正し、最後通牒を発出した。先行研究は、第五号が後日商議と修正されたことで、事実上第五号が撤回されたと理解してきた。しかし中国側は、日本側がいずれ第五号の交渉再開を要求してくるのではないかと不安を抱いており、二度にわたって日本側に第五号の完全な撤回を求めている。

中国側が態度を硬化させたことで、日本側は膠州湾の還付条件である第六号を提示した。しかし中国側は第六号を、実質膠州湾の還付を「取消」にしたもの、とみなして反発した。なお、この時中国側は、膠州湾に設置予定となった専管居留地を問題視していたが、他の山東権益の処分は日独間の協定に委ねていた。パリ講和会議以後、中国側が膠州湾以外の山東権益の返還も求めるようになる過程については、次章で検討する。

さて、日本側による最後通牒の発出は、中国民衆の激しい反発を引き起こすことになった。中国側が最後通牒を受諾した後、日貨排斥運動は北京、長春など、中国各地へと広まった⁴²³。このような日中関係の悪化を案じた安川敬一郎（明治鋳業社長、衆議院議員）は、三井や三菱などの財閥が資本団を結成し、日中経済の提携を加藤に提案した。ところが加藤は、「兎に角返事が餘り煮え切らざる」態度をとった⁴²⁴。加藤が安川の提案に消極的だったのは、もはや手遅れとみていたのかもしれない。だが、いずれにせよ、加藤は中国民族運動や中国世論と十分向き合わなかった。また、要求を追加すべしと訴えていた『東朝』も、六月二二日の社説では、「我官民も亦大いに反省する所あるを要す」とし、日中親善を推進する機関の創設を訴えた⁴²⁵。やがて中国の民族運動は、五四運動という形で爆発することとなる。

第四章 山東問題

本章では、日中双方が山東問題および五四運動にどのように対応したのかを検討することで、日中双方が二一カ条要求の事後処理をどのように行ったのかを論じることとしたい。

周知のとおり五四運動が中国全土に拡大したことで、一九一九年六月一〇日北京政府は、親日派と糾弾された曹汝霖交通総長、章宗祥駐日公使、陸宗輿幣制局総裁を罷免した。また、北京政府は山東問題を解決するため日中直接交渉の開催を模索しながら、中国国内世論の

反対により、日中直接交渉を断念せざるを得なくなった⁴²⁶。このように、五四運動に代表される中国民族運動の高揚は、中国内政・外政に多大な影響を与えた⁴²⁷。

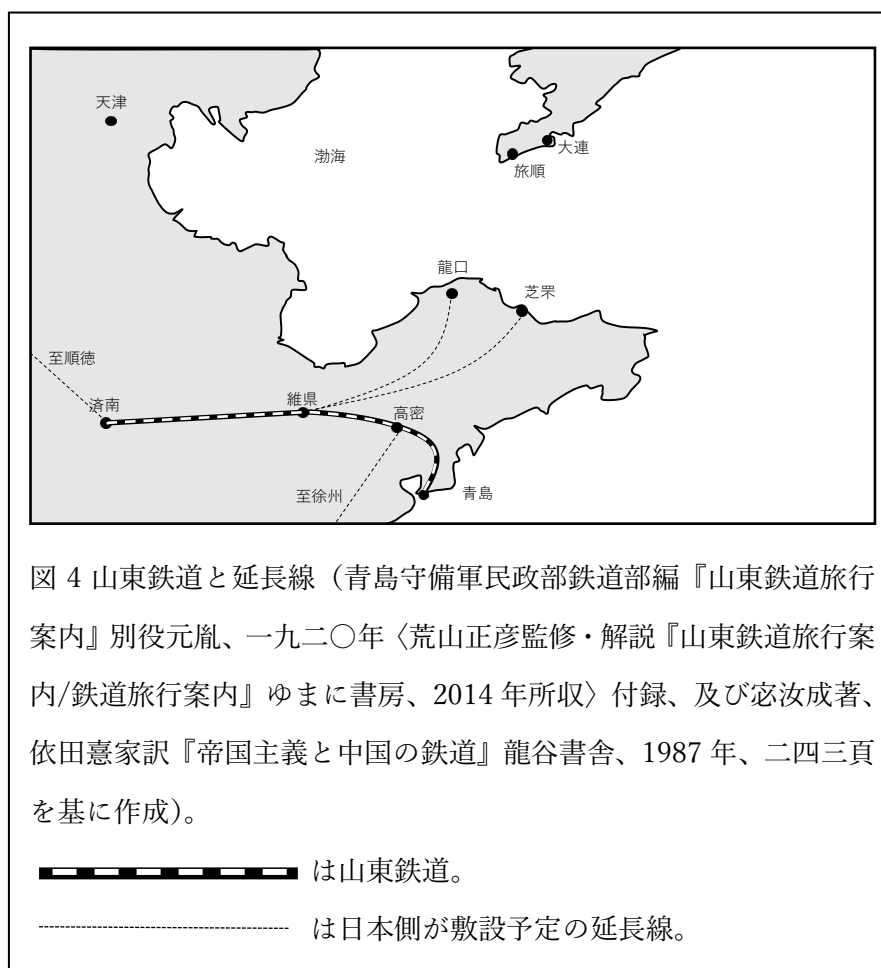
一方、これまでの日本外交史研究において、山東問題と五四運動が関連付けて論じられることは、あまり多くない。なぜなら、日本政府は五四運動が拡大した要因を、在華英米人や反北京政府派の扇動に帰し、五四運動を中国民衆による自発的な運動ではない、とみなしていたからである⁴²⁸。そのため、日本が山東権益を返還した理由は、第一次世界大戦後に日本が武断的外交から経済外交へと転換したことや、他の日中間問題を解決するための交換材料にしようとしたことが指摘されている。

しかし、武断外交から経済外交への転換や、他の日中間問題との交換材料という説明は、日本が山東権益を返還した理由としては不十分であるように思われる⁴²⁹。また、大規模な反日運動である五四運動が、日本の外交方針を変えるようなことはなかった、というのも考えにくい⁴³⁰。先行研究は、原敬首相の政治指導に注目するあまり、山東問題と五四運動の関連を見落としているように思われる。また本章では、パリ講和会議における中国全権の動向についても取り上げることとしたい。中国全権の動向についてはすでに詳細な研究がいくつもあるものの、日本語史料からも有用な情報を得ることができる⁴³¹。中国全権の動向も併せてみていくことで、日本が山東権益を返還した理由をより明確にすることができると思われる。

第一節 パリ講和会議における中国全権—「独断」から「玉碎」へ

前章でみたように、山東問題の核心は青島に設置予定となっていた専管居留地であった⁴³²。一九一五年五月一日の中国側対案にもあるように、中国政府は、山東鉄道などのドイツ権益については日本が引き継いでもよい、という姿勢であり、後継の北京政府もその姿勢に変わりはない。一九一八年九月二四日、日本と北京政府は、「済順及高徐両鉄道ニ関スル交換公文」と「山東省ニ於ケル諸問題処理ニ関スル交換公文」という二つの交換公文を締結した。「済順及高徐両鉄道ニ関スル交換公文」では、山東鉄道の延長線として済南順徳間・高密徐州間を日本の資本で敷設すること（図4参照）、「山東省ニ於ケル諸問題処理ニ関スル交換公文」では山東鉄道を日中合弁化することなど、が取り決められた⁴³³。ところで、「山東省ニ於ケル諸問題処理ニ関スル交換公文」には、後に大問題となる「欣然同意」という一文があった。「欣然同意」とは、字義どおりに解釈すれば喜んで同意したという意味になる

が、実際には単に同意を意味する外交辞令にすぎなかった⁴³⁴。



その後北京政府はこれらの交換公文を、十一月一日に顔惠慶（北京政府駐独公使、後の中国全権顧問）へ⁴³⁵、そしてパリ講和会議開会前の一九一九年一月五日に顧維鈞（中国全権委員）へ通知した⁴³⁶。なお、顧維鈞への通知は、顧維鈞の動向を探るうえで重要な手掛かりとなるのでご記憶いただきたい。そして北京政府はパリ講和会議で、勢力範囲・領事裁判権・義和団事変賠償金の廃止、鉄道管理の統一、駐華外国軍の撤退、関税自主権の回復に取り組むこととした⁴³⁷。当初の北京政府の基本方針に山東問題は含まれていなかったが、山東問題については、日本側が膠州湾の還付を宣言している所以日本側の出方をみながら対応するというもので、具体的なことは未定であった⁴³⁸。

対して、日本側はパリ講和会議にどのような方針で臨んだのか。一九一七年一～三月にかけて寺内正毅内閣は、地中海に日本の駆逐艦を派遣する見返りとして、日本が山東省及び南洋諸島の旧ドイツ権益を継承する、という密約を英仏露伊と結んだ⁴³⁹。ところが、一九一八年十一月一九日に開かれた第三回外交調査会で伊藤巳代治（枢密院顧問官）は、アメリカが

膠州湾租借地の獲得に難色を示しており、いくら英仏伊の支持があっても膠州湾の獲得は難しいのではないかと述べた。同席していた原も、膠州湾を獲得することは一九一四年の対ドイツ最後通牒にも背くこととなり、「当初ノ言明ニ対シテモ穩当ナラス」と、英仏伊との密約を破棄することを主張した⁴⁴⁰。そして一二月二日の第四回外交調査会で、日本側は一九一五年の「山東省ニ関スル条約」で取り決めた通り、日本がいったん膠州湾を接收した後に中国へ還付することを決定した⁴⁴¹。

一九一九年一月一八日、パリ講和会議が開会した。二七・二八日、英米の全権委員らも出席する五国会議で、山東問題について日中双方の意見発表が行われた。まず二七日に牧野伸顕日本全権委員は日本側の意見を発表し、膠州湾のドイツ陸海軍が「国際商業及海運業等ヲ脅迫セルコト不少」とし、日本が膠州湾を接收することの正当性を主張した⁴⁴²。

翌二八日、顧維鈞は、中国にとって山東省の重要性を歴史、習慣、風俗、国防などの観点から説明し、膠州湾や山東鉄道など全ての山東権益を、日本を経由せず直接中国へ返還するよう要求した。また、北京政府がドイツに宣戦したことで国際情勢は大きく変化しており、大戦中に日中が結んだ協定は全て無効になった、と顧維鈞は主張した⁴⁴³。この時、顧維鈞が資料を見ずに演説したこと、各国の首脳は顧維鈞を称賛した⁴⁴⁴。

しかし、山東鉄道の返還までも要求する顧維鈞の主張は、前年九月二四日に日中が締結した「済順及高徐両鉄道ニ関スル交換公文」と「山東省ニ於ケル諸問題処理ニ関スル交換公文」に反するものである。なぜ、中国全権はこれらの交換公文を無視した主張をしたのであろうか。曹汝霖が小幡西吉（駐華公使）に語ったところによると、中国全権が山東問題を提起したのは「何等北京政府ト打合モナク顧（維鈞）、王（正廷） 兩人ガ殆ト独断ニテ為セル仕事」だったという。そして「顧、王兩人ノ此行動ノ支那ニ伝ハルヤ盛ニ輿論ノ歡迎スル処トナリ政府ニ於テ何等兩人ニ対シ掣肘スルガ如キ措置ニ出デンカ激烈ナル輿論ノ反抗ヲ惹起スニ至ルベキヲ慮リタルニ依リ当時政府ニ於テハ彼等ノ為スガ儘ニ一任シ置キタリ」と、曹汝霖は中国全権の独断を放置したと釈明した⁴⁴⁵。なお、『顔惠慶日記』によると、中国全権委員は誰も交換公文について知らなかったという⁴⁴⁶。だが、少なくとも顧維鈞は、一月五日に北京政府から送られた電報で交換公文の内容について知っていたはずであり、誰も交換公文について知らなかったという、中国全権委員の釈明をそのまま信用することはできない。このように、北京政府と中国全権のやりとりをみても、やはり曹汝霖の説明通り、中国全権が独断で山東問題を提起したと考えられる⁴⁴⁷。

中国全権が独断で山東問題を提起した理由を突き止めることはできなかったが、理由の

ひとつとしては中国全権で内紛が勃発したため、外部に敵を作ることで団結しようとしたのではないかと考えられる。中国全権で内紛が勃発した理由は、中国全権が北京・広東の両政府が派遣した代表で構成されており⁴⁴⁸、双方の委員が正統な中国代表であることを主張したためである。中国全権の内紛は極めて深刻で、三月七日には、内紛に嫌気がさした全権代表の陸徵祥（北京政府）が、一時スイスへ逃避するという事件があった⁴⁴⁹。

また、事態をさらにややこしくしたのは徐世昌北京政府大総統であった。徐世昌は、パリ講和会議で山東問題を解決するため、ジャーナリストの梁啓超をパリに派遣して国際世論を味方につけようとするなど、山東権益の回収に向けて積極的に動いていた⁴⁵⁰。そして一月二八日の顧維鈞の演説の報に接した徐世昌は翌日、列国が中国に好意を示している機会に乗じて中国の国際的地位の強化に努めると同時に、「極東から日本の特殊勢力を一掃せよ」と中国全権を激励する電報を発した⁴⁵¹。前述のように、國務院は山東問題について日本側の出方をみながら対応するという消極的な方針であったので、徐世昌は積極的に山東問題の解決を図るといふ、真逆の方針を中国全権に伝えてしまった。こうして中国全権の独断は、大総統と國務院の対立を巻き込むこととなった⁴⁵²。

では、山東問題をめぐる各国の反応、特に日本側が山東問題についてどのように対応したのかみていきたい。山東問題については、一月下旬に日中双方が意見を発表したものの、細目についての審議には入らず、一時休止となっていた。中国全権が山東問題を提起して以降、議長であるクレマンソーは、日本が膠州湾を中国へ還付するにあたり厳しい条件を付けようとしているのではないかと疑問視するようになっていた⁴⁵³。そしてウィルソンアメリカ全権代表は、一月二八日に顧維鈞と会談した際、山東問題に関する日本側の主張について「驚くばかりでなく、大変に悲しむべきものであった」と述べ、中国側の立場を支持する姿勢を鮮明にしていた⁴⁵⁴。このような情勢に、四月一八日、西園寺公望日本全権代表及び牧野は、クレマンソーと会談を行い、山東問題をめぐる日本側の立場を詳細に説明した。日本側の主張の要点を列記すると、次の三点である。

- (一) 一九一五・一九一八年に締結した協定はそれぞれ密接な関連がある。
- (二) 北京政府は、ドイツに宣戦布告をしたことで日中間の協定は無効になった、と主張しているが、北京政府がドイツに宣戦布告をしたのは一九一七年である。したがって宣戦布告後の一九一八年に日中が締結した交換公文は無効にならない。
- (三) 済順・高徐線の敷設について、日本の資本家はすでに手付金の一部を北京政府に支払い、北京政府も受け取っている。

この説明を受けたクレマンソーは、「日支協約ニ関スル説明ニ有力ナリト認メラルルニ付
至急大國首相ニ送付セラレタシ」と述べ、日本側の主張に理解を示した⁴⁵⁵。

二一日には牧野・珍田捨巳日本全権委員が、ウィルソンと会談を行い、クレマンソーとの
会談時と同様の説明を行った。日本側の観察によればウィルソンは、「全然日本ノ主張ニ同
意シ又ハ好意ヲ有スルモノトハ言フヲ得ザルモ、条約関係ト支那全権ノ態度ノ急転ニ付テ
ハ大ニ知ル所有リシ」という様子であった⁴⁵⁶。

また、日本政府内では中国全権に対する反発が強まっていた。二一日に開かれた第一二回
外交調査会で伊東は、山東問題について「我要求ノ徹底ヲ主張スルト共ニ支那ノ違約背信ノ
行為ニ対シテハ膠州湾還付ノ宣言ヲ取消スノ権利アリト確信ス」と言い放った。また原も、
膠州湾が国際連盟の管理下に置かれることや、中国へ直接還付することに決まれば、「到底
我帝国ノ忍フ能ハサル所」と不満を顕わにした。こうして外交調査会は、膠州湾を接收した
後に中国へ還付する当初の方針を堅持すること、そして膠州湾が国際連盟の管理下に置か
れることがあれば、国際連盟規約の調印を見合わせることを決定した⁴⁵⁷。

二二日、パリ講和会議において山東問題に関する会議が開かれ、クレマンソー、ウィルソ
ン、ロイド＝ジョージ、陸徴祥、顧維鈞が出席した。ロイド＝ジョージは、「一九一八年九
月当時、日本は中国に圧力をかけることはできなかったが、なぜ（北京政府は）この条約に
欣然同意したのか？」と顧維鈞に尋ねた。さらにロイド＝ジョージは、大戦中に日本がわず
かながらも軍事援助をしてくれたこと、山東権益について日本の主張を支持するという密
約があることを告げ、中国全権の主張を支持できない趣旨を述べた。またクレマンソーは山
東問題について、「全く考慮の余地もない」と、中国全権を突き放した。一方でウィルソ
ンは、よい解決案が見当たらず、難儀している様子であった⁴⁵⁸。

二四日、中国全権は山東問題の解決案として次の四項目をウィルソン、ロイド＝ジョージ、
クレマンソーに提示した。

- (一) 膠州湾は英米仏伊日の五カ国がいったん接收すること。
- (二) 日本はベルサイユ条約の調印から一年以内に膠州湾を中国へ還付すること。
- (三) 中国は日本に若干の報酬を支払う。報酬内容は英米仏伊によって決定すること。
- (四) 膠州湾はすべて開放地とすること。

中国全権の解決案をみたロイド＝ジョージは、日本がドイツ権益を引き継いだ方が、まだ
中国への損害は少ないように思われると述べ、中国全権の提案に賛成しなかった。同席して
いたフランスの委員も賛成せず、アメリカの委員は意見を保留した⁴⁵⁹。

中国全権の主張が説得力を失ったのは、中国全権が北京政府の方針に反し、山東権益を全て中国に返還せよ、と無理な主張をしたことにある。北京政府は、一九一五年の「山東省ニ関スル条約」で取り決められた日本専管居留地の設置を問題視していたが、山東鉄道については別問題であるとみていた。北京政府は、「山東問題を民国四年（一九一五年）の条約通りに処理することとなれば、日本は実体のない還付を行うだけで（山東省の）実利を独占し、中国は重大な損失を被る。そして極東における各国の門戸開放・機会均等はことごとく破壊され、世界平和の永久維持は難しくなる」とみていた。だがその一方で、「膠濟鉄道（山東鉄道のこと）と膠州湾は性質が異なるものであり、（それぞれ）分けて処理しなければならず、同じものとして議論することはできない」と、北京政府は中国全権に訓令した⁴⁶⁰。ところが、中国全権は北京政府の訓令に従わなかった。そのため、ランシングアメリカ全権委員は、北京政府の某要人と会談した際、「済順及高徐両鉄道ニ関スル交換公文」と「山東省ニ於ケル諸問題処理ニ関スル交換公文」が中国側の弱点であり、「昨年九月にドイツ軍が敗退しつつある中、（北京）政府はいかなる意図で自らを縛る条約を結んだのか」と述べ、中国全権を見放すようになった⁴⁶¹。前述のように、アメリカは中国側に極めて同情的であったが、中国全権の主張には無理があるとみなすようになったのである。

パリ講和会議中ランシングは、日本全権に対して「極メテ冷淡ナル態度」を示し、「不得要領ノ言ヲ以テ其意見ヲ韜晦シ更ニ協商ノ誠意ヲ示シタルコトナク」、膠州湾を列強がいったん接收することを提議するなど、中国全権の主張を支持していた⁴⁶²。ところが二六日に突然、ランシングは中国専門家のウィリアムを連れて珍田と会談し、山東問題についての意見交換を行った⁴⁶³。アメリカは、中国全面支持から日本との妥協へ、大きく方針を変えた。

三〇日、パリ講和会議は日本側の要求通り山東省のドイツ権益を日本に引き継がせることを決定した。そして日本全権は、山東半島の主権を中国に返還し、日本側の権益は経済的権益と膠州湾に専管居留地を設置する権利を得るのみであることを声明した⁴⁶⁴。これまで、アメリカが山東問題をめぐる日本側の主張を認めた理由は、国際連盟の設立を優先したからだといわれている⁴⁶⁵。だが、これまでみてきたように中国全権の拙劣な対応も、アメリカが中国全権を支持できなくなった一因であろう。

パリ講和会議で日本側の主張が認められたことを受け、五月四日、北京で中国学生等約三〇〇〇人の群衆がデモ行進・焼き討ち事件を起こしたことをきっかけに、その後二ヵ月間にわたって種々の反日運動が展開された（五四運動）。一四日、北京政府は講和条約に調印、ただし山東条項については声明を発表し、留保する方針を決定した⁴⁶⁶。一九日、陸宗輿幣制

局総裁と小幡が会談した。陸宗輿は、徐世昌の言葉として、中国全権が独断で山東問題を提起したために日中関係が悪化し、「最モ遺憾トシ又最モ憂慮シツツアル処ナリ」と小幡に伝えた。そして陸宗輿は、山東問題を日中直接交渉によって解決したいと小幡に申し出た。なお、北京政府が山東問題の留保を中国全権に訓令したことについては、山東問題を日中間の問題として扱うためであろう、と陸宗輿は述べた⁴⁶⁷。中国全権は北京政府の指示に従い、講和条約のうち山東条項を留保することに努めた。しかし、ピションフランス外相は、中国全権が山東条項の留保を表明すれば、講和条約の内容に不満をもつ国々が後に続き留保や調印拒否を表明する恐れがあるとして、山東条項を留保することに反対した⁴⁶⁸。山東条項の留保が困難であることが分かると、一〇日、北京政府は中国全権に対し、講和条約に調印のう え日本との直接交渉によって山東問題を解決するという方針を伝えた。北京政府が調印を訓令したのは、日本全権の声明や小幡との非公式会談から、日本政府が膠州湾を中国に還付する意思があると判断したためである⁴⁶⁹。中国世論が山東問題をめぐって先鋭化するなか、北京政府は日本との直接交渉によって山東問題を解決することを決断したのである。

さて、中国全権内では、ベルサイユ条約に調印すべきかどうかで意見が割れた。川島真がまとめたところによれば、顧維鈞と王正廷が調印拒否で意見が一致する一方、王正廷と同じ広東政府出身の伍廷芳は調印を主張していた。王正廷と伍廷芳が連絡を取り合っている形跡がないことから、講和条約調印をめぐって南北対立が持ち込まれたわけではない、と川島はみている。結局中国全権は、北京政府の訓令に反して二八日の調印式を欠席、ベルサイユ条約への調印を拒否した⁴⁷⁰。曹汝霖は中国全権について「ただひと筋に強硬主張を突っ張って玉砕したのは理解に苦しむところである。いずれにしても、代表団が孤軍奮闘した余勇は多とするが、その結果は、彼らが「虚名」を勝ち得ただけで、国家としては、かえって「実禍」を受けることになった」と総括した⁴⁷¹。

第二節 五四運動の勃発から日本外交の転換へ

パリ講和会議で日本側の主張が認められたことを受け、五月四日、約三〇〇〇人の中国学生らが北京で膠州湾の還付を要求するデモ行進を行い、曹汝霖邸宅を襲撃、さらに一時帰国していた章宗祥に暴行を加えた⁴⁷²。七日が国恥記念日だったこともあり、上海、済南といった中国各地で国民大会が開かれた⁴⁷³。五四運動の勃発に、小村欣一（外務省政務局第一課課長）はすぐに反応した。小村は七日の『東朝』に、「(中国側から)日本は侵略の國であると

思はれてる事を忘れてはならぬ依つて口舌丈けの日支親善や支那将来の大勢に通じない方法政策は全然捨て、公正にして且支那一般の希望に副ふ様な方法及び態度を實行の上を示して行かねばならぬ」とコメントした⁴⁷⁴。

一三日、小幡は内田に対し、五四運動が拡大したことにより、中国知識人の間にも山東問題に関する誤解が広まっていると報告し、膠州湾の還付を改めて声明する必要があると具申した⁴⁷⁵。小幡の具申を受けた内田は一七日、パリ講和会議で日本全権が声明したとおり、「山東半島ハ其ノ完全ナル主權ト共ニ支那ニ還附セラル」と改めて声明した⁴⁷⁶。

中国世論の慰撫に努める一方で、各駐華日本領事は、北京政府官憲に五四運動の取締りを要請した⁴⁷⁷。笠原十九司は、こうした日本領事による五四運動の取締り要請が、中国民衆の反感を一層引き出し、五四運動を発展・拡大させた要因であったと指摘している⁴⁷⁸。こうした日本側の拙劣な対応もあり、勃発から一ヶ月が経過しても五四運動が沈静化する兆候はなかった⁴⁷⁹。

このような状況に原内閣は二七日、ベルサイユ条約の調印後山東問題の解決に取り組むことを閣議決定した⁴⁸⁰。そして六月二日内田は、各駐華領事に対し、以下のような電報を発した。内田は五四運動の直接的原因が山東問題にあるとしつつ、「従来我对支政策及行動カ武断的侵略的ナリトノ感想ヲ支那官民ニ抱カシメ更ニ又一般ニ邦人ノ支那人ニ対スル態度カ絶エス支那人ノ感情ヲ刺激シタルモノアルニ胚胎セルハ争フヘカラス」と、五四運動が勃発した根本的原因が日本側にあると述べた。そして今後の対中政策について「講和条約ノ効力ヲ生スルヲ俟チ直ニ青島ノ還附及之ニ附随セル諸問題ヲ支那政府ト協議ヲ開始スルノ方針ヲ執ルト共ニ苟モ支那朝野ノ正当ナル希望ニ対シテハ帝国政府ハ飽迄公正無私ノ精神ヲ以テ之ヲ援助スル」と、これまでの「武断的侵略的」な対中政策を改める方針を打ち出した。また、五四運動への対応については「支那当局ニ対スル取締要求等固ヨリ臨機ノ措置ヲ必要トスルモ之カ為支那官民ニ压迫ヲ加ヘ漫リニ反感ヲ挑発スルカ如キハ嚴ニ之ヲ避ケ」ることを訓令した⁴⁸¹。また四日には内田は、米英仏伊に駐在する日本大使にも、二日の在華領事宛電報を転電した⁴⁸²。これまで、六月二日の電報は先行研究で示されてこなかったが、日本側は五四運動の影響力を十分に理解していたと考えられるのである。

このように、内田は対中政策の転換を打ち出した。だが、転換過程を示す史料は見当たらなかった。前述のように、小村や小幡が対中融和策を唱えていたので、内田はこれらの意見を採用したと推測するほかない。また内田は一九〇一年から一九〇六年にかけて駐清公使を務めていたので⁴⁸³、この経験も政策判断に作用したのであろうか。

ところで、先行研究では日本側が五四運動をどのように認識していたのかについては、原の見解が引用されてきた。前述のように原は、膠州湾を中国へ還付すべきであると考え、「山東省ニ関スル条約」を遵守することに賛成した。そして五四運動が起きると原は、日本はいずれ膠州湾を中国に返すのだから、五四運動は「謂れなき事なり」と日記に書き残している⁴⁸⁴。こうした原の言動を整理すると、原は山東問題の原因が専管居留地にあることを理解できていなかった、と考えられる。

一方で内田は、山東問題の原因が専管居留地の設置にあることを理解し、原に代わって山東問題の解決にむけてイニシアティブをとっていくこととなった。次節で詳しく検討する。

第三節 日中直接交渉の模索から決裂へ

七月中旬と思われるが、小幡と龔心湛北京政府国務総理代理が会談した。龔心湛は山東問題の解決案として、膠州湾に設置予定となっている日本の専管居留地を共同居留地に変更すること、高徐・済順鉄道借款権を対華借款団に提供することを提案した。一七日、小幡は内田に対し、専管居留地を放棄し代わりに共同居留地を設置すれば、山東問題の解決となるばかりでなく、「世界ノ大勢ニ順応スル遠大ナル政策ニアラスヤ」と主張した⁴⁸⁵。八月二日、首相官邸で第一八回外交調査会が開かれると、内田は専管居留地を放棄し、代わりに共同居留地を設置することを山東問題の解決案として発表した（以下、内田案）⁴⁸⁶。

五日、北京政府は内田案を山東問題の解決方法の一つとして検討することとし、パリ駐在中の中国全権に意見を求めた⁴⁸⁷。しかし顧維鈞は、専管居留地を共同居留地に変更しても、実際には日本の専管居留地とは変わらないとみていた。なぜなら、中国と日本は距離が近く、共同居留地を設置しても入植してくるのは日本人がほとんどだからである⁴⁸⁸。また、内田案には還付の期日が明記されていないことから、内田の解決案を基に山東問題解決交渉を行うことに顧維鈞は反対だった⁴⁸⁹。また二四日には陸徴祥も、今回の内田案は「二一カ条を根拠としたものに他ならない」と述べ、顧維鈞と同じく内田案を基に山東問題解決交渉を行うことに反対した⁴⁹⁰。こうした反対があったためか、その後北京政府は日本との直接交渉に乗り出す動きはみられなくなった。

では、日本側の動きはどうだったのかみていきたい。八月五日、向西兵庫（青島軍参謀長）は菅野尚一（軍務局長）宛の電報で、内外政治に鑑みても内田案は「絶対ニ不可ナルヲ以テ切ニ専管居留地ノ設定ヲ希望」する、と主張した⁴⁹¹。また、二二日には山東省の在留邦人が

国民大会を開き、内田案に反対することを表明した⁴⁹²。

しかし、こうした反対にもかかわらず、日本政府内では専管居留地を放棄する意見があがった。二六日、小幡は中国に設定されている居留地には、(一) 各国の外交団及び領事団が監督する共同居留地、(二) 完全に中国行政権が施行されているもとの、外国人の居住を認める開放地、(三) 選挙によって選ばれた行政委員が統治する共同居留地、の三種類があるとし、そのいずれかを設置するのが望ましい、と内田に提言した⁴⁹³。一〇月二〇日、田中義一陸相は内田に陸軍の意見をまとめた「青島居留地設置要綱」を提出した。「青島居留地設置要綱」では解決案として、膠州湾に日本開放居留地（特別共同居留地）を設置し、各国人の居留を認めること、日本領事が居留地の行政を監督すること、居留地の重要な行政については領事団・中国官憲からなる委員会に意見を求めること、などとされた⁴⁹⁴。また一一月下旬、伊集院彦吉駐伊大使と顧維鈞が会談した。会談を終えた伊集院は内田に対し、顧維鈞が望んでいるのは日本軍の山東省からの撤兵と専管居留地の放棄であると報告し、共同居留地よりも開放地とした方が、山東問題を解決するうえで「多大ノ利アリト思考ス」と主張した⁴⁹⁵。以上のように、陸軍では専管居留地の放棄に反対意見がみられたものの、最終的に専管居留地を放棄する方針で陸軍の意見がまとまった。また、外務省内では中国全権がパリ講和会議で主張していた、膠州湾の開放地化を受け入れようとする意見も見られるようになっていた。

年が明けた一九二〇年一月一九日、小幡は山東問題解決交渉の開催を北京政府に申し入れた⁴⁹⁶。二四日、小幡と曹汝霖前交通総長が会談した。曹汝霖は私案として、膠州湾の開放地化、山東鉄道・鉅山の日中合弁化を提示した⁴⁹⁷。このとき、北京政府は日本と直接交渉によって山東問題を解決する方針であった。なぜなら、これまで中国を支持してきたアメリカが、アメリカ議会の反対により国際連盟に加盟できなくなりつつあったからである⁴⁹⁸。二月五日には埴原正直（外務省政務局長）と莊璟珂（駐日公使代理）が会談した。埴原は膠州湾処分方法について、専管居留地、共同居留地、開放地の三つのやり方があり、居留民の利益を損ねなければよい、と述べた⁴⁹⁹。このように日本側は、曹汝霖の私案にあった膠州湾の開放地化に同意することを示唆した。また、山東鉄道の日中合弁化は、「山東省ニ於ケル諸問題処理ニ関スル交換公文」ですでに日中間で取り決められたことだった。こうしてみると、日本側は曹汝霖の私案にそれほど反発はなかったと思われる。

ところが、中国世論の大部分は日中直接交渉に反対であった⁵⁰⁰。一三日、山東省出身の軍人・呉佩孚（北京政府陸軍第三師長）は徐世昌に対し、「(中華民國が) 共和国である以上、

国民が主体であり、重要な外交関係は全て民意に基づいていなければならない。民意は（日本との直接交渉を）拒否しており、政府が（日本と）ひそかに取引などできるはずがない」と述べ、日本との直接交渉に反対した⁵⁰¹。四月四日、北京政府は國務會議を開き、呉佩孚・王占元・蘆永祥などの山東省出身の陸軍軍人や、中国世論が日本との直接交渉に反対していることに鑑み、日本と直接交渉を行わない方針を決定した⁵⁰²。

七月一四～一八日にかけて、北京で安徽派と直隸派が衝突する安直戦争が勃発した。安直戦争は、直隸派が勝利したことで靳雲鵬が國務總理に再任され、北京政府内の親日派が失脚したことから、日本の対華政策に大きな打撃を与えた、と先行研究でいわれている⁵⁰³。だが、親日派の失脚がそのまま日中関係の悪化へと直結したわけではない。第二次靳雲鵬内閣の外交総長に就任した顔惠慶は、「当時の内閣要人は皆、中日関係を整理する機会が来ていると感じており、両国が平穩で、互いに猜疑や非難を避け、相互理解ができるようになることを望んでいた」と、振り返っている⁵⁰⁴。

さて、一一月一五日に第一回國際連盟總會が開かれる予定となった。外務省は總會で山東問題が提起されると予想し、九月、「山東問題措置案（以下、措置案）」を作成した⁵⁰⁵。「措置案」では、膠州湾に專管・共同居留地を設置せず、かわりに開放地を設置すること、山東鉄道及び鉄道沿線の鉞山については日中双方が同額を出資し、合弁経営とすること、とした⁵⁰⁶。このとき初めて日本側は、山東問題の核心である專管居留地を放棄する方針を明確にした。一方の中国側は、山東問題をめぐりイギリスやイタリアの支持を得られなかったこと、アメリカが連盟に加盟していないことから、山東問題を連盟へ提訴することを見合わせる方針へ傾いていった⁵⁰⁷。年が明けて一九二〇年一月七日、祝悍元（外交部特派交渉員）は徳川家正（北京公使館書記官）の自宅を訪問し、顧維鈞（駐英公使・國際連盟中国主席代表）も日本との直接交渉に賛成していると告げた⁵⁰⁸。しかし、中国世論の反対もあり、北京政府は直接交渉に踏み切れなかった⁵⁰⁹。

一九二一年七月九日、ヒューズアメリカ國務長官が国家間で軍備縮小を取り決めるため、ワシントン會議の開催を各国に提唱すると、関係各国は事前協議を始めた⁵¹⁰。山東問題について、日本側はまずアメリカ側と事前協議を始めた。日本側は、アメリカがベルサイユ條約に批准していないことから、ベルサイユ條約の規定にとらわれることなく山東問題に介入するであろうとみていた⁵¹¹。二一日、幣原はヒューズと会談し、アメリカ側が日中双方に直接交渉を勧告すれば、「日本ニ於テ極メテ公平寛大ナル条件ヲ支那ニ提議ノ覚悟ナルコト」と述べ、日本側に山東問題を解決する用意があることを示唆した⁵¹²。その後ヒューズは『ア

ソシエテッド・プレス (*Associated Press*)』のインタビューに、山東問題については日中双方に直接交渉を勧告するつもりであることをほのめかした⁵¹³。

ただ、アメリカ上院やアメリカ世論は、山東問題を日中直接交渉によって解決することに懸念を示していた。そこでヒューズは八月一八日に幣原と会見し、日本側に山東問題の解決案を提示するよう求めた⁵¹⁴。そして九月二日原内閣は、前年九月に作成した「措置案」を、「山東前後措置案大綱（以下、大綱）」として北京政府に提示することを閣議決定した⁵¹⁵。七日、小幡が北京政府に「大綱」を提示すると⁵¹⁶、熊垓（北京政府外交部秘書）は、「今回ノ提案ハ交渉ノ基礎トスルノ価値アルモノト認ムル」が、これまで北京政府が直接交渉を断ってきた経緯もあり、「非公式ノ内交渉ニ依リ話ヲ進ムルノ外アラザルベキ」と、小幡に私見を述べた⁵¹⁷。また顔惠慶は、「日本の提案はかなりの人々を満足させるもの」と七日の日記に書き残した⁵¹⁸。翌日八日には、幣原がヒューズに「大綱」を手交、「大綱」の説明を聞き終えたヒューズの態度について幣原は、「大体ニ於テ日本政府ノ態度ニ満足セル」様子であったと内田に報告した⁵¹⁹。このように米中は、「大綱」について好意的な反応を示していた。

ところが、「大綱」が日本から中国へ手交された直後から、中国国内の政治団体や新聞各紙は日本との直接交渉に強く反対した。さらに「大綱」の全文が公表されても、中国国内では直接交渉に反対する声はやむことはなかった⁵²⁰。この事態に、靳雲鵬は國務総理を辞任する考えを漏らすようになった。また顔惠慶も、「いずれにせよ自分も辞職しなければならない」と一五日の日記に書き残した⁵²¹。

一〇月五日、顔惠慶は山東問題についての対案を小幡に手交した。だが、その内容は「我提案ト大ナル懸隔アリテ殆ド拒絶ト認ムベキモノ」であった。まず対案の前文では、「日本ガ直ニ本案（山東問題）ヲ解決セムト欲スルノ誠意ヲ表示スルニ足ラズ」。そして膠州湾処分について北京政府がドイツに宣戦布告を行った時点で日本の租借権は消滅しており、「全部無条件ニテ支那ニ還附スベキモノニテ実ニ租借権ノ言フベキコト無シ」。次に、膠州湾の開放地化について、これまで北京政府が声明してきたことと一致するものの、開放地の選定は北京政府が行うものであり、「予メ協議ヲ行フノ要ナシ」。また「大綱」で示されていた山東鉄道の合弁化について、中国人民が合弁化に反対していること、鉄道の合弁化が中国の主権を侵害してきたことから「原則上承認スル能ハズ全鉄道及管理権ハ完全ニ支那ニ帰スルコト」を主張した。そのうえで、山東鉄道処分案について北京政府は、山東鉄道の資産を日中で折半し、日本の取得した資産を年賦によって北京政府が買い取ることを提案した⁵²²。一

五日、内田が北京政府の回答を「我提言ニ応ジ商議ヲ進ムルノ意ナキヲ明カニセルモノト解スルノ外ナシ」とみなしたことで、山東問題の日中直接交渉は決裂した⁵²³。

第四節 山東問題の解決とその後の中国世論

山東問題の日中直接交渉が決裂した結果、山東問題の解決はワシントン会議へと持ち越された。直接交渉の決裂後、日中それぞれが山東問題の解決に向け、どのような方針で臨んだのかみていきたい。まず日本側であるが、一〇月一三日、原内閣はワシントン会議の方針を閣議決定し、これまでどおり山東問題を「大綱」に基づいて解決を目指すこと、山東問題を二国間限りの問題として扱うことを基本方針とした⁵²⁴。このように、日本側は山東問題をめぐる姿勢に変化はなかった。

一方で北京政府の方針についてみていきたい。一一月三日、顔惠慶は施肇基北京政府全権及び朱兆莘（駐英公使代理）に宛てた電報で山東問題についての方針を示した。まず、これまで重要な争点であった膠州湾処分について、「日本政府はすでに膠州湾を完全に中国へ還付しようとしており、再び争点にする必要はない」と訓令した。一方で山東鉄道処分については、山東鉄道の資産を日中で折半し、日本が取得した資産を北京政府が年賦によって買い取るという方式は、「中国政府からみて極めて公平であるが、意外にも日本はこれをいわれのないものであると主張した。（中国政府にとって日本の主張は）極めて遺憾である」とした⁵²⁵。このように北京政府は、日本側の「大綱」にある膠州湾の開放地化を受け入れることとし、これまでの姿勢を修正した⁵²⁶。その一方で山東鉄道については日中合弁化を拒否し、一〇月五日に日本へ提示した対案にある通りの条件での解決を目指すこととした。

一一月一二日、ワシントン会議が開幕した⁵²⁷。会議が始まった当初、諸外国は、山東問題をめぐって北京政府を積極的に支持しようとはしなかった。そのため北京政府全権は、山東問題をワシントン会議で提起しても、「完全な失敗に終わるかもしれない」と、悲観的な報告を本国に送った⁵²⁸。諸外国が山東問題について北京政府を支持しなかった理由について、石井菊次郎駐仏大使は、北京政府の要求通りに山東問題を解決するとなると、ベルサイユ条約を改正しなければならず、「改正ノ影響ノ重大ナルニ留意」しているからだとみている⁵²⁹。

その後中国全権は英米を説得し、二九日、山東問題をワシントン会議の議題として扱わないものの、ワシントン会議が日中両国に山東問題の直接交渉を勧告する、という決定を取り付けた⁵³⁰。こうして一二月一日から、英米のオブザーバーを交えて日中直接交渉が開催され

ることとなった。出席者は日本側が加藤友三郎、埴原正直、出淵勝次、外四名、北京政府側が顧維鈞、王寵惠、他五名、アメリカ側がヒューズ、マクマレー、ベル、イギリス側からバルフォア、ジョルダン、ランプソンであった⁵³¹。

八日、日本全権は北京政府全権や、英・米が山東鉄道の日中合弁化に難色を示していることに鑑み、山東鉄道を完全な中国経営鉄道とすること、日本政府が山東鉄道に投資した金額を借款として引き直すこと、などを内田に提言した⁵³²。対して内田は、ランプソンが山東鉄道を日本の貸付資本として借款鉄道の形式に引き直すことを提案していたので、ランプソンの提案を取り入れることを訓令した⁵³³。

一方、中国の各省長官や学生団体などの各勢力は、北京政府全権に山東鉄道を即時買収するように求めた。だが、北京政府が山東鉄道の価値を見積もったところ二五〇〇万元であり、財政的に即時買収は不可能であった。そこで北京政府は、山東鉄道を借款鉄道の形式に引き直し、返済期限をなるべく短縮することを北京政府全権に指示した⁵³⁴。

ところが北京政府全権は、山東鉄道を即時買収することを主張し、一切譲歩しない姿勢をみせた⁵³⁵。このような北京政府全権の態度に接した日本全権は、「会議挫折ノ責ヲ日本ニ帰スルノ策ニ出デツツアリ」とみなした⁵³⁶。実際に北京政府全権は、日本全権が山東鉄道の日中合弁化を主張しているために交渉が進展しない、と北京政府に報告していた⁵³⁷。会議を決裂させようとしているという、日本側の観察は正しいであろう。一二月二七日に小幡が北京政府外交部を訪問したことで、北京政府は北京政府全権が虚偽報告を行っていたことを知った。そこで北京政府は、「もし中国が（山東鉄道の）即時買収を主張し続ければ、交渉が停止するだけである」と北京政府全権に警告した。そして日本側の意図や、英米の動向を正しく報告するよう、改めて訓令した⁵³⁸。

年が明けて一九二二年一月七日、ランプソンは埴原のもとを訪れ、山東鉄道の処分方法について四つの私案を提示した。

- (一) 日本政府は山東鉄道を北京政府に譲渡し、中国銀行団はボンドまたは中国銀行券によって支払うこと。
- (二) 北京政府は日本シンジケートから資金を借り受けることで山東鉄道を買取ること。
- (三) 北京政府は山東鉄道の買取に必要な金額を外国銀行に供託し、山東鉄道を買取すること。
- (四) 北京政府は国庫証券を発行して山東鉄道を買取すること⁵³⁹。

日本全権の報告を受けた内田は、第四案でまとめる方針をとった。「実質ニ於テハ我方主張ト大差アル次第ニアラサル」ものだったからである。そして、北京政府全権が「誠実互譲ノ精神」により「第四案位ニテ折合フノ決意ト責任トヲ有スルコト」を確認するよう、日本全権に訓令した⁵⁴⁰。九日、北京政府全権がランプソンの私案を北京政府に報告すると⁵⁴¹、一〇日、北京政府も日本側と同じく第四案でまとめる方針を示した⁵⁴²。北京政府が第四案でまとめようとしたのは、国庫証券によって山東鉄道を買収するのであれば、借款鉄道と変わりではなく、かつ国庫証券は名目上借款ではないので中国国内の批判をかわせるから、というものであった⁵⁴³。

二月四日、日中両全権は「山東懸案解決ニ関スル条約」に調印し、山東問題についての審議を終えた。山東問題の解決後、王寵惠は日本全権に対し、「山東問題ノ解決ヲ以テ従来日支両国間ニ蟠マリタル悪感情ヲ一掃スヘキ絶好ノ機会ナリ」と述べ、上海や北京で日中関係が改善したことを啓発する運動を行いたいと語った⁵⁴⁴。また、幣原は施肇基や顧維鈞が、幣原に対して友好的な態度をとるようになった、と回想録に記している⁵⁴⁵。

しかし五月一日、重慶で中国学生等約二〇〇〇人の群衆が、日本の商船である日清・天華の荷揚げを妨害するという事件を起こした⁵⁴⁶。また五月下旬には、芝罘で中国学生団体が日貨ボイコットを始めた⁵⁴⁷。このように、北京政府要人には日中関係が改善に向かうことを期待するものもいたが、中国民衆の反感が沈静化することはなかった。

小括

北京政府は、山東問題をめぐり膠州湾に設置予定の日本専管居留地を問題視していた。ただ、山東鉄道などの旧ドイツ権益については日本が引き継いでもよいという姿勢であり、パリ講和会議開会前に日本と交換公文を締結し山東鉄道などの処分を済ませていた。

ところが中国全権は、北京政府と十分な打ち合わせのないまま山東問題をパリ講和会議に提起し、膠州湾のみならず、山東省の旧ドイツ権益を全て中国に返還するよう求めた。結果、中国全権の主張はちぐはぐなものになり、米英仏の信用を失った。また、ワシントン会議において北京政府全権は、山東鉄道の即時買収が不可能であることを理解していながら、山東鉄道の即時買収を主張した。日本側は、北京政府全権が交渉を決裂させようとしているのではないかと疑い、北京政府全権の主張に応じることはなかった。また米英オプザーバーも北京政府全権の主張を支持しなかった。このように北京政府は、山東権益の回収にあたっ

てほとんど役割を果たせなかった。

一方で日本側は、中国国内で起きた大規模な反日運動である五四運動の長期化を受け、これまでの「武断的侵略的」な対中方針を改めること、そしてベルサイユ条約に批准後、山東問題の解決に取り組むことを今後の対中方針とした。先行研究では、日本側は五四運動の影響力を理解できていなかった、といわれてきた。また、五四運動に代表される中国ナショナリズムの高揚は、北京政府を困却させ、山東問題を解決するにあたっての障害という見方もあった。しかし実際には、日本側は五四運動の影響力を理解し、対中方針を改めることとした。また、中国ナショナリズムの高揚が山東問題の解決にあたっての障害となっていたというのも、あくまでも問題の一側面に過ぎない。五四運動は、日本側に山東権益の返還を決断させた要因でもあった。

ワシントン会議において、日本側は山東権益の大部分を中国に返還した。北京政府内には王寵惠のように、山東問題が解決したことで日中関係が改善してゆくことを期待する者もいた。しかし中国の民衆は、日本側が対中方針を転換させたとは認識していなかった。日本側は山東問題を解決したものの、中国民衆の反日感情を鎮静化させるもいう目的までは達成できなかった。

終章

本論文は、日本が旧外交の典型と言える二一カ条要求を展開し、二一カ条要求の事後処理を通して日本が新外交へ転換する過程を検討した。

二一カ条要求の条項の多くは、陸軍等が外務省へ意見書を提出する以前から外務省が用意していたものであった。そして陸軍も、外務省と同様に満蒙権益拡大や中国の保護国化を重視していた。陸軍が盛んに意見を出したことで、中国との交渉で安易に譲歩ができなくなったという一面はあるかもしれないが、外務省の対中構想を根底から覆したとはいえない。陸軍が外務省の対中構想を大きく変えたといえるのは、第四号（領土保全）であった。そのため、作成過程における陸軍の影響力は、限定的なものであったと考えられる。また、元老は借款の供与や特使の派遣による中国政府の取り込みを主張していたものの、作成時点では外務省の対中政策を覆せなかった。作成過程においては、外務省が指導力を発揮したものとみてよい。

これまで第五号は、旧外交下の国際社会でも是認される範囲を逸脱していたと評価され

てきた⁵⁴⁸。しかし西洋列強は、政治や軍事の近代化を支援することによって非西洋地域を保護領化するのが常套手段であった。第五号（第一・四項）も、こうした西洋列強の手法に倣ったものと考えられるのである⁵⁴⁹。その意味で言えば、第五号は旧外交を実践したものと評価できる。

さて、二一カ条要求交渉での最後通牒発出時、日本側は第五号を後日商議という形で残した。その後中国側の抗議を受けても、日本側が第五号を撤回しなかったのは、第五号の交渉を再開する意図を含んでいたものと思われる。このような日本の旧外交に、中国の民衆は強く反発した。そして安川敬一郎（明治鋳業社長、衆議院議員）や『東朝』は、日中関係の悪化に対策を講じる必要性を訴えた。しかし、加藤高明外相はこうした声に耳を傾けなかった。おそらく加藤は、中国政府に反対運動の取締りをさせればよいと考えていたのであろう⁵⁵⁰。

山東問題の原因となった専管居留地であるが、二一カ条要求交渉の時点で日本側は、中国側がすんなり受け入れるであろうと見込んでいた。二一カ条要求交渉において、日本側が膠州湾の還付を中国側にほのめかしたのも、こうした見込みが働いていた。あまりにも甘い見込みであり、当然、第一次世界大戦後に山東問題や五四運動という形で、中国側の強い反発を引き起こした。そして中国側の反発は、専管居留地のみならず、山東鉄道も重要議題へと発展させてしまった。

内田康哉外相が、五四運動の長期化を受けて山東権益の返還を決断した。二一カ条要求反対運動においても、日本国内では何らかの対策を講じる必要が説かれていたのだから、内田が山東権益の返還へと踏み切ったのは当然の反応といえよう。

こうして日本側は一九二二年のワシントン会議において、山東権益の返還、二一カ条要求第五号の撤回を行った。これ以降、日本は中国の民族運動を意識しながら、在華権益の拡大を目指すようになった⁵⁵¹。日本側は穏健な手法で権益拡大を目指すようになり、旧外交から新外交へと転換した。

それから、石井ランシング協定の破棄についても触れる。石井ランシング協定とは、一九一七年一月に、石井菊次郎日本特派大使とランシングアメリカ国務長官の間で交わされた交換公文で、日本が中国に特殊利益を有することを、アメリカが承認するという内容であった。日本側が特殊という意味を政治的特殊と解釈したのに対し、アメリカは地理的特殊と解釈していた⁵⁵²。日米の解釈の違いが明らかになるのは、一九一九年にランシングがアメリカ上院議会で、協定成立時の模様を証言した時であった⁵⁵³。そして内田は、ワシントン会議全権に対し、石井ランシング協定の「特殊」という語の解釈は、アメリカの解釈が妥当であ

ると訓令し、協定の破棄に応じる姿勢をみせた⁵⁵⁴。日本側は、満蒙特殊権益の見直しを図ったとみることができる。

以上のように、日本は旧外交から新外交へと転換したが、東アジアの国際秩序や日中関係にプラスの影響を与えることはできなかった。

先行研究が指摘するように、日本が旧外交から新外交へと転換していったのは、中国におけるアメリカのプレゼンスが著しく増大し、アメリカが日本の対中外交の新たな引照基準となったからであった⁵⁵⁵。ところが、第一次世界大戦後のアメリカは国際社会における政治的プレゼンスを後退させてしまった。アメリカが、国際連盟に加入できなかったことが大きな要因であろう。また、本論文で述べたように、アメリカはパリ講和会議やワシントン会議で、中国側が混乱していたことに愛想をつかしてしまった。

そして、アメリカの後退を埋めたのがソ連であった。ソ連は中国へ積極的にアプローチし、中国の民族運動を指導するようになった⁵⁵⁶。新外交下の日米関係についてはこれからの課題となるが、日本側はアメリカを、中国の民族運動に対応していくための鍵となる存在とみていたようなのである⁵⁵⁷。アメリカのプレゼンスが後退し、ソ連の影響力が強まっていく情勢に、日本側がどう対応したのかについては、改めて検討したい。

そして北京政府は、中国民族運動の高揚に対応しきれなくなっていった。本論文で述べたように、中国世論が硬化したことにより、北京政府は日本に対して強硬姿勢をとらざるを得なくなったからである。そして北京政府の後継である国民党政府も、列強との不平等条約を一方的に破棄する革命外交を推進するようになった。

国際協調や平和主義といった新外交の理念とは裏腹に、東アジアの国際情勢は混とんとしたものになっていった。さらに、協調外交を推進していたとされる幣原喜重郎も、新外交の理念を積極的に取り入れようとはしていなかった⁵⁵⁸。そして一九二九年に大恐慌が起きると、経済による結びつきを重視していた新外交は、いよいよ日本国内の支持を失うこととなった⁵⁵⁹。日本は、旧外交から新外交へ転換したものの、新外交には適応できなかったことになる。

¹ 二十一カ条要求の全文は次の通りである。

第一号 山東問題ノ処分ニ関スル条約案

第一条 支那国政府ハ独逸国ガ山東省ニ関シ条約其他ニ依リ支那国ニ對シテ有ユル一切ノ
権利利益讓 与等ノ処分ニ付日本国政府ガ独逸国政府ト協定スヘキ一切ノ事項ヲ承
認スヘキトヲ約ス

第二条 支那国政府ハ山東省内若シクハ其沿海一帯ノ地又ハ島嶼ヲ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ワラス 他国ニ讓与シ又ハ貸与セサルヘキコトヲ約ス

第三条 支那国政府ハ芝罘又ハ龍口ト膠州湾ヨリ濟南ニ至ル鉄道トヲ聯絡スヘキ鉄道ノ敷設ヲ日本国ニ允許ス

第四条 支那国政府ハ成ルヘク速カニ外国人ノ居住及貿易ノ為自ラ進ンデ山東省ニ於ケル主要都市ヲ開クコトヲ約ス(其地点ハ別ニ協定スヘシ)

第二号 南滿東蒙ニ於ケル日本ノ地位ヲ明確ナラシムル為ノ条約案

第一条 両締約国ハ、旅順大連租借期限並ニ南滿洲及安奉兩鉄道各期限ヲ何レモ更ニ九十九ヶ年ツツ延長スベキコトヲ約ス

第二条 日本国臣民ハ南滿洲及東部内モンゴニ於テ各種商工業上ノ建物ノ建設又ハ耕作ノ為必要ナル土地ノ貸借權又ハ其所有權ヲ取得スルコトヲ得

第三条 日本国臣民ハ南滿洲及東部内モンゴニ於テ自由ニ居住往来シ各種ノ商工業及其他ノ業務ニ従事スルコトヲ得

第四条 支那国政府ハ南滿洲及東部内モンゴニ於ケル鉞山ノ採掘權ヲ日本国臣民ニ許与ス其採掘スヘキ鉞山ハ別ニ協定スベシ

第五条 支那国政府ハ左ノ事項ニ関シテハ予メ日本国政府ノ同意ヲ經ルヘキコトヲ承諾ス
(一) 南滿洲及東部内モンゴニ於テ他国人ニ鉄道敷設權ヲ与エ又ハ鉄道敷設ノ為ニ他国人ヨリ資金ノ供給ヲ仰クコト

(二) 南滿洲及東部内モンゴニ於ケル諸稅ヲ担保トシテ他国ヨリ借款ヲ起スコト

第六条 支那国政府ハ南滿洲及東部内モンゴニ於ケル政治財政軍事ニ関シ顧問教官ヲ要スル場合ニハ必ズ先ズ日本国ニ協議スベキコトヲ約ス

第七条 支那国政府ハ本条約締結ノ日ヨリ九十九ヶ年間日本国ニ吉長鉄道ノ管理經營ヲ委任ス

第三号 漢冶萍公司ニ関スル取極案 日本国政府及支那国政府ハ日本国資本家ト漢冶萍公司トノ間ニ存スル密接ナル關係ニ顧ミ且兩國共通ノ利益ヲ増進センカ為左ノ條款ヲ締結セリ

第一条 両締約国ハ将来適當ノ時期ニ於テ漢冶萍公司ヲ兩國ノ合弁トナスコト並ニ支那国政府ハ日本国政府ノ同意ナクシテ同公司ニ属スル一切ノ權利財産ヲ自ラ処分シ又ハ同公司ヲシテ処分セシメサルヘキコトヲ約ス

第二条 支那国政府ハ漢冶萍公司ニ属スル諸鉞山附近ニ於ケル鉞山ニ付テハ同公司ノ承諾ナクシテハ之ガ採掘ヲ同公司以外ノモノニ許可セサルヘキコト並ニ其他直接間接同公司ニ影響ヲ及ホスヘキ虞アル措置ヲ執ラントスル場合ニハ先ス同公司ノ同意ヲ經ルヘキコトヲ約ス

第四号 中国ノ領土保全ノ為ノ約定案 日本国政府及支那国政府ハ支那国領土保全ノ目的ヲ確保センカ為茲ニ左ノ条款ヲ締結セリ

支那国政府ハ支那国沿岸ノ港湾及島嶼ヲ他国ニ讓与シ若クハ貸与セサルヘキコトヲ約ス

第五号 中国政府ノ顧問トシテ日本人傭聘方勸告其他ノ件

- 一、 中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ傭聘セシムルコト
- 二、 支那内地ニ於ケル日本ノ病院寺院及学校ニ対シテハ其土地所有權ヲ認ムルコト
- 三、 従来日支間ニ警察事故ノ発生ヲ見ルコト多ク不快ナル論争ヲ醸シタルコトモ尠カラザルニ付此 際必要ノ地方ニ於ケル警察ヲ日支合同トシ又ハ此等地方ニ於ケル支那警察官庁ニ多数ノ日本人 ヲ傭聘セシメ以テ一面支那警察機關ノ刷新確立ヲ図ルニ資スルコト
- 四、 日本ヨリ一定ノ数量(例エハ支那政府所要兵器ノ半数)以上ノ兵器ノ供給ヲ仰キ又ハ支那ニ日支 合弁ノ兵器廠ヲ設立シ日本ヨリ技師及材料ノ供給ヲ仰クコト
- 五、 武昌ト九江南昌線トヲ連絡スル鉄道及南昌杭州間南昌潮州間鉄道敷設權ヲ日本ニ許与スルコト
- 六、 福建省ニ於ケル鉄道鉅山港湾ノ設備(造船所ヲ含ム)ニ関シ外国資本ヲ要スル場合ニハ先ス日本 ニ協議スヘキコト
- 七、 支那ニ於ケル本邦人ノ布教權ヲ認ムルコト

第六号 膠州湾租借地還附ニ関スル件

支那国政府ハ日本国政府カ膠州湾租借地ヲ支那国ニ還附スル場合ニハ全部之ヲ商港トシテ開放 スヘキコトヲ約シ且日本国政府カ指定スル地区ニ日本專管居留地ヲ設置スルコトニ同意ス

外務省編・発行『日本外交文書』大正三年第三冊、一九六六年 年、五六三～五六七頁。

² 奈良岡聰智は、二一カ条要求を日中近現代史における「日中対立の原点」と評している（『対華二十一カ条要求とは何だったのか』名古屋大学出版会、二〇一五年）。しかし、日中近現代史における本当の日中対立の原点は、日清戦争とすべきであろう。

³ 大陸型国家とは、本国を中心として円環的に植民地を拡大する国家と定義される。イギリスやフランスは、アフリカや中国といった大陸に多くの植民地を保有していたものの、グローバルな植民地拡大政策をとっていたため、海洋型国家と定義される（山本有造『「満洲国」経済史研究』名古屋大学出版会、二〇〇三年、五頁）。日清戦争後に日本が島である台湾を領有したことは、大陸型国家へと成長する第一歩だったといえる。

⁴ 松本忠雄『日支新交渉に依る帝国の利権』増補版、清水書店、一九二一年、五七、六〇、七一頁。

⁵ 伊藤正徳編『加藤高明』下、加藤伯伝記編纂委員会、一九二九年、一三六頁。

⁶ 笠原十九司『第一次世界大戦期の中国民族運動』汲古書院、二〇一四年、四二四、六九〇頁。

-
- ⁷ 旅順大連租借地回収運動については、服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交』有斐閣、二〇〇一年、一二五～一二七頁を参照した。
- ⁸ 小幡西吉傳記刊行会編・発行『小幡西吉』一九五七年、三六二～三六九頁。
- ⁹ 堀川武夫『極東国際政治史序説』有斐閣、一九五八年、序文、一頁。
- ¹⁰ イアン・ニッシュ「同盟のこだま」(木畑洋一他編『日英交流史』一、東京大学出版会、二〇〇〇年)。
- ¹¹ ニーカ条要求交渉中の三月一三日にブライアンアメリカ国務長官が発した声明(第一次ブライアンノート)は、日本の満蒙特殊権益を承認する含みを持たせたものであった。一方で五月一日に発せられた第二次ブライアンノートは、対日融和方針から対日強硬方針への転換を表明したものであった(細谷千博『両大戦間の日本外交』岩波書店、一九八八年、三六頁)。
- ¹² 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編著『太平洋戦争への道』新装版、朝日新聞社、一九八七年、三六三～三六四頁。
- ¹³ 奈良岡『対華二十一カ条要求とは何だったのか』三二四頁。
- ¹⁴ ニーカ条要求第一～四号の前文に、条約案等の文言が付されているように、日本側は条約交渉のつもりで中国側に提示していた。加藤の秘書である松本忠雄が、『日支新交渉に依る帝国の利権』(清水書店、一九一五年)と題して著書を出版したように、日本政府や加藤サイドは、ニーカ条要求ではなく、「日支新交渉」や「日支交渉」と呼んでいた。ニーカ条要求という呼称が定着したのは、中国側が“Twenty-one Demands”として諸外国に紹介し、日本の言論界も“Twenty-one Demands”をニーカ条要求と翻訳して日本国内に広めた、という経緯があった(伊藤編『加藤高明』下、一三〇～一三一頁)。
- ¹⁵ 清には、日清戦争以前に日本へ留学生を派遣する計画はなかった。ところが日清戦争終結の翌一八九六年、清は一三人の清国人を日本に留学させ、日本をモデルにした近代化を意識するようになった。そして日露戦争終結の翌一九〇六年には一二、〇〇〇人の清国人が日本に留学するまでになった。ところが、留日学生たちは清朝の思想弾圧を受けたものが多く、日本を清朝打倒の拠点とするようになっていった。日本への留学を制限することが困難だったこともあり、清は、日本人教員を招聘することで日本へ留学する清国人を減らそうとした。清に招聘された日本人教員の最盛期は一九〇五～一九〇六年で、五〇〇～六〇〇名にのぼると推定されている(汪向荣著、竹内実監訳『清国お雇い日本人』朝日新聞社、一九九一年、六七～八二頁)。日清戦争は、日中対立の原点であることに変わりはないが、日清間の知識交流を生み出すきっかけでもあった。一方でニーカ条要求が、日中間交流にプラスの役割を果たした側面はみられない。
- ¹⁶ 小幡西吉傳記刊行会編『小幡西吉』一〇五頁。
- ¹⁷ 石橋湛山著、石橋湛山全集編集委員会編『石橋湛山全集』第四巻、東洋経済新報社、一九七一年、一五七頁。
- ¹⁸ 代表的研究として、松本忠雄『近世日本外交史研究』博報堂出版部、一九四二年、一九一～二八五頁。石田栄雄「対華二十一箇条問題と列国の態度」(『国際報外交雑誌』五八巻

四号、一九五九年、九月)。細谷『両大戦間の日本外交』第一章。高原秀介『ウィルソン外交と日本』創文社、二〇〇六年、第一章がある。

¹⁹ 第五号の交渉過程についての代表的研究としては、北岡伸一『門戸開放政策と日本』東京大学出版会、二〇一五年、第I部第二章(「二十一カ条再考」『年報日本近現代史研究』一九八五年初出)や、島田洋一「対華二十一カ条要求」(I)(II)(『政治経済史学』二五九・二六〇号、一九八七年、一一、一二月)がある。しかし第三章で述べるように、これらの研究には大きな問題点があると考えている。

²⁰ 二十一カ条要求の作成過程を扱った主な研究としては、長岡新次郎「対華二十一カ条要求条項の決定とその背景」(『日本歴史』第一四四号、一九六〇年六月)、山本四郎「参戦・二十一カ条要求と陸軍」(『史林』第五七卷第三号、一九七四年五月)、奈良岡『対華二十一カ条要求とは何だったのか』第四章、斎藤聖二「二十一カ条要求案の成立経緯」(『東アジア近代史』第二一号、二〇一七年)がある。これらの研究の問題点については後述する。

²¹ 二十一カ条要求に関する日中間会議は、全二五回が開かれたが、公開されているのは現在のところ第一二回までである。なお、全国図書館文献縮微複製中心編・発行『中日交渉密檔』第四冊、二〇〇四年、には、一六三三～一六七三頁にかけて第一四回または第一六回の会議録の一部とみられる史料が採録されている。しかし、日付を特定できるような情報は得られなかった。また、編者がどのような意図でこの史料を採録したかも分からない。

²² 「大正三年八月一五日付對獨最後通牒」(外務省編『日本外交年表並主要文書』上、原書房、一九六五年、三八一頁)。

²³ 例えば、島田「対華二十一カ条要求」(I)、千葉功『旧外交の形成』勁草書房、二〇〇八年、二八〇～二八一頁。奈良岡『対華二十一カ条要求とは何だったのか』九四頁、北岡『門戸開放政策と日本』第二章、注一七が指摘している。

²⁴ 松本『日支新交渉に依る帝国の利権』一一頁。

²⁵ 旧外交と新外交の定義については、千葉『旧外交の形成』i～iiを参照した。

²⁶ 中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』千倉書房、二〇一六年、二七六～二八〇頁。

²⁷ 第一次世界大戦の勃発以前、各国の多くの一般国民は、外交にほとんど興味を示していなかった。ところが第一次世界大戦の勃発により、各国の国民は、外交を職業外交官に任せておけないと考えるようになった(E.H.カー著、原彬久訳『危機の二十年』岩波書店、二〇一一年、二三～二四頁)。日本では、一九二三年六月に外務省情報部へ配属された芦田均が、宣伝外交や外交の民主的統制を掲げ、外交の民主化に取り組んだ。しかし、外務省内では外務省による外交の一元化を求める意見が強く、議会や政党が外交政策にかかわることに批判的だった。そのため芦田は外務省内で孤立してしまった(矢嶋光『芦田均と日本外交』吉川弘文館、二〇一九年、三〇～三二頁)。

²⁸ 佐々木雄一『帝国日本の外交』東京大学出版会、二〇一七年、三〇〇頁。

²⁹ 樋口真魚『国際連盟と日本外交』東京大学出版会、二〇二一年、二頁。

³⁰ 大窪有太「日本陸軍と対国際連盟政策」(『史学雑誌』第一三〇編第一〇号、二〇二一年

一〇月)。

³¹ 日本は、パリ講和会議開会中に起こった三・一独立運動に対し、軍隊を動員するなど過酷な弾圧を行った(尾鍋輝彦『ヴェルサイユ体制』中央公論社、一九八二年、二〇頁)。日本が韓国の民族自決権を認めなかったことにも留意する必要がある。

³² ワシントン体制に関する先駆的研究として、入江昭『極東新秩序の模索』(原書房、一九六八年)、細谷『両大戦間の日本外交』第三章、がある。

³³ 三谷太一郎『日本政党政治の形成』東京大学出版会、一九九五年、第二部。中谷『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』

³⁴ 勢力圏とは、列強が租借地を中心に、独占的な投資活動を行う地域を指す(斎藤良衛『近代中国と列強の利権』書肆心水、二〇二一年、五二頁)。

³⁵ 服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交』有斐閣、二〇〇一年、二三～三二頁。

³⁶ 同前、一〇一～一〇二頁。ただし、パリ講和会議とワシントン会議では、山東問題の解決方法が大きく異なることについて、服部は何も説明していない。

³⁷ 川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、二〇〇四年、二六八頁。

³⁸ 清水秀子「山東問題」(『国際政治』五六号、一九七六年)。

³⁹ 伊藤正徳編『加藤高明』上、加藤伯伝記編纂委員会、一九二九年、八九頁。

⁴⁰ 『官報』一八八七年一月二五日。

⁴¹ 伊藤『加藤高明』上、三七三頁。

⁴² 同前、四七〇頁。

⁴³ 同前、五一五～五一六頁。

⁴⁴ 同前、七八九、七九四頁。

⁴⁵ 同前、七九六頁。

⁴⁶ 加藤の義弟である幣原喜重郎は、日本の新聞記者について「外国の記者は、こちらが『ノー』といえればそれきりであるが、日本の記者となると、四方八方から突っ込んで、どうしても泥を吐かせようとする。それが泥がなくてもである」と述べている(幣原喜重郎『幣原喜重郎』日本図書センター、一九九八年、二七九頁)。日本の外交官にとって、日本の報道姿勢はあまり好ましい態度ではなかったようである。

⁴⁷ 「寛粹穩健の講和條件」(『東日』一九〇五年八月一四日)。加藤が口述した社説は、約九〇編に達し、そのうち五〇編余りが外交に関する社説であるとされる(伊藤『加藤高明』上、五三六頁)。『東日』の社説に執筆者の氏名は記されていないものの、加藤が口述したとされる社説は、伊藤『加藤高明』上の五三七～五五〇に依った。

⁴⁸ 「賞金割地譲るべからず」(『東日』、一九〇五年八月二五日)。

⁴⁹ 加藤はポーツマス講和条約を大いに批判したことで、桂太郎首相に強い不快感を与えてしまった。そのため加藤は政界から孤立するきっかけとなった(奈良岡聰智『加藤高明位と政党政治』山川出版社、二〇〇六年、七四～七五頁)。

⁵⁰ 講和問題同志会は、対ロシア開戦を主張していた対露同志会が母体となって生まれた政治団体である。講和問題同志会の会長は河野広中(衆議院議員)である(社会問題資料研

研究会編『所謂日比谷焼き討ち事件の研究』東洋文化社、一九七四年、三二～三三頁)。

51 日比谷焼き討ち事件が起こる前日、警視庁は講和問題同志会に対し、国民大会の開催禁止を命令し、かつ日比谷公園に柵を設けて封鎖していた。このような経緯から交番や警察の監督官庁である内務省が襲撃された。また『国民新聞』は、ポーツマス講和条約を唯一支持していたため、群衆から「御用新聞」や「非国民新聞」と呼ばれて焼き討ちされた(同前、四九～五八頁)。

52 「稽緩を許さず」『東日』一九〇五年九月七日(マイクロ版)。

53 「人心緩和の道を講ぜよ」(同前、一九〇五年九月一二日)。

54 外務省編『小村外交史』原書房、一九六六年、六七七頁。

55 伊藤正徳編『加藤高明』下、加藤伯伝記編纂委員会、一九二九年、一四三頁。

56 角田順『満洲問題と国防方針』原書房、一九六七年、四三二頁。

57 伊藤『加藤高明』上、五二三頁。

58 三浦顕一郎「日本ナショナリズム史のなかの対華二十一箇条要求」(的場哲朗編著『第一次世界大戦と現代』丸善プラネット、二〇一六年)。

59 伊藤『加藤高明』上、五二三、五二六頁。

60 同前、五二七、五九八頁。

61 「韓国併合に関する條約」(外務省編『日本外交年表並主要文書』上、原書房、一九六五年、三四〇頁)。

62 「日本の朝鮮併合顛末記」(『中国人の日本観』編集委員会編『中国人の日本観』第一卷、評論社、二〇一六年、五一八、五二六頁)。

63 「日韓合邦と中国の関係」(同前、五二七頁)。

64 第一次満蒙独立運動に参加した経験を持つ青柳勝敏(陸軍大尉予備役)は、韓国併合がアジア各国に与えた影響を感じ取っていた数少ない知識人の一人であった。一九一四年八月一四日に外務省へ意見書の中で青柳は、「先年我国ノ朝鮮ヲ併合シタルニ当リ亜細亜一般人士ノ感情甚不良ナリキ」と述べ、韓国併合がアジア各国に反日感情を植え付けていると論じている(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref.B03030282100(第二画像目)、「意見書 附 支那革命党現状」『日独戦争ノ際ニ於ケル帝国臣民ノ対支政策其他ノ意見書 雑纂』第一卷〈1-1-2-81_001〉〈外務省外交史料館)。

65 川島真「対立と協調—異なる道を行く日中両国」(北岡伸一・歩平編『「日中歴史共同研究」報告書』第二卷、近現代史編、勉誠出版、二〇一四年)。

66 山本条太郎『山本条太郎』図書出版社、一九九〇年、一四一～一四二頁。

67 久保田裕次『対中借款の政治経済史』名古屋大学出版会、二〇一六年、七九～八〇頁。

68 同前、八一～八四頁

69 「對清政策に関する件」(外務省編『日本外交文書並主要文書〈上〉』一九六五年、原書房、三五六～三五七頁)。

70 佐々木雄一『帝国日本の外交』東京大学出版会、二〇一七年、二二三頁。

71 小林道彦『日本の大陸政策』南窓社、一九九六年、二六九～二七〇頁。

-
- 72 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、一九七八年、一二六～一二七頁。
- 73 桂は師団増設を不要であると考えていた（小林『日本の大陸政策』二七九頁）。
- 74 櫻井良樹『国際化時代「大正日本」』吉川弘文館、二〇一七年、一七頁。
- 75 小林『日本の大陸政策』二八七頁。
- 76 このとき加藤はすでに五四歳に達していたが、今後は政党政治家として桂を支えていく決意を固めていた。入閣以前の加藤は、桂と親密な関係を築いていたわけではないものの、桂の信頼を大いに勝ち取り、桂の後継者としての道を歩むこととなった（奈良岡聰智『加藤高明と政党政治』山川出版社、二〇〇六年、一一八頁）。
- 77 小林『日本の大陸政策』二八八～二八九頁。
- 78 伊藤編『加藤高明』上、七三三頁。
- 79 「支那視察談」『立憲同志会叢書』第三、八頁（櫻井良樹編『立憲同志会資料集』第二卷、柏書房、一九九一年、二六八頁）。
- 80 同前、一〇（二七〇）頁。
- 81 同前二〇～二一、二三～二四（二八〇～二八一、二八三～二八四）頁。
- 82 同前二二～二三、二七（二八二～二八三、二八七）頁。引用は二七（二八七）頁。
- 83 川崎は、所持していた旅券に不備があったため、孫文率いる革命軍のスパイと間違われて中国軍に逮捕された（栗原健編著『対満蒙政策史の一面』原書房、一九六六年、一〇七頁）。
- 84 漢口事件では、西村が中国軍兵士の警告を無視して警戒線内に入ったため、日本側にも落ち度があった。しかし、袁州事件の直後ということもあり、日本陸軍は強硬な姿勢をとった。そして九月一五日、中国側は当事者の厳罰等、日本側の要求を受諾した（同前、一〇四～一〇八頁）。
- 85 南京は当時、孫文率いる革命軍の拠点であった。また、南京都督府に一四名の日本人が革命軍を支援しており、殺された三名の日本人も、革命軍に与していた（白井勝美『日本と中国』原書房、一九七二年、三七頁）。
- 86 袁州・漢口事件は九月六日、南京事件は九月四日に公表された（『東京朝日新聞（以下、東朝と略記）』一九一三年九月四、六日〈『朝日新聞』復刻版、大正二年八月、日本図書センター、一九八九年〉）。
- 87 同前、一九一三年八月一〇日。
- 88 黒龍会編『東亜先覚志士記伝』中、原書房、一九六六年、五六〇～五六一頁。引用は五六〇頁。
- 89 『東朝』一九一三年九月八日（『朝日新聞』復刻版、大正二年八月）。
- 90 奈良岡『対華二十一カ条要求とは何だったのか』六六頁
- 91 櫻井『国際化時代「大正日本」』三三～三四頁。
- 92 高橋義雄『萬象録』巻二、思文閣出版、一九八七年、二月一〇日条、三一頁。
- 93 櫻井『国際化時代「大正日本」』三七頁。
- 94 一八八八年から始まった不平等条約改正交渉で、大隈は加藤を外相秘書官として起用

し、自身の通訳も務めさせた。翌年の二～八月にかけて米・独・露の三か国と改正条約の調印にこぎつけたものの、改正条約には大審院に外国人判事を任用するという条項があった。そのため日本国内から憲法違反という批判が起こり、大隈は玄洋社の社員に爆弾を投げつけられ、右足を失った（伊藤編『加藤高明』上、二一一～二一七頁）。

⁹⁵ 加藤は大隈内閣の実権を握っており、実質「加藤高明内閣」だったといわれている（伊藤編『加藤高明』下、五～六頁）。

⁹⁶ 「一九一四年八月付井上馨の提言」（歴史学研究会編『日本史史料』[4] 近代、岩波書店、一九九七年、三一五頁）。

⁹⁷ 「對獨最後通牒」（外務省編『日本外交年表並主要文書』上、三八一頁）。

⁹⁸ 意見書を中心に二一カ条要求の作成過程を検討したものとして、長岡「対華二十一ヶ条要求条項の決定とその背景」、山本「参戦・二一カ条要求と陸軍」、北岡『日本陸軍と大陸政策』（一六三～一七二頁）、奈良岡『対華二一カ条要求とは何だったのか』（第四章）がある。これらの研究は、日本国内の各勢力が在華権益の強化・拡大を強く訴えたことを強調している。そして、これらの要望を取り入れざるを得なくなり、二一項目にまで膨れ上がってしまった、と論じている。

⁹⁹ 北野剛は、一九一四年四月一日に外務省が作成した「奉天省借款条件」と第二号が酷似していることを指摘した（『明治・大正期の日本の満蒙政策史研究』芙蓉書房、二〇一二年、一三五～一三七頁）。さらに北野は後発の論文で、満蒙における雑居権の獲得をめぐる阿部守太郎（外務省政務局長）と宇都宮太郎（参謀本部第二部長）の意見が一致していたことを指摘した（「辛亥革命後の日本の満蒙政策」『歴史学研究』八九〇号、二〇一二年三月）。斎藤は、「膠州湾処分ニ就テ（原型一）」、「秘 時局関係対支諸施設綱目（原型二）」、「付記一（原案）」、「付記二（改定案）」を示し、外務省が主体的に要求案を作成していったと論じた。また斎藤は、二一カ条要求作成時に多くの意見書が外務省に寄せられたからといって、外務省当局が主体性を放棄して要求案を膨らませたとは考えられない、と主張している（「二十一カ条要求案の成立経緯」）。筆者も、斎藤の主張はその通りだと考えている。しかしこれらの研究は、要求条項が強化・追加されていく過程や、各草案と陸軍の意見書との相関については十分検討をしていない。

¹⁰⁰ 笠原も外交一元化に触れ、陸軍等の要望によって要求が膨れ上がったとする見方に疑問を呈している（『第一次世界大戦期の中国民族運動』三三、四九頁）。

¹⁰¹ 小林道彦「世界大戦と大陸政策の変容」（『歴史学研究』第六五六号、一九九四年三月）。

¹⁰² 一九一二年六月、日英米独仏露の六カ国は対華借款団を結成した。だが、間もなく各国の足並みが乱れ始め、日本は中国における経済競争が始まることを懸念し始めた。そこで内田康哉外相は一〇月七日、阿部守太郎（外務省政務局長）に対中外交の基本方針の作成を命じた。内田は阿部の起草した意見書を基に、「支那政府ニ提出スベキ覚書案」を作成した。「綱領」も、以上の経緯を経て阿部によって作成されたと推定される（北野「辛亥革命後の日本の満蒙政策」）。

¹⁰³ 奉天省借款とは、実業借款の名目で五〇〇万円を奉天省に貸し付け、二五～三〇年で

償還するというもので、一九一四年四月から持ち上がった計画であった。しかし、日本が「借款条件」として内地雑居権や鉱山採掘権を日本人に与えるよう中国政府に要求したため、七月一三日に決裂した（同前、一三五～一三九頁）。

¹⁰⁴ 斎藤によれば、外務省幹部は膠州湾を還付するに際しての代償としての交渉と、後に中国に希望条項を提示する二部交渉を想定していた。そのため「原型」は、二つの文書になったという。また「原案」は、満蒙権益や山東権益などの懸案事項を単に列記したもので、内容の整理がなされていない下書きである。そして「改定案」は、日置益（駐華公使）に検討させる目的で作成されたものではないかと斎藤は推測している（「二十一か条要求案の成立経緯」）。

¹⁰⁵ 「綱領」は、外務省記録では一九一二年作成となっているが、『日本外交年表並主要文書』では、一九一三年作成となっている（北野「辛亥革命後の日本の満蒙政策」）。「綱領」には、一九一三年一月に行われた加藤とグレー英外相の会談が記されているので、本稿は一九一三年に「綱領」が作成されたものとして扱うこととした。

¹⁰⁶ 斎藤「二十一か条要求案の成立経緯」。

¹⁰⁷ 山本「参戦・二一カ条要求と陸軍」及び、斎藤「二十一か条要求案の成立経緯」。

¹⁰⁸ JACAR.B03030276100「時局関係対支諸施設綱目」（1-1-2-77_003）（外務省外交史料館）。

¹⁰⁹ 山本編『第二次大隈内閣関係史料』一三九～一四〇頁。

¹¹⁰ 伊藤編『加藤高明』下、七三頁。

¹¹¹ 原敬著、原奎一郎編『原敬日記』第六卷、乾元社、一九五一年、一九一四年八月一二日条、九九頁。

¹¹² 「時局依頼ノ手控（望月小太郎、大正三年八月九日～九月一六日迄）」（山本編『第二次大隈内閣関係資料』七八頁）。

¹¹³ 同前、一九五頁。

¹¹⁴ その後第三号は「改定案」で、第二条（漢冶萍会社に属する諸鉱山付近の鉱山については同会社の承諾なしに同会社以外の者に採掘を許可しないこと）が追加された。そして十一月一日の閣議決定で、前文の追加と字句の修正が行われ、「成案」となった（「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置益駐華公使宛電報」同前、五六六、五九〇頁）。久保田裕次は、第一条は井上馨の意向が反映された条項であったが、第二条は外務省の意向で挿入されたと推定している（『対中借款の政治経済史』名古屋大学出版会、二〇一六年、一三五～一三六頁）。

¹¹⁵ 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置益駐華公使宛電報」付記一（外務省編・発行『日本外交文書』大正三年第三冊、一九六六年、五八一頁）。

¹¹⁶ 「對獨最後通牒」（外務省編『日本外交年表並主要文書』上、三八一頁）。

¹¹⁷ 奈良岡「対華二一カ条要求とは何だったのか」四頁。

¹¹⁸ JACAR:B03030276300「膠州湾処分ニ就テ」（1-1-2-77_003）（外務省外交史料館）。

¹¹⁹ 「一九一五年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記一（外務省『日本外

交文書』大正三年第三冊、五八〇頁)。

120 「JACAR:B03030281200、「九月二十八日小村通訳官提出書類」(1-1-2-81_001) (外務省外交史料館)」

121 山本編『第二次大隈内閣関係史料』二〇九頁。なお、編者の山本は、史料にある小村とは小村欣一(政務局第一課長)であるとしているが、斎藤によれば、正しくは小村俊三郎である(前掲論文「二一か条要求案の成立経緯」)。

122 「一九一五年一月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記二(外務省『日本外交文書』大正三年第三冊、五八九頁)。

123 日露戦争後の一九〇七年四月に裁可された「帝国国防方針」では、ロシアがいずれ復讐戦を挑んでくると見込まれており、第一の仮想敵国とされた。「帝国国防方針」策定を中心となったのは、元老・山県有朋と田中義一(参謀本部)である(北岡『日本陸軍と大陸政策』一三～一四頁)。

124 『東朝』一九一五年一月三日(『朝日新聞』〈復刻版〉大正四年一月、日本図書センター、一九八九年)。

125 松本『日支新交渉に依る帝国の利権』増補版、五七、六〇、七一頁。

126 当時加藤は、『東京日日新聞』の社長だった(伊藤編『加藤高明』下、一四三頁)。

127 伊藤編『加藤高明』下、一三五～一三六頁。

128 同前、一三六～一三七頁。

129 グレーは、日本が満洲の特殊権益を持つことに第一次世界大戦後も一貫して理解を示していた。ただ、グレーの発言はリップサービスのようなものだったといわれている(奈良岡『対華二十一カ条要求とは何だったのか』五七～五八頁)。

130 「支那ニ関スル外交政策ノ綱領」(外務省編・発行『日本外交文書』大正二年第二冊、一九六四年、一〇六九頁)。なお、加藤とグレーの会談は参考として記載されている。

131 JACAR:B03030276300「膠州湾処分ニ就テ」(1-1-2-77_003) (外務省外交史料館)。

132 日本人雑居権が第二条と第三条に分かれている理由は、一九一二年に締結された露蒙協約に倣ったためである(「一九一五年一月八日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記二、外務省編・発行『日本外交文書』大正四年第三冊上、一九六八年、一一〇頁)。

133 満洲における日本人雑居権問題に関する近年の研究としては、北野『明治・大正期の日本の満蒙政策史研究』第二部第二章、同「土地商組問題再考」(『日本史研究』六八九号、二〇二〇年一月)、孫雨涵「落合謙太郎在奉天総領事と榊原農場事件」(『日本歴史』八八二号、二〇二一年一月)がある。

134 北野『明治・大正期の日本の満蒙政策史研究』一三八頁。

135 JACAR:B03030276100「時局関係対支諸施設綱目」(1-1-2-77_003) (外務省外交史料館)。

136 「一九一四年一月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」・同付記一・二(外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五六四、五八〇、五八九頁)。

137 北野は、農業の日中合同経営権にせよ日本人単独経営権にせよ、日本側にとって満洲

における雑居権を獲得するための手段の一つに過ぎなかったと論じている（『明治・大正期の日本の満蒙政策史研究』一五一頁）。

¹³⁸ 多賀は、満洲の併合を最終目的とし、まずは満洲を保護領化し、移民を奨励することを主張した（JACAR:B03030280900〈二九～三二画像目〉「支那之研究／9 第六章 1」〈1-1-2-81_001〉〈外務省外交史料館〉）。そして東蒙について多賀は、満洲に東蒙へ進出するための拠点を作った後、移民の奨励と鉄道の敷設によって日本の勢力を拡張し、併合することを主張した（JACAR:B03030281000〈三画像目〉「支那之研究／9 第六章 2」〈1-1-2-81_001〉〈外務省外交史料館〉）。

¹³⁹ 「欧州戦乱ノ帰趨ト我対華政策ニ関スル件」（外務省編・発行『日本外交文書』大正三年第二冊、一九六五年、九〇七頁）。

¹⁴⁰ 明石は、中国政府が満蒙における日本の優越権を尊重すること（密約）、そして日英同盟の改定後に満蒙を併合することを主張した（「一九一四年八月一六日付明石参謀次長発岡陸相宛書簡」〈「岡市之助関係文書」国会図書館憲政資料室所蔵〉）。

¹⁴¹ 黒龍会は、満蒙における日本の優越権を認めたいうえで、満蒙の統治権を日本に委任することを主張した（「対支問題解決意見」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九三七頁）。

¹⁴² 「一九一四年八月七日付日支協約案要領」（外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九〇三頁）。

¹⁴³ 小川は、租借期限の延長を中国に要求すれば、関東州における日本の権利の薄弱さを露呈しかねないこと、中国侵略の意図があるのでとはという疑惑を中国側に抱かせてしまうことから、租借期限の延長に反対した（「対支外交東洋平和根本策」同前、九四八頁）。

¹⁴⁴ 「一九一四年八月二六日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五四五頁）。

¹⁴⁵ 「一九一四年九月二一日付欧州大戦ニ当リ我国ガ中国ニ於テ獲得スベキ事項ニ関スル意見」（外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九一六頁）。

¹⁴⁶ JACAR:B03030281200「九月二十八日小村通訳官提出書類」（1-1-2-81_001）（外務省外交史料館）。

¹⁴⁷ 「欧州大戦ノ時局ニ際シ我方ノ執ルベキ対支政策ニ関スル意見」（外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九三四頁）。

¹⁴⁸ 岡は、関東州の租借期限を延長すること、満鉄・安奉鉄道を永久に日本の所有とすること、満蒙における日本人の土地所有及び居住の自由を獲得することを主張した（JACAR:B13080691700〈2画像目〉「大正三年十一月一日～十一月九日（1）」〈7-1-8-28_1_009〉〈外務省外交史料館〉）。

¹⁴⁹ 「一九一四年八月一八日付田中参謀部付発岡陸相宛書簡」（一）（「岡市之助関係文書」国会図書館憲政資料室所蔵）。

¹⁵⁰ JACAR:B03030282100（三画像目）「意見書 附 支那革命党現状」（1-1-2-81_001）（外務省外交史料館）。

-
- 151 JACAR:B03030282700 (九～一一画像目)「樺山資英発小池政務局長宛書簡」(1-1-2-81_001) (外務省外交史料館)。
- 152 「青島還付ノ際要求スベキ事項ニ関シ意見具申ノ件」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九二七頁)。
- 153 JACAR:B03030281600 (一〇～一一画像目)、「対支政策要綱」(1-1-2-81_001) (外務省外交史料館)。
- 154 「支那ニ関スル外交政策ノ綱領」(外務省編・発行『日本外交文書』大正二年第二冊、一九六四年、一〇六七～一〇六八頁)。加藤も、日英同盟に反すること、茫漠たる満洲の地に細部までいきわたる日本式統治は実施できないこと、対ロシア防衛のための師団を増設しなければならないことといった理由により、満蒙の併合には反対であった(一九一七年一〇月二四日加藤高明講演「大正四年に於ける日支交渉の顛末」奈良岡前掲書所収、四三一～四三二頁)。
- 155 JACAR:B03030281600 (一〇～一一画像目)、「対支政策要綱」(1-1-2-81_001) (外務省外交史料館)。引用は一〇画像目。
- 156 同前。
- 157 「一九一四年八月一六日付明石参謀次長発岡陸相宛書簡」(「岡市之助関係文書」国会図書館憲政資料室所蔵)、「一九一四年八月二四日付欧州戦乱ノ帰趨ト我对華政策ニ関スル件」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九〇七頁)。
- 158 「一九一四年四月二八日付加藤外相発落合奉天総領事宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、一二〇頁)。
- 159 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」(外務省編・発行『日本外交文書』大正三年第三冊、一九六六年、五八〇頁)。
- 160 撫順炭鉱は、一九〇五年九月～一九〇七年三月まで野戦鉄道提理部が管轄していたが、翌月から満鉄の管轄に移された(満鉄会編『満鉄四十年史』吉川弘文館、二〇〇七年、五三頁)。
- 161 村上勝彦「本溪湖煤鉄公司と大倉財閥」(大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究』近藤出版、一九八二年)。
- 162 満鉄会編『満鉄四十年史』一五頁。
- 163 多賀は、東蒙への移民を奨励するにあたり、鉱山の採掘や牧畜の実施を中心とするべきであると主張した(JACAR:B03030281000 〈三画像目〉、「支那之研究／9 第六章 2」〈1-1-2-81_001〉〈外務省外交史料館〉)。
- 164 JACAR:B03030282100 (三画像目)「意見書 附 支那革命党現状」(1-1-2-81_001) (外務省外交史料館)。
- 165 町田は、採掘すべき鉱山として東蒙の新邱炭鉱を挙げた(「欧州大戦ニ当り我国ガ中国ニ於テ獲得スベキ事項ニ関スル意見」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九一六頁)。
- 166 樺山は、満鉄沿線にある鉱山の採掘権獲得を主張した(JACAR:B03030282700 〈七画

像目)「樺山資英小池政務局長宛書簡」〈1-1-2-81_001〉〈外務省外交史料館〉)。

¹⁶⁷ JACAR:B13080797800 (三九画像目)「大正三年十月/分割1」(7-1-8-28_19_001) (外務省外交史料館)。

¹⁶⁸ 「青島還付ノ際要求スベキ事項ニ関シ意見具申ノ件」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九二七頁)。

¹⁶⁹ 「欧州大戦ノ時局ニ際シ我方ノ執ルベキ対支政策ニ関スル意見」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九三四頁)。

¹⁷⁰ 岡は、満蒙における鉱山の採掘優先権を獲得することを主張した (JACAR:B13080691700 〈二画像目)「大正三年十一月一日～十一月九日(1)」〈7-1-8-28_1_009〉〈外務省外交史料館〉)。

¹⁷¹ 「一九一四年八月一八日付田中参謀部付発岡陸相宛書簡」(一) (「岡市之助関係文書」国会図書館憲政資料室所蔵)。

¹⁷² 大倉財閥は、本溪湖付近の牛心台炭鉱、田師付溝炭鉱、太子河沿岸鉄山の獲得を目指していた。外務省が獲得すべき鉱山として作成したリストに牛心台と田師付溝は載っているが、太子河沿岸は載っていない(村上「本溪湖煤鉄会社と大倉財閥」)。

¹⁷³ 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記一 (外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五八〇頁)。

¹⁷⁴ 同前付記二、五八九頁。なお、領水航行権が削除された理由は分からなかった。また、領水航行権に関する意見書も、管見の限り見当たらない。

¹⁷⁵ 井上勇一『東アジア鉄道国際関係史』慶応通信、一九九八九年、二二三頁。なお、法庫門鉄道と満鉄の距離は、約二四～三二マイルである(同前、二二九頁)。

¹⁷⁶ 錦斉鉄道および錦愛鉄道は、満鉄から約一二〇マイルの距離があり、満鉄の平行線とはいえなかった(同前、二三七頁)。そこで日本は、錦斉鉄道や錦愛鉄道の敷設に参加することで、その利益を得ようとしていた(同前、二三八、二六〇頁)。ところが、法庫門鉄道、錦斉鉄道、錦愛鉄道はいずれも計画倒れとなり、日本にとって好ましい結果となった(同前、二七一頁)。

¹⁷⁷ 北野『明治・大正期の日本の満蒙政策史研究』一〇九頁。

¹⁷⁸ 鉄道敷設については、樺山が、鄭家屯～赤峰間、林西県～倫諾間、鳳凰城～臨江間の鉄道敷設権獲得、撫順線の延長、溪城鉄道の敷設 (JACAR:B03030282700 〈五画像目)「樺山資英小池政務局長宛書簡」〈1-1-2-81_001〉〈外務省外交史料館〉)、町田が北京～熱河間鉄道の敷設 (「欧州大戦ニ当リ我国ガ中国ニ於テ獲得スベキ事項ニ関スル意見」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九一六頁)、小村が、洮赤線の延長及び、赤朝線、京熱線、営口～盖平～安東間鉄道の敷設権を獲得することを主張した

(JACAR:B03030281200「九月二十八日小村通訳官提出書類」〈1-1-2-81_001〉〈外務省外交史料館〉)。外務省幹部は、鉄道の敷設よりも、鉄道敷設の優先権を確保することを優先したとみられる。

¹⁷⁹ JACAR:B13080691700「大正三年十一月一日～十一月九日(1)」(7-1-8-28_1_009)

(外務省外交史料館)。

- 180 「一九一四年八月一八日付田中参謀部付発岡陸相宛書簡」(一) (「岡市之助関係文書」国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 181 「一九一四年四月二八日付加藤外相発落合奉天総領事宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、一一九～一二〇頁)。
- 182 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五六四、五八〇頁)。
- 183 北野『明治・大正期の日本の満蒙政策史研究』一〇三～一〇四頁。
- 184 同前、一三三～一三六頁。
- 185 北野「辛亥革命後の日本の満蒙政策」。
- 186 JACAR:B13080797800 (四三画像目)「大正三年十月/分割1」(7-1-8-28_19_001) (外務省外交史料館)。
- 187 「一九一四年四月二八日付加藤外相発落合奉天総領事宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊)。
- 188 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記一 (外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、三八〇頁)。
- 189 「一九一四年八月二六日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」(同前、五四五頁)。
- 190 閣議で「成案」が採択された後の一二月五日、中村覚(関東都督)が奉天省の政務、軍政の改善に際し日本人顧問を推薦すること、を主張した(「膠州湾租借地ヲ中国ニ還附ニ際シ報償トシテ満洲東蒙古ニ於テ獲得スベキ權益ニ付所見具申ノ件」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九五三頁)。
- 191 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記二 (外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五九〇頁)。
- 192 芳井研一『環日本海地域社会の変容』青木書店、二〇〇〇年、四〇～四一頁。
- 193 松本『日支新交渉に依る帝国の利権』増補版、一三四～一四〇頁。
- 194 「一九一四年八月一八日付田中参謀部付岡陸相宛書簡」(「岡市之助関係文書」国会図書館憲政資料室所蔵)。
- 195 JACAR:B13080691700「大正三年十一月一日～十一月九日(1)」(7-1-8-28_1_009) (外務省外交史料館)。
- 196 JACAR:Ref.B03030282700 (一一画像目)「樺山資英発小池政務局長宛書簡」(1-1-2-81_001) (外務省外交史料館)。
- 197 JACAR:B03030281200「九月二十八日小村通訳官提出書類」(1-1-2-81_001) (外務省外交史料館)。
- 198 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記二 (外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五九〇頁)。
- 199 森山茂徳『日韓併合』吉川弘文館、一九九二年、八九～九〇頁。
- 200 「一九一五年五月一四日大總統密諭」(黄紀蓮編『中日“二十一条”交渉史料全編』安徽

大学出版社、二〇〇一年、二三五～二三六頁）。

201 福田は、中国の領土を保全すること、中国が外国に利権を譲与したり、外国から借款を導入したりする場合は日本の同意を必要とすることを主張した（「日支協約案要領」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九〇三頁）。

202 「欧州戦乱ノ帰趨ト我対華政策ニ関スル件」（同前、九〇八頁）。

203 神田は、中国本土において外国に武力根拠地を貸与しないよう、中国に約束させることを主張した（「欧洲大戦ノ時局ニ際シ我方ノ執ルベキ对支政策ニ関スル意見」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九三一頁）。

204 黒龍会は、中国独立の主権と領土保全を尊重するとともに、外国借款の導入、領土の割譲、外国に対し宣戦・講和をする場合は、日本の同意を得ることを主張した（「对支問題解決意見」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九三七～九三八頁）。

205 岡は、中国が外国に利権を譲与したり、外国から借款を導入したりする場合は、まず日本との協議を必要とすることを主張した（JACAR:B13080691700〈二画像目〉「大正三年十一月一日～十一月九日（1）」〈7-1-8-28_1_009〉〈外務省外交史料館〉）。

206 田中は、日中両国が東アジアの安定に尽くすという名目のもと、外国に関係する事項については互いに協議した後に処理することを主張した（「一九一四年八月一八日付田中参謀部付発岡陸相宛書簡〈「岡市之助関係文書」国会図書館憲政資料室所蔵〉）。

207 明石は、利権の優先権を密約とすべきだと主張した（「一九一四年八月一六日付明石参謀次長発岡陸相宛書簡」〈「岡市之助関係文書」国会図書館憲政資料室所蔵〉）。

208 小川は、日中が同盟して中国の領土を保全すること、中国利権の外国への譲与を禁止することを主張した（「对支外交東洋平和根本策」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九四八頁）。

209 明石が韓国併合に携わっていたことは、笠原がすでに指摘している（『第一次世界大戦期における中国民族運動』、四一頁）。

210 「欧州戦乱ノ帰趨ト我対華政策ニ関スル件」（外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九〇八頁）。

211 「JACAR:B06150015700（一九画像目）「自大正四年九月 对支交渉一件 別冊 雑件ノ部一」（2-1-1-0-32_1）（外務省外交史料館）。

212 「一九一五年二月三日加藤外相駐日中国公使会談要領」（外務省編・発行『日本外交文書』大正四年第三冊上、一九六八年、一二九頁）。

213 「一九一四年五月一四日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（同前、四五一頁）。

214 「一九一五年五月一六日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」「一九一五年五月一七日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」同前、四六二、四六六～四六七頁）。

215 伊藤編『加藤高明』下巻、二〇九頁。また長岡や北岡は、意見書を中心に作成過程を検討し、『加藤高明』下の見解を踏襲した（長岡「対華二十一ヶ条要求条項の決定とその背景」。北岡『日本陸軍と大陸政策』一七二頁）。また飯森明子は、外相就任以前の加藤には、第五号のような中国の政治・軍事・文化を指導しようという対中構想はみられないと

論じている（「加藤高明の対外認識」）。奈良岡は、第五号には、対内譲歩、強硬派の要望の先取り、中国との交渉に際して撤回・交換をするための取引材料、雑多な寄せ集め、という四つの側面があったと論じている（『対華二十一カ条要求とは何だったのか』一八九～一九〇頁）。

²¹⁶ 小林「世界大戦と大陸政策の変容」及び、笠原『第一次世界大戦期の中国民族運動』三三、四〇頁。

²¹⁷ 斎藤「二十一カ条要求案の成立経緯」。

²¹⁸ 中国との交渉では、第二項と第七項は同時に商議されており、第二項と第七項を引き離す必要性がみられない（「一九一五年三月三〇日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、二七二頁）。

²¹⁹ 「支那ニ関スル外交政策ノ領」（外務省編『日本外交文書』大正二年第二冊、一〇七一～一〇七二頁）。

²²⁰ 張謇は、財政上難しいとしながらも、外国人顧問が必要になれば、山座に通知すると返答した。なお、この会談の要領が一二月三日付の日置宛電報に参考として付属していることから、加藤は張謇の返答を言質とみていたと考えられる（「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五七八～五七九頁）。

²²¹ JACAR:B03030276100「時局関係対支諸施設網目」（1-1-2-77_003）（外務省外交史料館）。「原型」の作成時期は、斎藤前掲論文を参照した。

²²² 高橋進『国際政治史の理論』岩波書店、二〇〇八年、二一三～二一四頁。

²²³ 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記一（外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五七九～五八〇頁）。

²²⁴ JACAR:B06150015700（七～一七画像目）「自大正四年九月 対支交渉一件 別冊 雑件ノ部一」（2-1-1-0-32_1）（外務省外交史料館）。

²²⁵ 飯森や笠原も、加藤や外務省幹部が中国ナショナリズムの影響力を認識していなかったと論じている（飯森「加藤高明の対外認識」、笠原『第一次世界大戦期の中国民族運動』九二～九三頁）。

²²⁶ 「一九一四年八月二九日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五四六～五四七頁）。

²²⁷ 「一九一四年九月二日付松平恒雄天津総領事発加藤外相宛電報」（同前、五五四頁）。

²²⁸ JACAR:Ref.B11090250500（一画像目）「支那人日本品「ボイコット」一件（日支交渉前後）/日支交渉前後」第四巻、分割一（3-3-8-3_2_004）（外務省外交史料館）。

²²⁹ 二カ条要求反対運動の基本的構造は、五四運動に引き継がれた（笠原『第一次世界大戦期の中国民族運動』一三二頁）。

²³⁰ JACAR:B03030281000（二一画像目）「支那之研究/9 第六章 2」『日独戦争の際に於ける帝国官民の対支政策其他の意見書雑纂』第一巻（1-1-2-81_001）（外務省外交史料館）。

²³¹ 「日本ノ執ルベキ対支外交私議」（外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九〇二

頁)。

²³² 「日支協約案要領」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九〇三頁)。

²³³ JACAR:B03030276100「時局関係対支諸施設網目」(1-1-2-77_003)(外務省外交史料館)。

²³⁴ 大島は、軍政の改革や庶政の刷新を幫助することを主張した(「欧州戦乱ノ帰趨ト我対華政策ニ関スル件」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九〇八頁)。

²³⁵ 東亜同志会は、陸海軍、軍人学校に顧問を傭聘させることを主張した(「我国ガ中国ヨリ獲得スルヲ要スル権利ニ関スル意見書」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九一一頁)。

²³⁶ 町田は軍事・外交・財政顧問を傭聘させることを主張した(「欧州大戦ニ当リ我国ガ中国ニ於テ獲得スベキ事項ニ関スル意見」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九一六頁)。

²³⁷ 小村は、中国政府に軍事・警察・その他の顧問を推薦し、傭聘させることを主張した(JACAR:B03030281200「九月二十八日小村通訳官提出書類」〈1-1-2-81_001〉〈外務省外交史料館〉)。

²³⁸ 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記一(外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五七九頁)。

²³⁹ JACAR:B06150015700(一二画像目)「自大正四年九月 対支交渉一件 別冊 雑件ノ部一」(2-1-1-0-32_1)(外務省外交史料館)。

²⁴⁰ 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五六七頁)。

²⁴¹ 岡は、中国軍の軍事改善を指導することを主張した(JACAR:B13080691700〈二画像目〉「大正三年十一月一日～十一月九日〈1〉」〈7-1-8-28_1_009〉〈外務省外交史料館〉)。

²⁴² 黒龍会は、中国陸海軍の改革・教練を日本に委任すること、日本人財政顧問を最高顧問とし、財政改革を委任すること、教育顧問を傭聘のうえ日本語学校を各地に設置し、人文の啓発を図ることを主張した(「対支問題解決意見」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九三七～九三八頁)。

²⁴³ 小川は、陸海軍、外交、財政、教育、殖産、司法、交通等の部門に顧問を傭聘させることを主張した(「対支外交東洋平和根本策」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九四九頁)。

²⁴⁴ 「帝国中華民国兵器同盟策」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、八六五～八六八頁)。

²⁴⁵ JACAR:B03030276100「時局関係対支諸施設網目」『支那政見雜纂』第三卷(1-1-2-77_003)(外務省外交史料館)。

²⁴⁶ JACAR:B03030282500(一～六画像目)「白井哲夫発加藤宛書簡」『日独戦争の際に於ける帝国官民の対支政策其他の意見書雜纂』第一卷(1-1-2-81_001)(外務省外交史料館)。引用は一画像目。なお、アジア歴史資料センターの表題は「白井哲夫発加藤宛書簡」

と誤って表記されている。

²⁴⁷ 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五六七頁)。

²⁴⁸ 原奎一郎編『原敬日記』第六卷、乾元社、一九五一年、一九一四年九月二三日条、一四〇頁。

²⁴⁹ JACAR:B06150015700(五、一二画像目)「自大正四年九月 对支交渉一件 別冊 雑件ノ部一」(2-1-1-0-32_1)(外務省外交史料館)。なお齋藤によれば、これらの史料は筆写史料であるため、筆写の際に抜け落ちた可能性がある(前掲論文)。

²⁵⁰ 齋藤「二十一か条要求案の成立経緯」。なお岡は、中国の兵器製造を指導することを主張した(JACAR:B13080691700〈二画像目〉「大正三年十一月一日～十一月九日〈1〉」〈7-1-8-28_1_009〉〈外務省外交史料館〉)。(JACAR:B13080691700(二画像目)「大正三年十一月一日～十一月九日〈1〉」〈7-1-8-28_1_009〉〈外務省外交史料館〉)。

²⁵¹ 東亜同志会は、中国が兵器、被服などの軍用品を輸入する場合は、日本を優先すべきことを主張した(「我国が中国ヨリ獲得スルヲ要スル権利ニ関スル意見書」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九一一頁)。

²⁵² 町田は、兵器の製造及び供給を日中合弁とするか、日本が製造・供給を引き受けることを主張した(「欧州大戦ニ当リ我国が中国ニ於テ獲得スベキ事項ニ関スル意見」同前、九一六頁)。

²⁵³ 黒龍会は、中国軍が日本製兵器を採用すること、兵器製造所を中国内地に設置することを主張した(「对支問題解決意見」同前、九三八頁)。

²⁵⁴ 奈良岡『对華二十一カ条要求とは何だったのか』一四五、二九八～三〇〇頁。

²⁵⁵ 「一九一四年九月二一日井上・大隈会見記」(山本編『第二次大隈内閣関係史料』一四六頁)。

²⁵⁶ 日露戦争後、欧米諸国では黄禍論が盛んに唱えられるようになった。山県は、黄禍論が欧米で流布していることに対してどのように対応すべきか、という点で人種競争論を展開していた。(ジョージ・アキタ、伊藤隆「山県有朋と「人種競争」論」『年報・近代日本研究』七、一九八五年)。

²⁵⁷ 「对支政策意見書」(大山梓編『山縣有朋意見書』原書房、一九六六年、三四〇～三四五)。

²⁵⁸ 「一九一四年九月二〇日井上・大浦会談」(山本編『第二次大隈内閣関係史料』一三四頁)。なお、このとき井上は、大浦兼武農商相から渋沢栄一(元実業家)や伊集院彦吉(元駐華公使)を派遣してはどうかという提案を受けたが、これらの案を却下した(同前、一三五頁)。

²⁵⁹ 井上馨侯傳記編纂委員会編『世外井上公傳』五、原書房、一九六八年、三九〇頁。

²⁶⁰ 原敬著、原奎一郎編、『原敬日記』第六卷、乾元社、一九五一年、一九一四年一月二三日条、一八二頁。

²⁶¹ JACAR:B06150015700(一二画像目)「自大正四年九月 对支交渉一件 別冊 雑件ノ部

一」(2-1-1-0-32_1)(外務省外交史料館)。

²⁶² JACAR:B11090026500(一四画像目)「支那ニ於テ内外人ノ経営ニ係ル公益的施設ニ関シ調査方ノ件 大正四年五月」(3-3-7-34)(外務省外交史料館)。

²⁶³ 同前、二三画像目。

²⁶⁴ 東本願寺は、一八九八年に杭州、一九〇一年に泉州にそれぞれ教育施設として東文学堂を開設したが、いずれも小規模で経営基盤が弱く、長続きしなかった(阿部洋『中国の近代教育と明治日本』龍溪書舎、二〇〇二年、一四九頁)。また、一九〇一年、中島裁之は北京東文学社を設立したが、学生から授業料を徴収しないこととしたため、袁世凱(直隸総督)の援助を受けるなどして同校を運営した。ところが、一九〇五年に清政府が派遣した海外視察団に爆弾を投げつけた犯人が、北京東文学社に在籍していたというデマが流れると、同校を援助してきた袁世凱は苦しい立場に立たされた。このような事情により中島は、翌年北京東文学社を張鏌緒(留日経験者)に移譲した(佐藤三郎『近代日中交渉史の研究』吉川弘文館、一九八四年、二八四～二八五、二九八、三二六～三三二頁)。

²⁶⁵ 「一九一五年二月五日總長〔陸徴祥〕與日置使第二次會議問答」(中央研究院近代史研究所編・発行『二十一條交渉』(民國四～五年)上、一九八五年、二九頁)。

²⁶⁶ 東亜同志会は、学校の日中合弁権を獲得することを主張した(「我国ガ中国ヨリ獲得スルヲ要スル権利ニ関スル意見書」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九一一頁)。

²⁶⁷ 神田は、寺院・学校を設立し、布教・教育を自由に行う権利を獲得することを主張した(「欧洲大戦ノ時局ニ際シ我方ノ執ルベキ对支政策ニ関スル意見」同前、九三一頁)。

²⁶⁸ 黒龍会は、日本語学校を中国各地に設立し、中国国民を啓発することを主張した(「对支問題解決意見」同前、九三八頁)。

²⁶⁹ 佐藤『近代日中交渉史の研究』、二二三、二三八～二三九頁。

²⁷⁰ 若槻は、本願寺の布教活動が妨害されたので、第七項を挿入したと回想している(『古風庵回顧録』読売新聞社、一九七五年、二一九頁)。

²⁷¹ 一九一五年当時から東本願寺は、第七項は政府主導で挿入されたものと認識していた(小川原正道「对華二十一箇条要求と仏教」『近代仏教』第二〇号、二〇一三年六月)。

²⁷² 「我国ガ中国ヨリ獲得スルヲ要スル権利ニ関スル意見書」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九一一頁)。

²⁷³ 「欧洲大戦ノ時局ニ際シ我方ノ執ルベキ对支政策ニ関スル意見」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九三一頁)。

²⁷⁴ JACAR:B03030281200「九月二十八日小村通訳官提出書類」(1-1-2-81_001)(外務省外交史料館)。

²⁷⁵ 一九〇八年七月、伊藤博文韓国統監は、韓国の地方支配強化や、義兵闘争を鎮圧するため、韓国警察を各道の観察使の統制下においた(森山『日韓併合』、一五八～一五九頁)。

²⁷⁶ 「日支協約案要領」、「对支問題解決意見」(外務省編『日本外交文書』大正三年第二

冊、九〇三、九三五～九四六頁)。

277 青柳は、満蒙に日本の警察権を敷設することを主張した (JACAR:B03030282100 〈三画像目〉「意見書 附 支那革命党現状」〈1-1-2-81_001〉〈外務省外交史料館〉)。ただ、青柳はどのような形式で日本の警察権を敷設するのか、具体的なことは書いていない。

278 小池張造 (外務省政務局長) は第三項について、中国が受け入れる見込みはないので、最終的に撤回し、交換的に他の条項を受諾させることを想定していた (北岡『門戸開放政策と日本』一一八頁)。

279 JACAR:B03030276100 「時局関係対支諸施設綱目」 (1-1-2-77_003) (外務省外交史料館)。

280 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」・付記一 (外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五六七、五八一頁)。

281 加藤は、一九一四年七月の時点で、南潯鉄道延長線の敷設を重要問題として位置づけていた (久保田『対中借款の政治経済史』一四四頁)。

282 JACAR:B03030281000 「支那之研究／9 第六章 2」 (1-1-2-81_001) (外務省外交史料館)。

283 「一九一四年八月二六日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」 (外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五四五頁)。

284 「欧洲大戦ニ当リ我国ガ中国ニ於テ獲得スベキ事項ニ関スル意見」 (外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九一六頁)。

285 「JACAR:B03030281200 「九月二十八日小村通訳官提出書類」 (1-1-2-81_001) (外務省外交史料館)。

286 JACAR:B03030276100 「時局関係対支諸施設綱目」 (1-1-2-77_003) (外務省外交史料館)。

287 「原案」には、福建省の投資・顧問傭聘優先権も書かれているが「削ル」という符号が付されている (「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記一、外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五八一頁)。

288 JACAR:B06150015700 (一二画像目) 「自大正四年九月 対支交渉一件 別冊 雑件ノ部一 (2-1-1-0-32_1) (外務省外交史料館)。

289 「一九一四年一二月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五六七頁)。

290 JACAR:B07090343500 (三七画像目) 「福建省三都澳ニ海軍用地購入ノ件」 (5-1-7-0-15) (外務省外交史料館)。

291 JACAR:B03030281000 (三一画像目) 「支那之研究／9 第六章 2」 (1-1-2-81_001) (外務省外交史料館)。

292 平間洋一は、福建省の不割譲を重視していた海軍が、二一カ条要求に全く関与していなかったとは言い切れないと述べている。しかし、島村速雄海軍軍令部長が、二一カ条要求の内容を初めて知ったのは朝日新聞の号外であり、海軍が二一カ条要求に積極的に関与

していた形跡は確認できない、と平間は論じている（『第一次世界大戦と日本海軍』慶応義塾大学出版会、一九九八年、一七五～一七六頁）。

²⁹³ JACAR:B13080797800（四八～四九画像目）「大正三年十月／分割1」（7-1-8-28_19_001）（外務省外交史料館）。

²⁹⁴ 「一九一四年一月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」（外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五六七頁）。

²⁹⁵ 「一九一四年八月二六日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五四五頁）。

²⁹⁶ 「欧州大戦ニ当リ我国ガ中国ニ於テ獲得スベキ事項ニ関スル意見」（外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九一六頁）。

²⁹⁷ 「一九一四年一月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」（外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五六七頁）。

²⁹⁸ 奈良岡『対華二十一ヵ条要求とは何だったのか』三一三頁。

²⁹⁹ 尚友倶楽部編『大正初期山県有朋談話筆記』続、芙蓉書房出版、二〇一一年、二〇頁。

³⁰⁰ 高橋義雄『萬象録』巻二、思文閣出版、一九八六年、一九一四年九月四日条、二〇二頁。

³⁰¹ 町田は、膠州湾を武力で奪取した以上、中国に膠州湾を還付する義理はないと論じている。また、膠州湾を還付すれば中国に対する日本の権威が失墜するばかりでなく、日本国民の怒りを買うことにもあるだろう、と町田は論じた（「欧州大戦ニ当リ我国ガ中国ニ於テ獲得スベキ事項ニ関スル意見」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九一八～九一九頁）。

³⁰² 対支連合会は、膠州湾の占領を継続すべきことと、もし膠州湾を還付しなければならなくなった場合は、十分な代償を要求すべきことを主張した（「対支根本政策ニ関スル意見」同前、九二八～九二九頁）。

³⁰³ 東亜同志会は、膠州湾を永久に占領すべきと説いたが、適当な時期に一般通商港として開放するよう主張した（「我国ガ中国ヨリ獲得スルヲ要スル権利ニ関スル意見書」同前、九一〇頁）。

³⁰⁴ 黒龍会は、「平和克服ノ後」に膠州湾を還付すべきと主張した（「対支問題解決意見」同前、九三七頁）。しかし、黒龍会のいう「平和克服」とは、何を意味するのか不明である。

³⁰⁵ 小川は、中国が自彊独立を遂げた後に膠州湾を還付すべきと主張した（「対支外交東洋平和根本策」同前、九四八頁）。

³⁰⁶ 「欧洲戦乱ノ帰趨ト我対華政策ニ関スル件」（同前、九〇七頁）。

³⁰⁷ 「膠州湾租借地ヲ中国ニ還附ニ際シ報償トシテ満洲東蒙古ニ於テ獲得スベキ權益ニ付所見具申ノ件」（同前、九五二頁）。

³⁰⁸ 千葉『旧外交の形成』二八四頁。

-
- 309 神田は膠州湾の還付条件として、山東鉄道や鉾山などのドイツ権益を継承することや、各国が青島に居留地を設置することを認めることを主張した（「欧洲対戦ノ時局ニ際シ我方ノ執ルベキ对支政策ニ関スル意見」外務省編『日本外交文書』大正三年第二冊、九三一頁）。
- 310 成田は、膠州湾・山東鉄道を還付する見返りとして五～一〇億円の代償金を請求することを主張した（JACAR:B03030284300「青島処分ニ就テ」〈1-1-2-81_002〉〈外務省外交史料館〉）。
- 311 JACAR:B03030284200（九画像目）「卑見」（1-1-2-81_002）（外務省外交史料館）
- 312 鈴木は膠州湾の還付条件として、山東鉄道及び鉾山の日中合弁化を主張した（JACAR:B03030284600〈一六～一七画像目〉「对支策」〈1-1-2-81_002〉〈外務省外交史料館〉）。
- 313 ただし原敬（政友会総裁）は、「焼討位は之あらんも是れ恐るゝに足らず」と、焼き討ちが起きても政変につながる可能性は低いとみていた（原敬『原敬日記』第六卷、一九一四年一月五日条、一七三頁）。
- 314 JACAR:B03030276300「膠州湾処分ニ就テ」（1-1-2-77_003）（外務省外交史料館）。
- 315 同前。
- 316 このような判断の背景には、前年に加藤が中国視察で得た知見も反映されているのではないだろうか。前述のように、加藤は天津の日本専管居留地を視察した際、専管居留地が中国資産家の避難所になっていることを目の当たりにした。専管居留地には中国人を保護するという役割もあるのだから中国側は受け入れるだろうという、見込みが働いてしまったのではないかと推測する。
- 317 「一九一四年一月三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記一・二（外務省編『日本外交文書』大正三年第三冊、五八〇、五八九頁）。
- 318 同前、附属書六、五六七頁。
- 319 二一ヵ条要求交渉中、日本側は第一次修正案において、第七項を吉長鉄道に関する契約内容の修正、と改めた（「一九一五年二月一六日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」外務省編、『日本外交文書』大正四年第三冊上、一六六頁）。この修正は小村の意見と同じものであった。日本側が吉長鉄道の経営を九九年間日本に委任せよ、と要求したのは、ふっかけだったと考えられる。
- 320 六月下旬、原は山県と会談した際、「第五項は實は陸軍の申出に係れりと加藤が洩らせりと聞く」と述べた。すると山県は、陸軍が主張したのは軍事顧問の傭聘であり、政治・財政顧問を追加したのは加藤の側だったのではないかとし、「何れにしても加藤之を是なりとして加へたるものなり」と述べた（原敬『原敬日記』第六卷、一九一五年七月八日条、二七九～二八一頁）。筆者も、山県が述べるように、加藤が進んで陸軍の意見を受け入れたというのが実態であったと考えている。
- 321 「一九一四年八月一九日付井上宛望月書簡、井上の大隈に対する外交質問」（山本編『第二次大隈内閣関係史料』九三頁）。

³²² 井上と松方は、それぞれ個別に加藤と会談した（「一九一四年九月二七日井上・加藤外相会見記」山本編『第二次大隈内閣関係史料』一八八～一九六頁。原敬『原敬日記』第六卷、一九一四年一月二三日条、一八一～一八二頁。松方が加藤といつ会談したのか詳しい日付は不明）。しかし、井上や松方が、二一カ条要求作成時に加藤の外交方針を大きく覆すことはなかった。

³²³ 周知のとおり、元老が二一カ条要求の第五号に強く反発したため、大隈内閣は第五号を後日商議と修正して中国に最後通牒を發出した。このような元老の介入について一九一五年五月一日の『東京朝日新聞』社説は、「元老會議を廢せ」と題し「元老の位置を以て閣員以上の如く心得、元老會議を以て内閣以上の内閣なるかの如く思惟するは、甚だしき間違い也」と論じ、元老會議の廢止を強く訴えた（『朝日新聞』復刻版、大正四年五月、一九八九年、日本図書センター）。

³²⁴ 尚友俱樂部編『大正初期山県有朋談話筆記』続、芙蓉書房出版、二〇一一年、二一頁。

³²⁵ 原敬『原敬日記』第六卷、一九一五年七月八日条、二八〇頁。

³²⁶ 北岡『門戸開放政策と日本』第I部第二章。千葉『旧外交の形成』二九五～二九六頁。

³²⁷ 島田「対華二十一カ条要求」（I）（II）。

³²⁸ 多くの先行研究は、ふっかけ・迷走のどちらの見方も成り立つと論じている。川島真は、第三項（中国警察の日中合同化）のようにふっかけで提示した条項もあれば、第五項（南潯鉄道延長線）のように、中国に受諾させようとしていた条項もあったと論じている（「二十一箇条要求と日中関係・再考」（川島編『近代中国をめぐる国際政治』（中央公論新社、二〇一四年）。また奈良岡は、日本側の二一カ条要求第一次修正案で、第五号が大幅に修正されたことから、第五号を撤回することで中国側と取引しようという考えもあったのではないかと推測している。しかし、日本国内の世論が沸騰したため、第五号を中国側に受諾させることにこだわってしまったのではないかと奈良岡は論じている（『対華二一カ条要求とは何だったのか』一九〇、二三二頁）。佐々木雄一は、中国側が第五号を受け入れればよし、受け入れなければ撤回して取引するという、曖昧な見込みで交渉を始めたのではないかと推測している（『帝国日本の外交』二四一頁）。

³²⁹ 笠原十九司は、外務省と陸軍が十分な協議をして第五号を中国側に提示していたとして、第五号における日本側の目的は中国の保護国化だった、と論じた（『第一次世界大戦期の中国民族運動』四〇、五〇～五一頁）。齋藤聖二は、外務省が主体となって第五号を作成したことを示し、日本側は最終的に第五号を撤回し、取引をするつもりだった、とみている（「二十一カ条要求案の成立経緯」）。筆者も前述のように、第五号の作成過程において、外務省が主体的だったというこれらの見方に同意する。しかし笠原と齋藤は、第五号の交渉過程については詳しく論じていない。

³³⁰ 奈良岡は、日中双方の世論が沸騰してしまったことで、膠州湾の還付が取引材料として機能しなくなってしまったのではないかと推測している。（『対華二一カ条要求と

は何だったのか』三一三頁)。一方で笠原は、日本軍が膠州湾を攻略して以降、多くの日本人が移住するようになり、日本側は膠州湾の還付を反故にしていた、と論じている(笠原『第一次世界大戦期の中国民族運動』四七～四八頁)。筆者も、笠原が論じるように、日本側が膠州湾の還付を骨抜きにしていたと考えている。ただ、日本側が第六号を交渉の切り札として使った、という経緯も併せて考察する必要があるのではないか。

³³¹ 袁世凱は孫寶琦に、逐条商議をすることで交渉を引き延ばすよう指示していた。ところが孫寶琦は、袁世凱の指示に従わず、日置に一括商議を挑んだ。これを聞いた袁世凱は、すぐさま孫寶琦を更迭した(曹汝霖著、曹汝霖回想録刊行会編訳『曹汝霖・一生之回憶』鹿島研究所出版会、一九六七年、七三～七四頁)。また、一九一四年八月に日本軍が山東省へ上陸したとき、袁世凱が日本にどう対応すべきか孫寶琦に尋ねたところ、孫寶琦は「ごまかしてばかり」で答えることができなかった(顧維鈞著、中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』第一冊、中華書局、一九八三年、一二〇頁)。孫寶琦が、袁世凱の期待に沿う働きができていなかったことも、更迭された一因だったのではないか。なお、新任の陸徵祥は交渉を引き延ばすため、会議の前に日置にお茶の接待をすることで会議の時間を短縮した(同前、一二三)。陸徵祥が袁世凱の方針を理解していたことも、外交総長に任命された理由だったのであろう。

³³² 「批外交次長曹汝霖雪帖」(駱寶善・劉路生主編『袁世凱全集』第三〇卷、河南大学出版社、二〇一三年、一四二～一四三頁)。

³³³ 「硃批日本公使日置益提出二十一條要求原案」(同前、一三四頁)。

³³⁴ 「一九一五年二月三日總長〔陸徵祥〕與日置使第一次會議問答」(中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』二十一條交渉〈民國四～五年〉上、一五頁)。

³³⁵ 「一九一五年二月六日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」(外務省編・発行『日本外交文書』大正四年第三冊上、一九六八年、一三六頁)。

³³⁶ 「一九一五年二月九日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」(同前、一四四頁)。

³³⁷ 「一九一五年二月九日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」(同前、一四六頁)。

³³⁸ 「一九一五年二月一〇日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」「一九一五年二月一二日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」(同前、一四六～一四八、一五二～一五三頁)。

³³⁹ 「一九一五年二月一三日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」(同前、一五七頁)。

³⁴⁰ 「一九一五年二月一六日付加藤外相發日置駐華公使宛電報」(同前、一六四、一六七～一六八頁)。

³⁴¹ 「一九一五年二月一六日付加藤外相發日置駐華公使宛電報」(同前、一六九頁)。

³⁴² 「一九一五年二月二日總長〔陸徵祥〕與日置使第三次會議問答」(中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』二十一條交渉、五七～五八頁)。

³⁴³ 「一九一五年二月二三日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、一八二頁)。

³⁴⁴ 「一九一五年二月二日總長〔陸徵祥〕與日置使第三次會議問答」(中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』二十一條交渉、六三～六四頁)。

-
- 345 「一九一五年二月二三日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、一八二頁)。
- 346 「一九一五年二月二五日付加藤外相發日置駐華公使宛電報」(同前、一八七～一八八頁)。
- 347 「總長〔陸徵祥〕與日置使第六次會議問答(中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』二十一條交涉、一一二、一一四頁)。なお、三月九日の第八回會議において日中は、旅順・大連の租借期限を一九九七年満期、満鉄の経営・売却期限をともに二〇〇一年、安奉鉄道の経営期限を二〇〇三年まで延長することで合意した(「一九一五年三月一〇日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、二一三頁)。
- 348 曹汝霖が第五号の各条項についてどのような見解を示したのかについても記すこととする。まず第一項について、中国を朝鮮やエジプトのごとく扱うもの、とみなした。第三項については、日本が中国内政を掌握することになる、と述べた。そして第四項について、(一)日本が中国軍の武器の数量を制限できるようになること、(二)日本が中国軍の兵器の質を左右できるようになること、(三)盗人に食料を与えるようなものであること、(四)日本が莫大な利益を得ることができると、という四つの問題点を挙げた(「批外交次長曹汝霖説帖」駱寶善・劉路生主編『袁世凱全集』第三〇卷、一四六頁)。
- 349 「硃批日本公使日置益提出二十一條要求原案」(同前、一三七頁)。
- 350 「一九一五年二月一日付中日交渉宜延緩不可與開議條文内容」(大總統府機要局)(中央研究院近代史研究所檔案館所蔵、北洋政府外交部档案、03-33-084-02-001、七画像目)。なお、中国政府の判断との関連は不明だが、金邦平(政治堂参議)が来日して大隈と会談した際、大隈は金邦平に「第五項は固より掛値なることを内示」してしまった(原敬『原敬日記』第六卷、一九一五年一〇月一四日条、三三一頁)。
- 351 「一九一五年二月五日總長〔陸徵祥〕與日置使第二次會議問答」(中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』二十一條交涉、二四頁)。また川島も、当初から日本側が第五号の文書化を中国側に求めていることを指摘し、日本側の説明が対米、対中でそれぞれ異なっていたことを指摘している(「二十一箇条要求と日中關係・再考」)。ただし川島は、第二回會議における日本側の説明が、後の第五号の交渉過程とどのように結びつくのか、という点までは十分に論じていない。
- 352 「一九一五年二月五日總長〔陸徵祥〕與日置使第二次會議問答」(中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』二十一條交涉、二八頁)。
- 353 「一九一五年二月六日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、一三八頁)。
- 354 「一九一五年二月七日付加藤外相發日置駐華公使宛電報」(同前)。
- 355 「一九一五年二月八日付加藤外相發日置駐華公使宛電報」(同前、一四〇頁)。
- 356 「一九一五年二月一〇日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」(同前、一四七頁)。
- 357 「一九一五年二月一二日付日置駐華公使發加藤外相宛電報」(同前、一五二頁)。

-
- 358 「一九一五年二月一三日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」(同前、一五九頁)。
- 359 奈良岡『対華二十一カ条要求とは何だったのか』二三二頁。
- 360 千葉は、第五号を掛値として活用するという日本側の真意が中国側に悟られないようにするため、加藤は第五号の取り扱いについて、駐華公使館員に十分知らせていなかったのだろう、と述べている(『旧外交の形成』二九六頁)。しかし、四月一五日に陸徴祥が、日本側が第五号を撤回すれば、東蒙の諸条件を受け入れてもよい、と日本側に提案したにもかかわらず、加藤は陸徴祥の提案を断った(島田「対華二十一カ条要求」〈I〉〈II〉)。このようなやり取りをみても、やはり第五号を掛値として活用するというような方針は、日本側にはそもそもなかったと考えるべきではないか。
- 361 「一九一五年二月一三日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、一五五～一五八頁)。
- 362 「一九一五年二月一六日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」(同前、一六六～一六八頁。引用は一六八頁)。
- 363 「一九一五年三月九日總長〔陸徴祥〕與日置使第八次會議問答」(中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』二十一條交渉(上)一四四～一四五頁)。
- 364 島田も、第三項が取引材料として十分な役割を果たすことなく撤回に至ったことを指摘している。また、島田によれば日置は第三項を撤回したことを加藤に報告し忘れていた。第三項は、欧米列国の猜疑が集中した条項であったため、加藤は第三項の説明に追われることとなった。加藤は四月二日に至ってようやく第三項が撤回されていたことを知ったが、アメリカが第三項をそれほど問題視していなかったこともあり、第三項を撤回したことをアメリカに通知しなかった。ところが、同日二日付でアメリカのポール・ラインシュ駐華公使は、日本側が中国に対して警察の日中合同化を頑なに要求しているという、誤った情報をアメリカ本国に送信した。ウッドロー・ウィルソン米大統領は、第五号の中でもとりわけ第三項を問題視し、五月一三日、中国の領土保全、門戸開放原則に反する日中間の取り決めを認めない、とする不承認宣言(ブライアン・ノート)を発出した(島田「対華二十一カ条要求」〈I〉〈II〉)。
- 365 堀川武夫『極東国際政治史序説』、一六九～一七〇頁。
- 366 顧維鈞『顧維鈞回憶録』第一冊、一二四頁。
- 367 元老が第五号の削除に動いた理由としては、有賀の説得が功を奏したという一面もあったと思われる。帰国中の有賀の動向や、二十一カ条要求交渉の終了後に日本人から寄せられた有賀への非難については、熊達雲「対華 21 箇条要求の交渉における有賀長雄について」(『社会科学研究』第二九卷、二〇〇九年)に詳しい。ただ、元老・松方正義が第五号の存在を当初から知っていたのではないか、という同氏の推測には疑問が残る。前章で述べたように、加藤は元老への文書の回覧を廃止していたからである。また曹汝霖は、松方は有賀を通じて初めて第五号の存在を知ったようである、と回想している(曹汝霖『曹汝霖・一生之回憶』七九頁)。実際、松方が第五号について知らなかったという状況もあり得るのではないか。

-
- 368 「一九一五年三月六日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、二〇七頁)。このほかにも加藤は、北清駐屯軍や鄭家屯駐屯軍の増強、新民屯への出兵、吉長鉄道の押収といった威圧手段を検討していた(「一九一五年三月五日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」同前、二〇六頁)。
- 369 細谷千博『両大戦間の日本外交』、三六頁。
- 370 北岡『門戸開放政策と日本』一三三頁。
- 371 『東日』一九一五年二月五日(マイクロ版)。
- 372 『東朝』一九一五年二月六日(『朝日新聞』復刻版、大正四年二月、日本図書センター、一九八九年)。
- 373 『東朝』一九一五年三月一日(『朝日新聞』復刻版、大正四年三月、日本図書センター、一九八九年)。
- 374 『東日』一九一五年三月二日(マイクロ版)。
- 375 笠原『第一次世界大戦期の中国民族運動』七〇～八六頁。
- 376 「一九一五年三月二五日大総統申令」(黄紀蓮編『中日“二十一条”交渉史料全編』安徽大学出版社、二〇〇一年、二三一頁)。
- 377 笠原『第一次世界大戦期の中国民族運動』九一～九三頁。
- 378 「一九一五年五月一四日大総統密諭」(黄紀蓮編『中日“二十一条”交渉史料全編』二二六頁)。
- 379 当時日本に亡命していた孫文は、袁世凱が売国行為をしているとみなし、反袁世凱活動を行っていた(李斌『拒日図存』社会科学文献出版社、二〇一八年、一九一、一九四頁)。また、中国の革命党は、袁世凱が二一カ条要求を受け入れる代わりに日本に亡命中の革命党員の取締りを日本政府に要請しているという宣伝も行っていた(「中華革命黨將中日交渉真相揭示國人」中華民國史事紀要編輯委員會編『中華民國史事紀要』民國四年(一九一五)一至一二月份、中華民國史料研究中心、一九八一年、三九五～三九六頁)。
- 380 『東日』一九一五年三月四日(マイクロ版)。
- 381 同前、一九一五年三月六日。
- 382 『東朝』一九一五年三月一七日(『朝日新聞』復刻版)大正四年三月)。
- 383 笠原『第一次世界大戦期の中国民族運動』八六～八九頁。
- 384 楊海程『日中政治外交史の研究』四五頁。
- 385 『東朝』一九一五年四月九日(『朝日新聞』復刻版)大正四年四月、日本図書センター、一九八九年)。
- 386 「一九一五年三月二七日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、二六六～二六七頁)。
- 387 「一九一五年四月七日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」(同前、二九七頁)。
- 388 「一九一五年四月一日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」(同前、三一〇～三一頁)。
- 389 「一九一五年四月一二日付加藤外相発日置公使宛電報」(同前、三一五頁)。

-
- 390 北岡は、第一項には日本以外の外国人顧問の制限・禁止や、日本人顧問の権限に関する規定がないことから、日本側が第一項を通じて中国政府への影響力を行使することはできないと論じている（『門戸開放政策と日本』一一四～一一五頁）。また島田は、従来中国政府は、文書の取り決めがなくとも日本人顧問を招聘しており、改めて文書を取り決める必要性がみられないと論じている（「対華二十一ヵ条要求」〈Ⅱ〉）。
- 391 島田「対華二十一ヵ条要求」（Ⅱ）。
- 392 「一九一五年四月七日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」「一九一五年四月九日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」「一九一五年四月一〇日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、二九九、三〇三～三〇七頁）。
- 393 「一九一五年五月一三日中国外交部向各国宣布中日交渉始末」（黄紀蓮編『中日“二十一条”交渉史料全編』安徽大学出版社、二〇〇一年、一五九頁）。
- 394 「一九一五年五月二六日外交総長陸徵祥对参议院之答復」（同前、二〇二頁）。
- 395 「一九一五年三月一二日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、二一九頁）。
- 396 「一九一五年四月一五日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（同前、三二二～三二四頁。引用は三二四頁）。
- 397 「一九一五年四月一六日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」（同前、三二五頁）。
- 398 「一九一五年四月一七日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（同前、三二七～三二八頁。引用は三二七頁）。
- 399 「一九一五年四月一七日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（同前、三二九～三三〇頁）。
- 400 北岡『門戸開放政策と日本』一三七頁。一方で川島は、アメリカが中国にどのような影響を及ぼしたのか、外交档案では十分に確認できないと述べている（「二十一箇条要求と日中関係・再考」）。なお顧維鈞は、当時の中国には英米の支持を得る以外に生き残る方策がなかったこと、アメリカから中国に対して中国の立場を支持するという申し出があったことを回想録で述べている（『顧維鈞回憶録』第一冊、一二一～一二二頁）。顧維鈞の回想をみると、アメリカが中国を支持したことは、中国側の態度が急変した理由と思われるものの、一次史料による十分な裏付けはない。
- 401 「一九一五年四月二日付加藤外相発日置公使宛電報」（外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、三三七頁）。
- 402 「一九一五年五月一日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（同前、三五八～三五九頁）。
- 403 「一九一五年五月二日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（同前、三六一頁）。
- 404 「一九一五年五月一三日中国外交部向各国宣布中日交渉始末」（黄紀蓮編『中日“二十一条”交渉史料全編』一六二頁）。
- 405 「一九一五年五月六日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」（同前、三七八～三七九頁）。

-
- 406 日本と中国の軍事力を比べると、日本の方が圧倒的に強力なように思える。しかし中村は、中国人民の多くが小銃を所持していること、保衛団、巡警（清朝の創設した警察組織）は軍事訓練を行っていること、馬賊・匪賊は「剽悍ニシテ行動敏活」であることから、中国との戦争は決して一筋縄ではいかないとみていた（JACAR:B03030285500「所見書」〈1-1-2-81_002〉〈外務省外交史料館〉）。
- 407 「一九一五年五月六日付加藤外相発日置駐華公使宛電報」付記二（同前、三八六頁）。
- 408 同前、三七八頁及び奈良岡前掲書、二四五～二四七頁。
- 409 高橋義雄『萬象禄』巻三、思文閣出版、一九八七年、一九一五年五月一四日条、一八一頁。原奎一郎編『原敬日記』第六巻、一九一五年五月一八日条、二五六頁。引用は『原敬日記』。
- 410 原敬『原敬日記』第六巻、一九一五年七月八日条、二八〇頁
- 411 尚友倶楽部編『大正初期山県有朋談話筆記』続、芙蓉書房出版、二〇一一年、二六頁。
- 412 一九一五年五月四日『東日』（マイクロ版）。
- 413 一九一五年五月五日、同前。
- 414 一九一五年五月四日『東朝』（『朝日新聞』〈復刻版〉大正四年五月、一九八九年、日本図書センター）。
- 415 「一九一五年五月九日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（外務省編『日本外交文書』大正四年第三冊上、四一六頁）。
- 416 一九一五年五月一日『東朝』（『朝日新聞』〈復刻版〉大正四年五月）。
- 417 一九一五年五月一五日、同前。
- 418 「一九一五年五月二五日付日置駐華公使発加藤外相宛電報」（同前、四八四頁）。
- 419 「陸軍省密大日記」一九一五年七月二七日条（栗原健編著『対満蒙政策史の一面』原書房、一九六六年、三五七頁）。
- 420 「一九二一年九月一三日付小幡西吉駐華公使発内田康哉外相宛電報」（外務省編・発行『日本外交文書』ワシントン会議上、一九七七年、一五八頁）。
- 421 一九一五年、日本側が最後通牒を中国側に発出した際、中国側は、後日商議となっていた第五号を拒否しようとした。ところが、日置が第五号の後日商議を拒否した場合、武力を行使がありうるとほめかしたので、中国側は第五号の後日商議を受け入れた（顧維鈞『顧維鈞回憶録』第一冊、一二五～一二六頁）。中国側が第五号の後日商議を撤回とみなしていなかった理由の一つは、このようなやり取りがあったからではないかと考えられる。
- 422 曹汝霖『曹汝霖・一生之回憶』一三三頁。
- 423 一九一五年五月一九日『東朝』（『朝日新聞』〈復刻版〉大正四年五月）。
- 424 高橋義雄『萬象禄』巻三、思文閣出版、一九八七年、五月二四日条、一九五～一九六頁。引用は一九六頁。
- 425 一九一五年六月二二日『東朝』（『朝日新聞』〈復刻版〉大正四年六月、日本図書センタ

一、一九八九年)。

⁴²⁶ 楊茜「山東問題に関する日中交渉」。また楊茜は、別の論文でワシントン会議における山東問題を検討し、北京政府が中国国内の世論に配慮し、特に山東鉄道の処分をめぐって強硬な態度をとらざるを得なくなったと論じている(「山東問題をめぐる中日交渉」)。

⁴²⁷ 白井勝美は、中国全権がベルサイユ条約への調印を拒否したのは、五四運動の高揚が原因ではないかと推測している(『日本と中国』一六一～一六二頁)。しかし川島は、五四運動が勃発する以前から中国全権がベルサイユ条約への調印を拒否する方向性で検討を開始していたことを指摘し、中国全権の自律的な判断であったと論じた(『中国近代外交の形成』二五五～二五六、二六五頁)。

⁴²⁸ 池井「山東問題、五四運動をめぐる日中関係」。申春野「「山東問題」の直接交渉をめぐる日中関係の展開」。笠原十九司『第一次世界大戦期の中国民族運動』四二七～四四〇頁。

⁴²⁹ 池井は、日中間で取り決められていた山東鉄道の延長線である済順・高徐線の敷設が対華借款団の共同事業となったことを示し、米国資本との協調が日本の対中方針であったと論じた(「山東問題、五四運動をめぐる日中関係」)。しかし、「山東懸案解決ニ関スル条約」では、山東鉄道の幹線・支線の管轄権が北京政府へ移転されたこと(第一四条)や、淄川等の鉱山採掘を日中合資会社で行うこと(第二二条)、が取り決められており、山東権益のすべてにおいて米国資本の導入が取り決められたわけではない(外務省条約局編『日支間並支那ニ関スル日本及多国間ノ条約』復刻版、クレス出版、一九九八年、四八九、四九一頁)。池井の指摘は、山東問題の一部を取り上げたに過ぎないように思われる。清水秀子は、日本が山東権益返還案をワシントン会議前の一九二〇年の時点で作成していたことを示し、日本が自主的に山東権益を中国へ返還したと述べている(「山東問題」)。しかし、日本がなぜ自主的に日中間の条約を改廃し、山東権益を返還したのか、清水は十分な説明をしていない。佐々木雄一は、原敬首相が山東省からの撤兵を、他の日中間問題を解決するための取引材料として使うことを念頭に置いていた、と論じている(『帝国日本の外交』三一九頁)。しかし、原が山東問題の解決へ乗り出す以前から、外務省が山東権益返還案を作成していたことを清水がすでに指摘しているが、佐々木は何も答えていない。

⁴³⁰ 山東問題について触れていないが、三谷太一郎は、五四運動終息後の一九一九年九月九日の原内閣の閣議決定を引用し、対中政策を遂行するにあたって日本側は学生団体の動向を大いに注視するようになった、と論じている(『日本政党政治の形成』増補、三三二頁)。ただ、同閣議決定の後半部分には、五四運動が拡大した要因は在華英米人や反北京政府派の扇動であるとされている。池井は閣議決定の後半部分に着目し、三谷とは真っ向から異なる解釈をしている(「山東問題、五四運動をめぐる日中関係」)。

⁴³¹ 申春野は、日米中の史料を用いて、中国全権の活躍は中国の国際的地位の向上に大きく貢献した、と論じた(「パリ講和会議と日米中関係」)。楊茜は、徐世昌北京政府大総統、陸徵祥(中国主席全権、北京政府)、顧維鈞(中国全権委員、北京政府)の動向を個

別に検討し、日本に対して融和的だった中国全権が強硬姿勢へと転じる過程を明らかにした（「パリ講和会議と対華二十一カ条」）。申春野・楊茜は両者とも中国全権が山東問題解決への道筋をつけたと評価している。しかし筆者は、後述するように両者の評価には賛同できない。

432 パリ講和会議において、専管居留地設置問題がどのように議論されたのかは堀川武夫『極東国際政治史序説』（三一〇～三三七頁）に詳しい。しかし堀川は、パリ講和会議閉会后、専管居留地がどうなったのかについては全く触れていない。

433 外務省条約局編『日支間並支那ニ関スル日本及多国間ノ条約』復刻版、クレス出版、一九九八年、四八三～四八五頁。

434 曹汝霖『曹汝霖・一生之回憶』一三四頁。

435 顔惠慶著、上海市档案馆訳『顔惠慶日記』第一巻、中国档案出版社、一九九三年、一九一八年一月一日条、七七七頁。

436 「一九一八年一月五日付發駐美顧公使〔維鈞〕電」（中央研究院近代史研究所編・発行『中日關係史料』巴黎和會與山東問題、二〇〇〇年、二五頁）。

437 楊茜「パリ講和会議と対華二十一カ条」。

438 曹汝霖『曹汝霖・一生之回憶』一三四～一三五頁。

439 白井『日本と中国』一〇六頁。

440 「第三回 外交調査会会議筆記」（伊東巳代治著、小林龍夫編『翠雨莊日記』原書房、一九六六年、三〇六～三〇七頁）。

441 「第四回 外交調査会会議筆記」（同前、三一六～三一七頁）。

442 「講和ニ関スル一月二十七日第十次打合會」（外務省編・発行『日本外交文書』巴里講和会議経過概要、一九七一年、五二頁）。

443 「一九一九年一月二九日着収法京陸總長〔徵祥〕電」（中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』巴黎和會與山東問題、三五頁）。

444 顧維鈞『顧維鈞回憶録』第一冊、一八五～一八六頁。

445 「一九一九年三月一九日付小幡駐華公使発内田外相宛電報」（同前、二〇〇頁）。

446 『顔惠慶日記』第一巻、一九一九年二月一日条、八一六頁。

447 顧維鈞は、パリへ着く前に公文書を全て紛失してしまったと回想録で述べている（『顧維鈞回憶録』第一冊、一八七頁）。しかし、陸徵祥は一月一九日付で北京政府に電報を発し、山東問題をすぐに提起しなければならないところだが、「済順及高徐両鉄道ニ関スル交換公文」と「山東省ニ於ケル諸問題処理ニ関スル交換公文」の写本を持ってきていないので、至急電報で交換公文の内容を知らせてほしい、と要請した（「一九一九年一月一九日着収法京陸總長〔徵祥〕電」中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』巴黎和會與山東問題、三〇頁）。この電報からは、中国全権が公文書を紛失したのではなく、そもそもパリに「済順及高徐両鉄道ニ関スル交換公文」と「山東省ニ於ケル諸問題処理ニ関スル交換公文」を持ってきていなかったことが分かる。また陸徵祥は、山東問題が日中間ですでに処理されていたことを知りながら、顧維鈞の独断を認めてしまったことが伺える。

448 顧維鈞によると、広東政府は王正廷を中国全権委員に任命していたわけではなく、王正廷が広東政府の許可を得ず、勝手にパリにやってきてしまったという。そのため広東政府内では王正廷に対する強い反発があったと顧維鈞は述べている（顧維鈞『顧維鈞回憶録』第一冊、一九四頁）。

449 『顔惠慶日記』第一巻、一九一九年三月七日条、八三四頁。なお、陸徴祥がパリへ逃避した直接のきっかけは、次のような事件である。中国全権内で会議をしていた際、王正廷が議長である陸徴祥の隣に座り、陸徴祥を肘で小突いて議長席から追い出した。そして王正廷は、自ら議長を務め、自身が中国全権の正当な代表であることをアピールした（顧維鈞『顧維鈞回憶録』第一冊、一九〇～一九一頁）。

450 楊茜「パリ講和会議と対華二十一ヵ条」

451 「一九一九年一月二九日付發陸總長〔徴祥〕電」（中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』巴黎和會與山東問題、三五～三六頁。引用は三六頁）。

452 中華民国臨時約法において、國務院は国家元首である大總統を補佐し、政治的責任を負うものと定められていた。だが、大總統と國務院の権力関係には、明確なルールがあったわけではない。一九一七年七月、段祺瑞國務總理が大總統の権限を弱めようとしたことで、國務院と大總統の深刻な対立が勃発した（楊海程『日中政治外交史の研究』芙蓉書房出版、二〇一五年、一二六、一三二～一三三頁）。山東問題をめぐる國務院と大總統の対立も、同様の背景があったとみられる。

453 「一九一九年四月一八日付松井慶四郎駐仏大使發内田外相宛電報」（外務省編『日本外交文書』大正八年第三冊上、二三九頁）。

454 「一九一九年一月三〇日着収法京陸總長〔徴祥〕電」（中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』巴黎和會與山東問題、三六頁）。

455 「一九一九年四月一七日ノ西園寺牧野兩委員ト「クレマンソウ」トノ會見」（外務省編『日本外交文書』巴里講和會議經過概要、七一八～七二〇頁。引用は七一九頁）。

456 「一九一九年四月二十一日ノ牧野珍田兩委員ト「ウキルソン」トノ會見」（同前、七二一～七二四頁。引用は七二四頁）。

457 「第一二回外交調査會會議筆記」（伊東巳代治『翠雨莊日記』四六四、四六七～四六八頁。引用は四六四、四六七頁）。

458 「一九一九年四月二日付法京陸專使電」（中国社会科学院近代史研究所編『秘笈錄存』中国社会科学出版社、一九八一年、一三二頁）。

459 「一九一九年四月三〇日付収法京陸總長〔徴祥〕電」（中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』巴黎和會與山東問題、一二二～一二三頁）。

460 「一九一九年四月三〇日付發法京陸總長〔徴祥〕電」（中央研究院近代史研究所編『巴黎和會與山東問題』一二四頁）。

461 「一九一九年四月二日付法京陸專使電」附録 某要人歐洲來電（中国社会科学院近代史研究所編『秘笈錄存』一三三頁）。

462 「一九一九年四月二六日夜ノ珍田委員ト「ランシング」トノ會見」外務省編『日本外交

文書』巴里講和会議経過概要、七四一～七四三頁。

463 同前。

464 「一九一九年四月三十日ノ首相會議」(同前、七五三頁)。

465 高原『ウィルソン外交と日本』二二八～二三一頁。

466 「一九一九年五月一五日付發法京陸總長〔徵祥〕電」(同前、一五一頁)。

467 「一九一九年五月二〇日付小幡駐華公使發内田外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正八年第三冊上、三二四頁)。

468 「一九一九年五月二五日付収法京陸總長〔徵祥〕電」(中央研究院近代史研究所編『巴黎和會與山東問題』一八五頁)。

469 「一九一九年六月一〇日付發法京陸總長〔徵祥〕電」(同前、二一一頁)。

470 川島『中国近代外交の形成』二五七～二五九頁)。

471 曹汝霖『曹汝霖・一生之回憶』一三九頁。

472 笠原『第一次世界大戦期の中国民族運動』三八五～三八八頁。

473 「一九一九年五月八日付有吉明上海總領事發内田外相宛電報」、「一九一九年五月一日付山田友一郎濟南領事代理領事官補發内田外相宛電報」(外務省編・発行『日本外交文書』大正八年第二冊下、一九七〇年、一一六一～一一六二、一一六七頁)。

474 一九一九年五月七日『東朝』(『朝日新聞』〈復刻版〉大正八年五月、日本図書センター、一九九一年)。

475 「一九一九年五月一三日付小幡駐華公使發内田外相宛電報」(同前、一一七八頁)。

476 「一九一九年五月一七日付山東問題に関する内田外務大臣の聲明」(外務省編『日本外交文書竝主要文書(上)』一九六五年、原書房、四九一頁)。

477 「一九一九年五月一三日付小幡駐華公使發内田外相宛電報」「一九一九年五月二一日付山田濟南領事代理發内田外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正八年第二冊下、一一七八、一一八八頁)

478 笠原『第一次世界大戦期の中国民族運動』四〇九～四一九頁。

479 六月三日、約二〇〇〇人の中国学生が北京各地で演説を行ったが、北京政府によって一斉に逮捕された。学生の大量逮捕をきっかけに、中国各地でストライキが行われる事態になった。五四運動の過激化を受け、八日、北京政府は学生を釈放、一〇日、大總統令を發し、親日官僚といわれた曹汝霖、章宗祥、陸宗輿を罷免した。六月三日の中国学生の演説は、六三運動と呼ばれる五四運動の画期となった(同前、四一九～四二四頁)。

480 原奎一郎編『原敬日記』第八卷、一九一九年五月二七日条、二三〇頁。

481 「一九一九年六月二日付内田外相發在華各領事宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正八年第二冊下、一二二八頁)。

482 「一九一九年六月四日付内田外相發石井菊次郎駐米大使宛電報」(同前、一二三五～一二三六頁)。

483 小林道彦他編『内田康哉関係史料集成』第三卷、伝記編(柏書房、二〇一二年、第五章)。

-
- 484 原敬『原敬日記』第八卷、一九一九年五月二二日条、二二六頁。
- 485 「一九一九年七月一七日付小幡駐華公使発内田外相宛電報」(外務省編・発行『日本外交文書』大正八年第三冊下、一九七一年、八四二～八四三頁。引用は八四三頁)。
- 486 「第一八回外交調査会会議筆記」(伊東『翠雨荘日記』五九〇頁)。
- 487 「一九一九年八月五日付發駐英施公使轉陸總長法岳代辦並轉顧公使電報」(中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』巴黎和會與山東問題、三〇八頁)。
- 488 「一九一九年七月二四日付収法京陸專使〔徵祥〕電」(同前、二七二頁)。
- 489 「一九一九年八月一八日付収法京顧公使〔維鈞〕電」(同前、三二〇頁)。
- 490 「一九一九年八月二四日付収法京陸總長〔徵祥〕電」(同前、三二六頁)。
- 491 「一九一九年八月五日付向西青島軍參謀長發菅野軍務局長宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正八年第三冊下、九〇二頁)。
- 492 「一九一九年八月二二日付向西青島參謀長發福田雅太郎參謀次長宛電報」(同前、九四四～九四五頁)。
- 493 「一九一九年八月二六日付小幡駐華公使発内田外相宛電報」(同前、九四八～九五〇頁)。
- 494 「一九一九年一〇月二〇日付田中陸相発内田外相宛」附属書(同前、九八九頁)。
- 495 「一九一九年十一月二二日付伊集院駐伊大使発内田外相宛電報」(同前、一〇三五頁)。
- 496 「一九二〇年一月一九日付小幡駐華公使発内田外相宛電報」(外務省編・発行『日本外交文書』大正九年第二冊上、一九七二年、一三頁)。
- 497 「一九二〇年一月二四日付小幡駐華公使発内田外相宛電報」(同前、一六～一七頁)。
- 498 川島『中国近代外交の形成』二六一頁。楊茜「山東問題に関する日中交渉」。
- 499 「収交通部抄送駐日莊代辦〔璟珂〕來電」(中央研究院近代史研究所編『中日關係史料』山東問題(上)、一九八七年、三八頁)。
- 500 例えば、衡州・浙江省・江蘇省・上海の教育会や、衡州・上海の商会等、様々な団体が北京政府に対して日本との直接交渉に反対する電報を発出した(「一九二〇年二月一三日付収衡州各團體電」「一九二〇年二月一三日付収浙江省教育會代電」「一九二〇年二月一三日付収江蘇教育會上海各團體電」同前、四四～四五頁)。
- 501 「一九二〇年二月一三日付収院交抄吳佩孚電」(同前、四五頁)。
- 502 「一九二〇年四月五日付小幡駐華公使発内田外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正九年第二冊上、三六頁)。
- 503 笠原『第一次世界大戦期の中国民族運動』六九〇頁。また、日本陸軍将校が育成し、段祺瑞の権力基盤であった辺防軍も、安直戦争によって壊滅した(藤井昇三「一九二〇年安直戦争をめぐる日中関係の一考察」日本国際政治学会編『日本外交史研究』有斐閣、一九六一年)。
- 504 顔惠慶著、呉建擁他訳『顔惠慶自伝』商務印書館出版、二〇〇三年、一四八頁。
- 505 清水「山東問題」

-
- 506 JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.B07090869500 (二〇～二一画像目)「山東懸案解決交渉一件／華府会議二至ル迄ノ経過」第三卷、(5-2-6-0-34_10_003) (外務省外交史料館)。
- 507 川島『中国近代外交の形成』二六三～二六四頁。
- 508 「一九二一年一月九日付小幡駐華公使発内田外相宛電報」(外務省編・発行『日本外交文書』大正一〇年第二冊、一九七五年、一頁)。
- 509 楊茜「山東問題に関する日中交渉」。
- 510 「一九二一年七月一日付幣原喜重郎駐米大使発内田外相宛電報」(外務省編・発行『日本外交文書』ワシントン会議上、一九七七年、九頁)。
- 511 「一九二一年七月二六日付幣原駐米大使発内田外相宛電報」(同前、六一頁)。
- 512 「一九二一年七月二三日付幣原駐米大使発内田外相宛電報」(同前、五一頁)。
- 513 「一九二一年七月二四日付幣原駐米大使発内田外相宛電報」(同前、五五～五六頁)。
- 514 「一九二一年八月二〇日付幣原駐米大使発内田外相宛電報」(外務省編・発行『日本外交文書』ワシントン会議下、一九七八年、四二一頁)。
- 515 「大綱」は「措置案」の字句を整理・修正しているが、内容について両者に違いはない(「一九二一年九月三日付内田外相発小幡駐華公使宛電報」外務省編『日本外交文書』大正一〇年第二冊、四〇～四二頁)。
- 516 「一九二一年九月七日付小幡駐華公使発内田外相宛電報」(同前、四六～四七頁)。
- 517 「一九二一年九月九日付小幡駐華公使発内田外相宛電報」(同前、四九頁)。
- 518 顔惠慶著、上海市档案馆訳『顔惠慶日記』第二卷、中国档案出版社、一九九六年、一九二一年九月七日条、六八頁。
- 519 「一九二一年九月九日付幣原駐米大使発内田外相宛電報」(同前、四九～五二頁。引用は五一頁)。
- 520 楊茜「山東問題に関する日中交渉」。
- 521 顔惠慶『顔惠慶日記』第二卷、一九二一年九月一五日条、七一頁。
- 522 「一九二一年一〇月六日付小幡駐華公使発内田外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』大正一〇年第二冊、七八～八〇頁)。
- 523 「一九二一年一〇月一五日付内田外相発小幡駐華公使宛電報」(同前、八六頁)。
- 524 「一九二一年一〇月一三日付内田外相発原首相宛」(外務省編『日本外交文書』ワシントン会議上、一九三頁)。
- 525 「一九二一年一一月三日付發駐英朱代辨〔兆莘〕公使美施公使〔肇基〕電」(中央研究院近代史研究所編『山東問題』(上)三三九頁)。
- 526 一九二二年一月一六日、日中は膠州湾租借地全域を開放地とすることで合意した(「一九二二年一月一六日付ワシントン会議全権発内田外相宛電報」外務省編『日本外交文書』ワシントン会議下、五六〇頁)。
- 527 「一九二一年一一月一四日付ワシントン会議全権発内田外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』ワシントン会議上、二三五頁)。

-
- 528 「一九二一年一月一六日付収美京顧施王代表〔維鈞〕〔肇基〕〔寵惠〕電」(中央研究院近代史研究所編『山東問題』(上)三四五頁)。
- 529 「一九二一年七月二六日付石井駐仏大使発内田外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』ワシントン会議上、五九～六〇頁。引用は六〇頁)。
- 530 「一九二一年一月一日付収美施公使〔肇基〕電」(中央研究院近代史研究所編『山東問題』(上)三四七頁)。
- 531 「一九二一年一月四日付ワシントン会議全権発内田外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』ワシントン会議下、四四四頁)。
- 532 「一九二一年一月八日付ワシントン会議全権発内田外相宛電報」(同前、四五八～四五九頁)。
- 533 「一九二一年一月一〇日付内田外相発ワシントン会議全権宛電報」(同前、四六一頁)。
- 534 顧維鈞『顧維鈞回憶録』第一冊、二二八～二二九頁。
- 535 「一九二一年一月一八日付ワシントン会議全権発内田外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』ワシントン会議下、四九〇頁)。
- 536 「一九二一年一月二〇日付ワシントン会議全権発内田外相宛電報」(同前、四九六頁)。
- 537 「一九二一年一月二一日付美京施顧王代表電」(中国社会科学院近代史研究所《近代史史料編集室》主編『秘笈録存』四八〇頁)。
- 538 「一九二一年一月二八日付外交部致代表団電」(同前、四八一～四八二頁。引用は四八二頁)。
- 539 「一九二二年一月一日付ワシントン会議全権発内田外相宛電報」別電一・二(外務省編『日本外交文書』ワシントン会議下、五四五～五四六頁)。
- 540 「一九二二年一月二日付内田外相発ワシントン会議全権宛電報」(同前、五四九～五五〇頁)。
- 541 「一九二二年一月九日付美京施顧王代表電」(中国社会科学院近代史研究所《近代史史料編集室》主編『秘笈録存』四八六～四八七頁)。
- 542 「一九二二年一月一〇日付外交部致代表団電」(同前、四八九頁)。
- 543 楊茜「山東問題をめぐる中日交渉」
- 544 「一九二二年二月二日付ワシントン会議全権発内田外相宛電報」(外務省編『日本外交文書』ワシントン会議下、六三四頁)。
- 545 幣原喜重郎『幣原喜重郎』日本図書センター、一九九八年、九九頁。
- 546 『東京朝日新聞』一九二二年五月四日(『朝日新聞』復刻版、大正一一年五月、日本図書センター、二〇〇五年、四五頁)。
- 547 JACAR:B11090289700 (二画像目)「学生団ノ日貨捜査運動禁遏方交渉ノ件」(3-3-8-6_001)(外務省外交史料館)。
- 548 奈良岡『対華ニ一ヵ条要求とは何だったのか』一五頁。

549 ただ、外務省が交渉の目的を一つに絞らなかったことは、交渉を紛糾・長期化させたように、極めて拙劣な点であった。斎藤聖二によれば、当初外務省は二部方式で交渉を進める予定であった。第五号は、交渉第二部の名残であったと斎藤は論じている（「二十一年か条要求案の成立経緯」）。

550 加藤は、一九一五年五月二二日の衆議院本会議で、漢口の日貨ボイコットについて、中国当局から鎮圧に全力を尽くすという回答を得たことを明かし、「此ノ騒動モ不日鎮マルコトト私ハ信ジテオリマス」と結んだ（「第三六回帝国議会衆議院本会議」一九一五年五月二二日「帝国議会会議録検索システム」<https://teikokugikai-i.ndl.go.jp/#/detailPDF?minId=003613242X00319150522&page=1¤t=148>

551 陸軍参謀本部も、中国の民族運動を意識して在華権益拡大を目指す方針をとっていた（明石岩雄「日中戦争論ノート」『奈良史学』第九号、一九九一年）。

552 石井ランシング協定の交渉過程については、重光蔵「石井・ランシング協定」（『日本外交史研究』大正時代、一九五八年）、長岡新次郎「石井ランシング協定の成立」（『国際政治』三七号、一九六七年）、高原『ウィルソン外交と日本』第二章、千葉『旧外交の形成』三四三～三四九頁を参照した。

553 重光「石井・ランシング協定」。

554 「一九二一年一〇月一三日付内田外相発ワシントン会議全権宛電報」（外務省編『日本外交文書』ワシントン会議上、一九四頁）。

555 三谷『日本政党政治の形成』増補、第二部第一章。特に二八六～二九二頁。

556 入江『極東国際新秩序の模索』四二、五一頁。なお、入江はアメリカが、国民党とソ連に関する情報が乏しく、それほど関心を払っていなかったと述べている（同前、五一頁）。

557 旅大回収運動が行われるという噂が広まると、伊集院彦吉（関東都督長官）は、在華アメリカ大使と会談し、日本側の立場に理解を求めた（「一九二二年一二月六日付伊集院長官発内田外相宛電報」外務省編・発行『日本外交文書』大正一一年第二冊、一九七六年）。

558 熊本史雄『幣原喜重郎』中央公論新社、二〇二一年、二六三～二六四頁。

559 入江『極東国際新秩序の模索』二五七～二五八頁。

《参考文献》

史料集・日記・回想録

青島守備軍民政部鉄道部編『山東鉄道旅行案内』別役元胤、一九二〇年（荒山正彦監修・解説『山東鉄道旅行案内/鉄道旅行案内』ゆまに書房、二〇一四年所収）。

原敬著、原奎一郎編『原敬日記』第八卷、乾元社、一九五〇年

同前『原敬日記』第六卷、乾元社、一九五一年

外務省編『日本外交文書竝主要文書（上）』一九六五年、原書房

伊東巳代治著、小林龍夫編『翠雨荘日記』原書房、一九六六年

外務省編・発行『日本外交文書』大正三年第三冊、一九六六年
曹汝霖著、曹汝霖回想録刊行会編訳『曹汝霖・一生之回憶』鹿島研究所出版会、一九六七年
外務省編・発行『日本外交文書』大正四年第三冊上、一九六八年
同前『日本外交文書』大正八年第二冊下、一九七〇年
同前『日本外交文書』大正八年第三冊上、一九七一年
同前『日本外交文書』巴里講和会議経過概要、一九七一年
同前『日本外交文書』大正九年第二冊上、一九七二年
同前『日本外交文書』大正一一年第二冊、一九七六年
若槻礼次郎『古風庵回顧録』読売新聞社、一九七五年
山本四郎編『第二次大隈内閣関係資料』京都女子大学、一九七九年
中華民國史事紀要編輯委員会編『中華民國史事紀要』民國四年（一九一五）一至二月份、中華民國史料研究中心、一九八一年
中国社会科学院近代史研究所編『秘笈録存』中国社会科学出版社、一九八一年
顧維鈞著、中国社会科学院近代史研究所訳『顧維鈞回憶録』第一冊、中華書局、一九八三年
中央研究院近代史研究所編・発行『二十一條交渉』（民國四～五年）上、一九八五年
高橋義雄『萬象録』卷二、思文閣出版、一九八六年
山本条太郎『山本条太郎』図書出版社、一九九〇年
櫻井良樹編『立憲同志会資料集』第二卷、柏書房、一九九一年
顔惠慶著、上海市档案馆訳『顔惠慶日記』第一卷、中国档案出版社、一九九三年
同前『顔惠慶日記』第二卷、中国档案出版社、一九九六年
歴史学研究会編『日本史史料』〔4〕近代、岩波書店、一九九七年
中央研究院近代史研究所編・発行『中日關係史料』巴黎和會與山東問題、二〇〇〇年
黄紀蓮編『中日“二十一条”交渉史料全編』安徽大学出版社、二〇〇一年
顔惠慶著、吳建擁他訳『顔惠慶自伝』商務印書館出版、二〇〇三年
全国図書館文献縮微複製中心編・発行『中日交渉密檔』第四冊、二〇〇四年
尚友俱樂部編『大正初期山県有朋談話筆記』続、芙蓉書房出版、二〇一一年
小林道彦他編『内田康哉関係史料集成』第三卷、伝記編（柏書房、二〇一二年）
駱寶善・劉路生主編『袁世凱全集』第三〇卷、河南大学出版社、二〇一三年

論文・研究書

松本忠雄『日支新交渉に依る帝国の利権』清水書店、一九一五年。後、一九二一年に増補版
伊藤正徳編『加藤高明』上下、加藤伯伝記編纂委員会、一九二九年
松本忠雄『近世日本外交史研究』博報堂出版部、一九四二年
小幡西吉傳記刊行会編・発行『小幡西吉』一九五七年

-
- 堀川武夫『極東国際政治史序説』有斐閣、一九五八年
- 重光蔵「石井・ランシング協定」(『日本外交史研究』大正時代、一九五八年)
- 石田栄雄「対華二十一箇条問題と列国の態度」(『国際報外交雑誌』五八巻四号、一九五九年、九月)
- 長岡新次郎「対華二十一ヶ条要求条項の決定とその背景」(『日本歴史』第一四四号、一九六〇年六月)
- 藤井昇三「一九二〇年安直戦争をめぐる日中関係の一考察」(日本国際政治学会編『日本外交史研究』有斐閣、一九六一年)
- 外務省編『小村外交史』原書房、一九六六年
- 栗原健編著『対満蒙政策史の一面』原書房、一九六六年
- 黒龍会編『東亜先覚志士記伝』中、原書房、一九六六年
- 角田順『満洲問題と国防方針』原書房、一九六七年
- 井上馨侯傳記編纂委員会編『世外井上公傳』五、原書房、一九六八年
- 入江昭『極東新秩序の模索』原書房、一九六八年
- 池井優「山東問題、五四運動をめぐる日中関係」(『法学研究』四三巻第一号、一九七〇年一月)
- 石橋湛山著、石橋湛山全集編集委員会編『石橋湛山全集』第四巻、東洋経済新報社、一九七一年
- 白井勝美『日本と中国』原書房、一九七二年
- 社会問題資料研究会編『所謂日比谷焼き討ち事件の研究』東洋文化社、一九七四年
- 山本四郎「参戦・二一ヶ条要求と陸軍」(『史林』第五七巻第三号、一九七四年五月)
- 清水秀子「山東問題」(『国際政治』五六号、一九七六年)
- 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』東京大学出版会、一九七八年
- 大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究』近藤出版、一九八二年
- 尾鍋輝彦『ヴェルサイユ体制』中央公論社、一九八二年
- 佐藤三郎『近代日中交渉史の研究』吉川弘文館、一九八四年
- ジョージ・アキタ、伊藤隆「山県有朋と「人種競争」論」(『年報・近代日本研究』七、一九八五年)
- 宓汝成著、依田憲家訳『帝国主義と中国の鉄道』龍谷書舎、一九八七年
- 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編著『太平洋戦争への道』新装版、朝日新聞社、一九八七年
- 島田洋一「対華二十一ヶ条要求」(I)(II)(『政治経済史学』二五九・二六〇号、一九八七年、一一、一二月)
- 細谷千博『両大戦間の日本外交』岩波書店、一九八八年
- 井上勇一『東アジア鉄道国際関係史』慶応通信、一九八九年
- 明石岩雄「日中戦争論ノート」『奈良史学』第九号、一九九一年
- 汪向荣著、竹内実監訳『清国お雇い日本人』朝日新聞社、一九九一年

-
- 森山茂徳『日韓併合』吉川弘文館、一九九二年
- 小林道彦「世界大戦と大陸政策の変容」(『歴史学研究』第六五六号、一九九四年三月)
- 三谷太一郎『増補 日本政党政治の形成』東京大学出版会、一九九五年
- 飯森明子「加藤高明の対外認識と外交指導」(『人間科学論究』第四号、一九九六年二月)
- 小林道彦『日本の大陸政策』南窓社、一九九六年
- 平間洋一『第一次世界大戦と日本海軍』慶応義塾大学出版会、一九九八年
- 木畑洋一他編『日英交流史』一、東京大学出版会、二〇〇〇年
- 芳井研一『環日本海地域社会の変容』青木書店、二〇〇〇年
- 服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本』有斐閣、二〇〇一年
- 阿部洋『中国の近代教育と明治日本』龍溪書舎、二〇〇二年
- 山本有造『「満洲国」経済史研究』名古屋大学出版会、二〇〇三年
- 川島真『中国近代外交の形成』名古屋大学出版会、二〇〇四年
- 申春野「パリ講和会議と日米中関係」(『国際公共政策研究』第九卷第二号、二〇〇五年三月) 同前「「山東問題」の直接交渉をめぐる日中関係の展開」(『国際公共政策研究』第一〇卷第一号、二〇〇五年九月)
- 高原秀介『ウィルソン外交と日本』創文社、二〇〇六年
- 奈良岡聡智『加藤高明と政党政治』山川出版社、二〇〇六年
- 満鉄会編『満鉄四十年史』吉川弘文館、二〇〇七年
- 千葉功『旧外交の形成』勁草書房、二〇〇八年
- E.H.カー著、原彬久訳『危機の二十年』岩波書店、二〇一一年
- 北野剛『明治・大正期の日本の満蒙政策史研究』芙蓉書房、二〇一二年
- 同前「辛亥革命後の日本の満蒙政策」(『歴史学研究』八九〇号、二〇一二年三月)
- 小川原正道「対華二十一箇条要求と仏教」(『近代仏教』第二〇号、二〇一三年六月)
- 櫻井良樹『加藤高明』ミネルヴァ書房、二〇一三年
- 笠原十九司『第一次世界大戦期の中国民族運動』汲古書院、二〇一四年
- 川島真「二十一箇条要求と日中関係・再考」(同編『近代中国をめぐる国際政治』(中央公論新社、二〇一四年)
- 川島真「対立と協調—異なる道を行く日中両国」(北岡伸一・歩平編『「日中歴史共同研究」報告書』第二卷、近現代史編、勉誠出版、二〇一四年)
- 奈良岡聡智『対華二十一箇条要求とは何だったのか』名古屋大学出版会、二〇一五年
- 北岡伸一『門戸開放政策と日本』東京大学出版会、二〇一五年
- 楊海程『日中政治外交史の研究』芙蓉書房出版、二〇一五年
- 久保田裕次『対中借款の政治経済史』名古屋大学出版会、二〇一六年
- 中谷直司『強いアメリカと弱いアメリカの狭間で』千倉書房、二〇一六年
- 三浦頭一郎「日本ナショナリズム史のなかの対華二十一箇条要求」(的場哲朗編著『第一次世界大戦と現代』丸善プラネット、二〇一六年)
- 櫻井良樹『国際化時代「大正日本」』吉川弘文館、二〇一七年

-
- 佐々木雄一『帝国日本の外交』東京大学出版会、二〇一七年
- 斎藤聖二「二十一か条要求案の成立経緯」(『東アジア近代史』第二一号、二〇一七年)
- 李斌『拒日図存』社会科学文献出版社、二〇一八年
- 楊茜「パリ講和会議と対華二十一カ条」(『北大史学』第五八号、二〇一八年一二月)
- 矢嶋光『芦田均と日本外交』吉川弘文館、二〇一九年
- 楊茜「山東問題をめぐる中日交渉」(『北方人文研究』第一三号、二〇二〇年三月)
- 同前「山東問題に関する日中交渉」(『ヒストリア』二〇二〇年四月)
- 北野剛「土地商組問題再考」(『日本史研究』六八九号、二〇二〇年一月)
- 大窪有太「日本陸軍と対国際連盟政策」(『史学雑誌』第一三〇編第一〇号、二〇二一年一〇月)
- 熊本史雄『幣原喜重郎』中公新書、二〇二一年
- 孫雨涵「落合謙太郎在奉天総領事と榭原農場事件」(『日本歴史』八八二号、二〇二一年一月)
- 樋口真魚『国際連盟と日本外交』東京大学出版会、二〇二一年